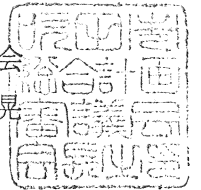




平成25年8月6日
(2013年)

吹田市長 井上 哲也 様

吹田市総合計画審議会
会長 今川 晃



吹田市総合計画基本構想・基本計画（素案）について（答申）

平成24年11月16日付け、24吹行企第1302号にて諮問のありました、吹田市総合計画基本構想（素案）及び平成25年2月19日付け、24吹行企第1622号にて諮問のありました吹田市総合計画基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、下記の意見を附すとともに、同基本構想（素案）及び同基本計画（素案）を別添のとおり一部修正して答申します。

記

わが国においては、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、情報通信技術の革新、地域主権改革における国と地方の関係の変化などあらゆる面で大きな転換期にあります。

このような社会経済情勢の中で、吹田市第3次総合計画目標の中間年度を迎え、持続的に発展する地域社会の形成に向けた計画となるよう基本構想を含む総合計画の抜本的な見直しとして、同基本構想・基本計画（素案）の諮問を受けました。

同第3次総合計画には、基本構想及び基本計画の推進にあたって、まちづくりにおけるあらゆる場面で、市民や事業者が参画し、市民、事業者、行政が各々の役割を分かち合う「協働のまちづくり」を位置付けていますが、市民の価値観やニーズが多様化かつ複雑化し、柔軟かつ迅速な対応が求められることから、「協働のまちづくり」を継承し、さらに進めることが求められています。

そうしたことから、同素案の方向性は適切と考えます。

協働を基軸として市民が主体となるまちづくりを発展させるために、具体的な行程、道筋を示し、市民、事業者、行政が共有する中で、まちづくりを進めていくことが必要であり、総合計画はその拠りどころとしての役割を果たす必要があります。

本計画が、そのような実のある計画となるように、以下の点に留意してまちづくりを推進することを望みます。

1 計画の共有

総合計画は、まちづくりの最も基本となる指針であり、まちづくりの主体である市民・事業者・行政がともに本計画に基づき、まちづくりに取り組める計画となる必要があります。まちの将来像・地域の特性・計画の趣旨や重点取組など、総合計画を多くの市民に知っていただくために、さまざまな機会を通して、説明していくことを求めます。

また、まちづくりに関するさまざまな情報を市民・事業者・行政で共有し、吹田らしさを意識したまちづくり、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組むことを求めます。

2 協働のまちづくりの推進

保健・医療、福祉、文化、教育、環境などの分野においてさまざまなまちづくりの活動が多様な担い手により活発化し、その活動領域が拡大しています。「協働のまちづくり」の推進にあたっては、そうした活動がさらに活発に行われ、さまざまな分野に広がることを支援することが求められています。

行政には、活動基盤を支えるための支援や、まちづくりの主体間の対話の機会の充実など市民活動や協働が進む環境づくりに取り組むことを求めます。また、「協働のまちづくり」における役割を認識し、全庁が一体となって率先的な取組を進めることを求めます。

3 行政経営の確立

総合計画基本計画との整合がとれている実施計画とすることをはじめ、計画の運用段階において、経営資源の重点的かつ効果的配分を考慮した、予算・行政評価・人事・目標管理といったマネジメントの仕組みが一連のものとして機能するシステムの構築をめざし、行政経営の質の向上に取り組むことを望みます。

4 行政組織内の連携の強化

各施策の効果的・効率的な推進にあたっては、総合計画の内容の庁内共有を強化し、将来像の実現のための3つのまちづくりの視点を念頭に置き、組織横断的に連携・協力して施策の推進に努めることを求めます。

5 総合計画の進行管理

総合計画の進行管理については、毎年度評価検証を行い、市民への説明責任を果たし、総合計画の着実な推進を図ることを求めます。また、市民と協働による評価・検証の仕組みづくりを求めます。

指標と目標値は、施策の目的の再確認や達成度合いを測るためのものであり、また、市の積極的な意思を示すものでもあります。そのため、定期的に指標・目標値を確認し、進行管理を進める中で指標や目標値の内容を充実させることを求めます。

吹田市総合計画(素案)
吹田2020ロードマップ

SUITA 2020 Roadmap

答 申 版
吹 田 市

あいさつ

吹田市長 井上哲也

はじめに（総合計画の策定にあたって）

本市は、昭和 54 年(1979 年)に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、三次にわたる総合計画を策定し、さまざまな課題に対応して総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

第 3 次総合計画策定後、世界経済の混迷や大規模災害の発生など社会経済状況の変化が、市民生活や市民意識に大きな影響を与えました。また、今後の少子高齢化に伴う人口構成の変化は、市民生活に大きな影響を与えることが予想されます。

自治体が主体的にまちづくりを進める、地域主権改革が進展しています。また、その延長線上として、市内の各地域のことは地域で考え、活動する市民が主体となる地域の実情にあったまちづくりを推進し、多様な地域課題に対応することが求められています。

このように、地域のまちづくりは、大きく変革する時期を迎えています。

将来にわたり誰もが安心して暮らせるまちとして持続的に発展させるためには、地域資源を有効に活用し、多様な主体の協働により地域力を強化していくことが必要です。

このため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分かち合い、得意分野を生かしながらまちづくりを推進するための指針として、第 3 次総合計画を抜本的に見直します。

【吹田市のまちづくりと地方自治】

年 代	吹田市のまちづくりや社会の動きなど	地方自治
1960～70 年代	千里ニュータウン開発 日本万国博覧会* 地下鉄御堂筋線江坂延伸、北大阪急行開業 江坂開発（大阪副都心）	昭和 44 年(1969 年)地方自治法改正により、基本構想の議決の義務づけ
第 1 次総合計画 昭和 54 年～平成 7 年 (1979～1995 年)	人口急増の最終段階 都市基盤整備の充実と強化	
第 2 次総合計画 平成 8 年～平成 17 年 (1996～2005 年)	少子高齢化、情報化、国際化、地球環境問題、バブル崩壊後の経済低迷、阪神淡路大震災(平成 7 年(1995 年))など社会経済環境が大きく変化 特例市に移行 平成 13 年(2001 年)	平成 12 年(2000 年)地方分権一括法*施行
第 3 次総合計画 平成 18 年～ (2006 年～	千里ニュータウン*の急速な高齢化 環境・防災に対する意識の高まり 自治基本条例施行 平成 19 年(2007 年) リーマンショックを引き金とする世界同時不況 平成 20 年(2008 年) 歴史的円高と製造業の海外拠点化 団塊の世代*の一斉退職 平成 19 年～22 年(2007 年～2010 年) 東日本大震災の影響 平成 23 年(2011 年) アジアの交流と対立	平成 19 年(2007 年)地方分権推進法施行 平成 23 年(2011 年)地方自治法改正により、基本構想の策定義務撤廃

※太字は吹田市に深く関連する項目

※万国博覧会…1970 年(昭和 45 年)に大阪で開催された国際的な博覧会。「人類の進歩と調和」をテーマとし、参加国は 79 カ国(44 パビリオン)、入場者数は延べ約 6,421 万人を超えた。その際の施設の一部が万博記念公園として利用されている。

※地方分権一括法…正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権を推進するために、475 本の法律改正を一括形式で行うもので、平成 11 年(1999 年)7 月 8 日に国会で成立。これにより、機関委任事務は廃止され、必ずしも明確にされていなかった国と地方自治体の役割分担が制度的にも「対等・協力」と位置づけられた。国からの事務権限の移譲が進み、地方自治体は、より地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められることとなった。

※千里ニュータウン…豊中市と吹田市にまたがる千里丘陵に、開発面積 1,160 ヘクタール、計画人口 15 万人で計画された、日本で最初の大規模住宅都市。大阪都市圏への人口集中を背景に、住宅需要の受け皿として期待される一方、当時の都市計画分野の先進手法を積極的に取り入れた実験都市としての性格も有していた。

※団塊の世代…第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームに生まれた世代のことで、一般的には昭和 22～24 年(1947～49 年)に生まれた人びとを指す。

吹田市総合計画を、みんなが共有し活用できる親しみやすい計画とするために、『吹田 2020 ロードマップ』と称しています。

1 吹田2020ロードマップとは

ロードマップは『道路地図』や『行程表』という意味があります。

吹田2020ロードマップは、2020年度の吹田市の将来像に向けた「地図」となり「行程表」となります。

この将来像の実現に向け、「何を達成する(目標)」「いつまでに達成する(期限)」「どのように達成する(手段)」などを明らかにしています。

2 吹田2020ロードマップの策定方針

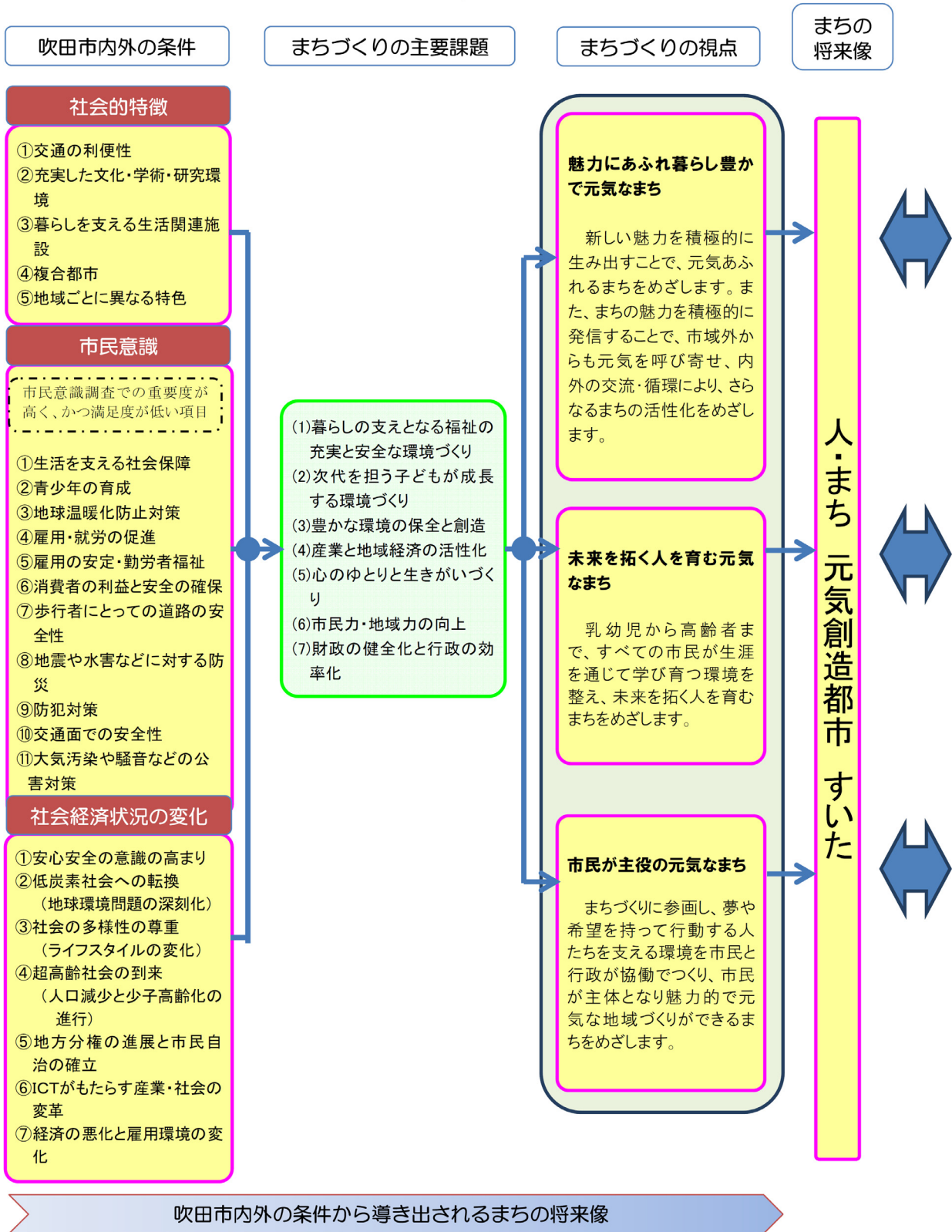
(1) 分かりやすい計画

- ◇ 多様なまちづくりの主体と共有できる分かりやすい計画
- ◇ 市民、事業者、行政の役割が分かる計画
- ◇ 環境や都市計画などの分野別計画との関係が分かる計画

(2) 戦略性のある計画

- ◇ まちづくりにおける戦略性が明確な計画
- ◇ 重点化する取組などが分かる計画

吹田2020ロードマップ《SUITA 2020 Roadmap》の概観



序 論

第1章 総合計画の位置づけと役割

第2章 計画の構成と期間

1 計画の構成

2 計画の期間

第3章 計画策定の背景

1 吹田市の特徴

(1)地理的・自然的特徴

(2)歴史的特徴

(3)社会的特徴

2 市民意識

3 社会経済状況の変化

4 まちづくりの主要課題

基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 人口と都市空間

第3章 将来像への基本方向

第4章 基本方向とまちのイメージ(施策体系)

第5章 将来像実現に向けて

基本計画

第1章 基本計画とは

1 基本計画とは

2 計画の期間

3 まちの将来像と基本計画の関係

4 基本計画の見方

第2章 基本計画

ルート1:平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

ルート2:誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

ルート3:ともしながり未来を拓く人づくりを進めるまち

ルート4:健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

ルート5:誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

ルート6:支え合いと備えで安全に暮らせるまち

ルート7:人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

ベース1:市民が主体となるまちづくりを進めます

ベース2:持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

資料編

**序
論**

第1章 総合計画の位置づけと役割

第2章 計画の構成と期間

第3章 計画策定の背景

第1章 総合計画の位置づけと役割

総合計画は、人権・文化・福祉・子育て・教育・環境・都市創造・産業など市民生活にかかわるあらゆる分野の本市における個別計画や事業を横断的にとらえた最も上位に位置づけられる計画です。

○まちづくりの指針

総合計画は、将来像の実現に向け、市民、事業者、行政が、協働によるまちづくりを推進するために、共有する指針です。

○行財政運営の基本方針

総合計画は、最適な経営資源の活用など効果的かつ効率的な行政経営の基本姿勢を示すとともに、行政評価を行う際の指標となります。

第2章 計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像や将来像実現に向けての基本方向と基本姿勢、それらを具体化したまちのイメージと取組を示します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるまちのイメージや取組を推進する具体的な施策の内容を示します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

2 計画の期間

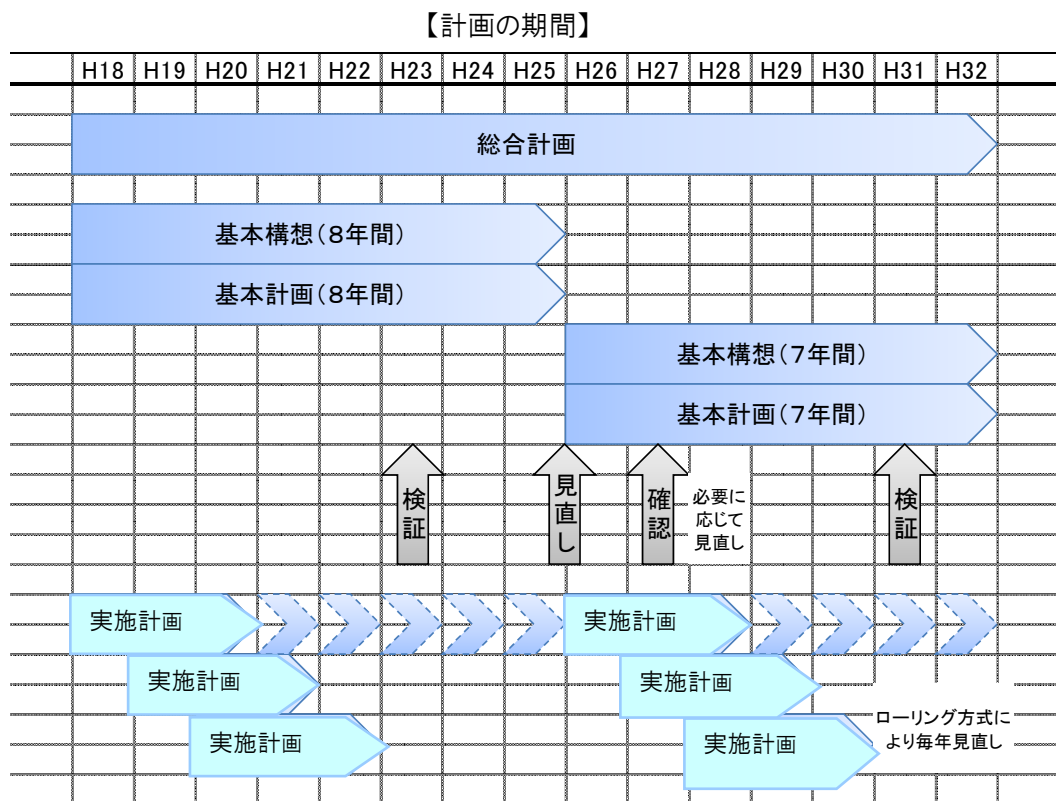
総合計画の計画期間を、以下のとおり設定します。

(1) 計画期間の最終年度は、平成32年度(2020年度)とします。

(2) 見直しの後の基本構想の計画期間は、7年間とします。

(3) 見直しの後の基本計画の計画期間は、7年間とします。

ただし、計画の評価、検証を行い、必要に応じて見直しを行います。



第3章 計画策定の背景

1 吹田市の特徴

(1) 地理的・自然的特徴

本市は、大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に接しており、東西 6.4km、南北 9.6km、面積は 36.11km²あります。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川のつくる標高 10m ほどの低地から形成されています。

(2) 歴史的特徴

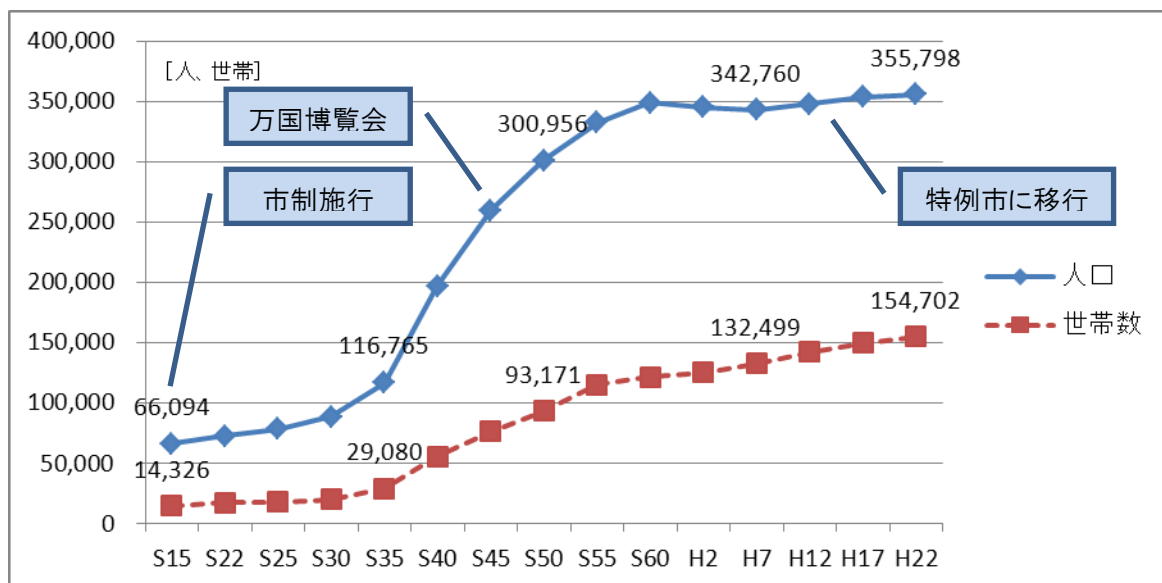
本市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきました。明治 9 年(1876 年)の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治 22 年(1889 年)の有限責任大阪麦酒会社(現アサヒビール株式会社)の設立、大正 12 年(1923 年)の国鉄吹田操車場の操業開始により、「ビールと操車場のまち」と言われるようになりました。

また、大正 10 年(1921 年)には北大阪電気鉄道(現阪急電鉄)の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和 15 年(1940 年)には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制を施行し、昭和 28 年(1953 年)には新田村の下新田地区と、昭和 30 年(1955 年)には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進み、人口が急激に増加しました。昭和 45 年(1970 年)には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、商業・業務機能の集積が進みました。現在は、市域全域の市街化がほぼ完了し、都市基盤が整った状況にあります。

【本市の人口と世帯数の推移】



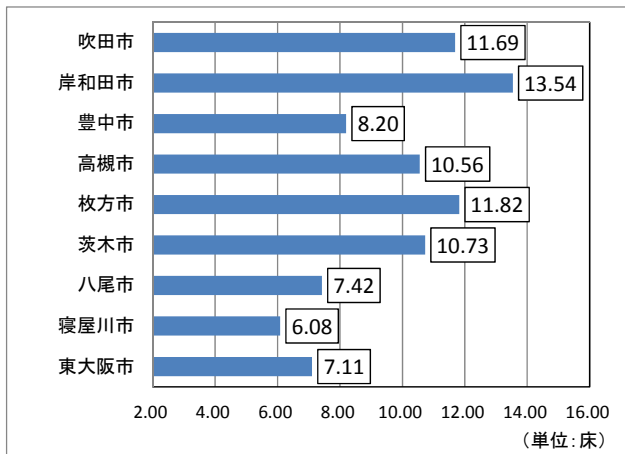
(出典)総務省統計局「国勢調査」

③暮らしを支える生活関連施設

先端医療施設である国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院をはじめ、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています。

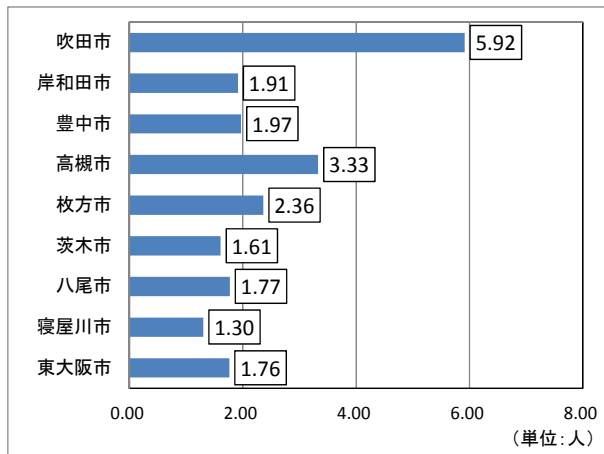
また、市民ホールや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンター※などの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設など、さまざまな公共施設を、地域に配置しています。

【平成 21 年(2009 年)における市民 1,000 人当たり病床数(一般病院)】



上記の市は、大阪府内の中核市及び特例市

【平成 20 年(2008 年)における市民 1,000 人当たり医師数】



上記の市は、大阪府内の中核市及び特例市

(出典)大阪府「平成 22 年度大阪府統計年鑑」

※デイサービスセンター…通所介護を行う施設のことで、障がい者や高齢者が施設に通い入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受けることができる。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

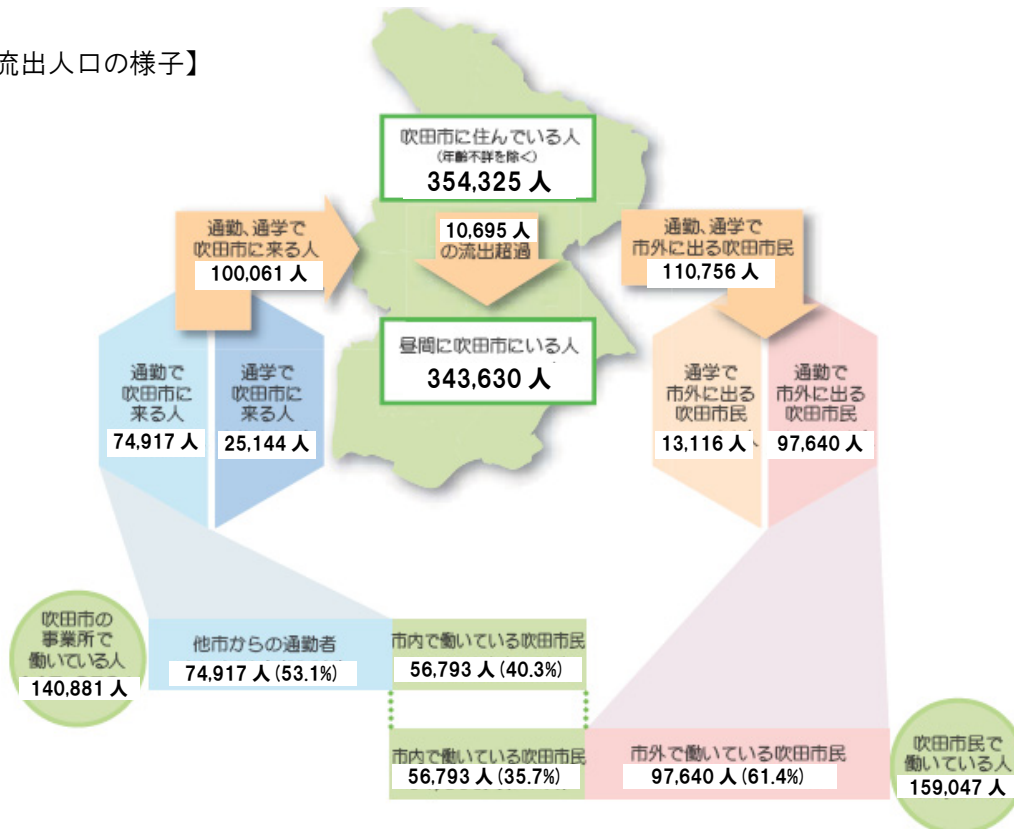
④複合都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業※に伴う住宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では大阪都市圏北部の拠点となる卸売・小売業などの商業・業務機能の集積がみられます。

本市の流入人口をみると、本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤しています。

このことから本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業・業務機能をあわせ持った複合都市となっています。

【流入・流出人口の様子】



(出典)総務省統計局「平成22年国勢調査、通勤・通学地の不詳を除く集計」

⑤地域ごとに異なる特色

市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博記念公園などにおいて緑豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

一方、市域西部・南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。さらに、都市部に残された貴重な空間である吹田操車場跡地においては医療クラスター構想※など新たなまちづくりの取組を進めているところです。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。

※土地区画整理事業…道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設の整備、改善と宅地の区画や形状を整える市街地開発事業、「土地区画整理は都市計画の母である」とも言われる。

※医療クラスター構想…国民に重大な影響を与える疾患(重大疾病領域、希少疾病領域)に対し、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、国立高度専門医療センターを中心に、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める。

2 市民意識

市民アンケート

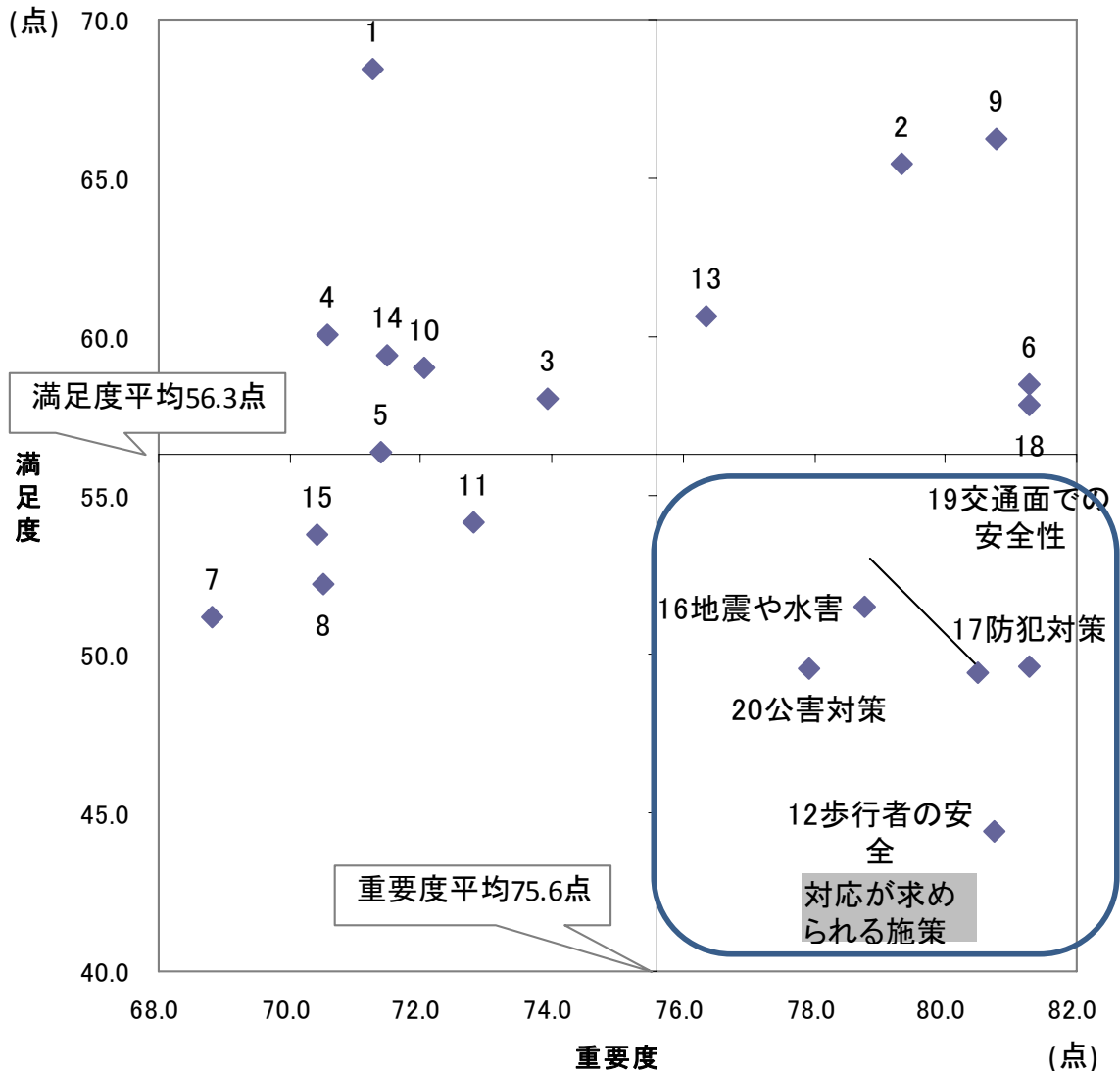
本計画の策定にあたっては、市民の意見を計画へ反映するため、2,000名を対象に平成22年（2010年）に市民意識調査（有効回収数 1,353）を行いました。以下は、その結果の一部です。

下記の分布図は、各項目の回答結果を点数化し、満足度・重要度の平均点を算出したものです。

「満足度が低く、重要度が高い」ものを「対応が求められる施策」として考えます。

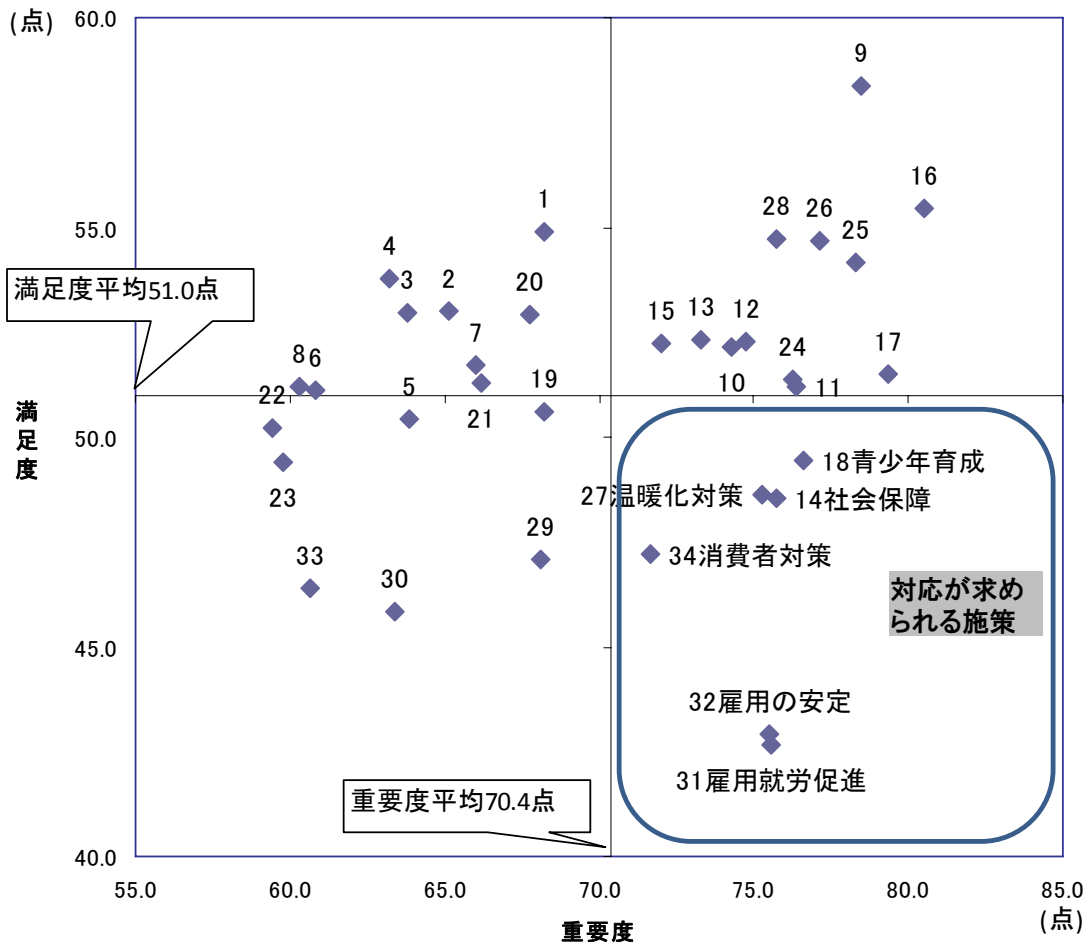
■地域の環境についての満足度・重要度

NO	地域の環境	満足度	重要度	NO	地域の環境	満足度	重要度
1	自動車移動する道路網の便利さ	68.5	71.3	11	道路の整備状況	54.1	72.8
2	鉄道・バスなど公共交通網の便利さ	65.4	79.3	12	歩行者にとっての道路の安全性	44.4	80.8
3	地域内の生活道路の利用しやすさ	58.0	73.9	13	地域内のごみがきちんと始末されている	60.7	76.3
4	公園・緑地の利用しやすさ	60.0	70.6	14	街並みや景観	59.4	71.5
5	商業施設の利用しやすさ	56.4	71.4	15	河川やため池、樹林地などの自然環境	53.8	70.4
6	医療施設の利用しやすさ	58.5	81.3	16	地震や水害などに対する防災	51.5	78.8
7	公共施設の利用しやすさ	51.2	68.8	17	防犯対策	49.6	81.3
8	教育・子育て支援施設の利用しやすさ	52.2	70.5	18	消防・救急救命体制	57.8	81.3
9	居住環境の心地よさ	66.2	80.8	19	交通面での安全性	49.4	80.5
10	公園や緑地の整備状況	59.0	72.1	20	大気汚染や騒音などの公害対策	49.5	77.9



■ 市政に対する満足度・重要度

NO	施策	満足度	重要度	NO	施策	満足度	重要度
1	非核平和への貢献	54.9	68.2	18	青少年の育成	49.4	76.6
2	人権意識の向上のための施策	53.0	65.2	19	生涯学習に関する環境	50.6	68.3
3	男女共同参画社会実現のための施策	53.0	63.8	20	スポーツを親しめる環境	52.9	67.8
4	コミュニティ活動の充実	53.8	63.2	21	芸術・文化を親しめる環境	51.3	66.2
5	地域課題や社会的な課題の解決のための市民、事業者、行政の協働	50.4	63.8	22	特色のある文化や歴史を持つ都市との交流	50.2	59.4
6	市民公益活動の促進	51.1	60.8	23	国際交流活動	49.4	59.8
7	市からの情報提供・公表	51.7	66.0	24	環境汚染防止対策	51.4	76.3
8	市民参画の推進	51.2	60.3	25	快適な生活環境の確保	54.2	78.3
9	子どもを育てる環境	58.4	78.5	26	自然環境の保全	54.7	77.2
10	高齢者の生きがいづくりの推進	52.1	74.3	27	地球温暖化防止対策	48.6	75.3
11	高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援	51.2	76.4	28	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取り組み	54.7	75.8
12	障がい者を支える福祉・保健・医療サービス	52.3	74.8	29	商工業の振興	47.1	68.1
13	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉	52.3	73.3	30	都市と調和する農業の推進	45.8	63.4
14	生活を支える社会保障	48.6	75.7	31	雇用・就労の促進	42.7	75.6
15	保健事業や健康づくりの推進	52.2	72.0	32	雇用の安定・勤労者福祉	42.9	75.5
16	病院・医院・救急医療などの医療環境	55.5	80.5	33	観光振興事業の推進	46.4	60.7
17	学校教育	51.5	79.4	34	消費者の利益と安全の確保	47.2	71.6



3 社会経済状況の変化

(1) 安心安全の意識の高まり

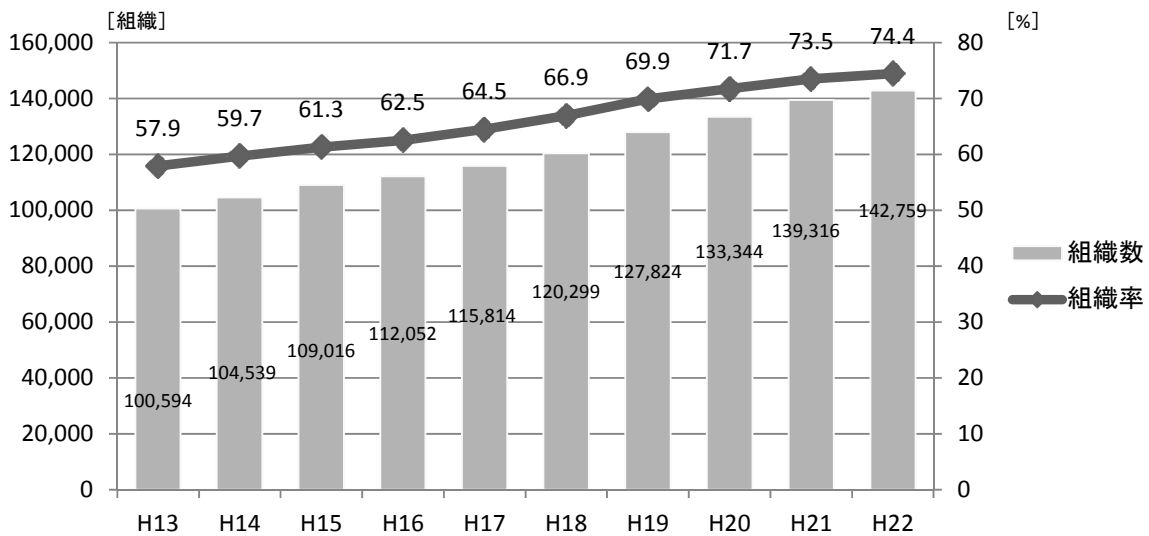
【全国の動向】

東日本大震災などの甚大な自然災害によって、災害から生命や財産を自分たちで守ることの重要性が再確認され、地域コミュニティや広域での連携など災害に対する備えのあり方が問われることとなりました。

また、食品の産地偽装や、振り込め詐欺といった犯罪の増加など日常生活における不安感が高まる要因がみられます。これに伴い、地産地消の推進や防犯意識の高まりなどが顕著となっています。

さらに、鳥インフルエンザ、SARS などパンデミックへの備え、テロ対策、領土・国防問題への関心の高まりなど、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる生活環境が求められています。

【全国の自主防災組織数と組織率の推移】



(出典)総務省消防庁「平成 22 年版消防白書」

【本市の動向】

本市においても、防災・減災の視点で、災害に備えるため、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、防災に自主的に取り組むコミュニティの振興を図るなど地域における防災について、計画的に取り組むことが必要です。

【消防団定員充足率の比較】

	吹田市	豊中市	高槻市	枚方市	茨木市	東大阪市	岸和田市	八尾市	寝屋川市
消防団定員充足率	84.0%	96.9%	93.9%	95.2%	98.9%	92.2%	100.0%	99.3%	94.7%

(出典) 各市消防団HP

【市民の防災意識の変化】

質問項目	結果	算式	H18	H22
家庭で、非常食などの非常持出品の備蓄、避難路や連絡方法の確認など、日頃から地震や風水害などの災害に備えている	災害に備えている	「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した市民の割合	21.8%	23.8%
	災害に備えていない	「そう思わない」、「どちらかというと思わない」と回答した市民の割合	40.5%	32.7%

(出典)吹田市「平成 22 年度(2010 年度)吹田市市民意識調査」

(2)低炭素社会への転換(地球環境問題の深刻化)

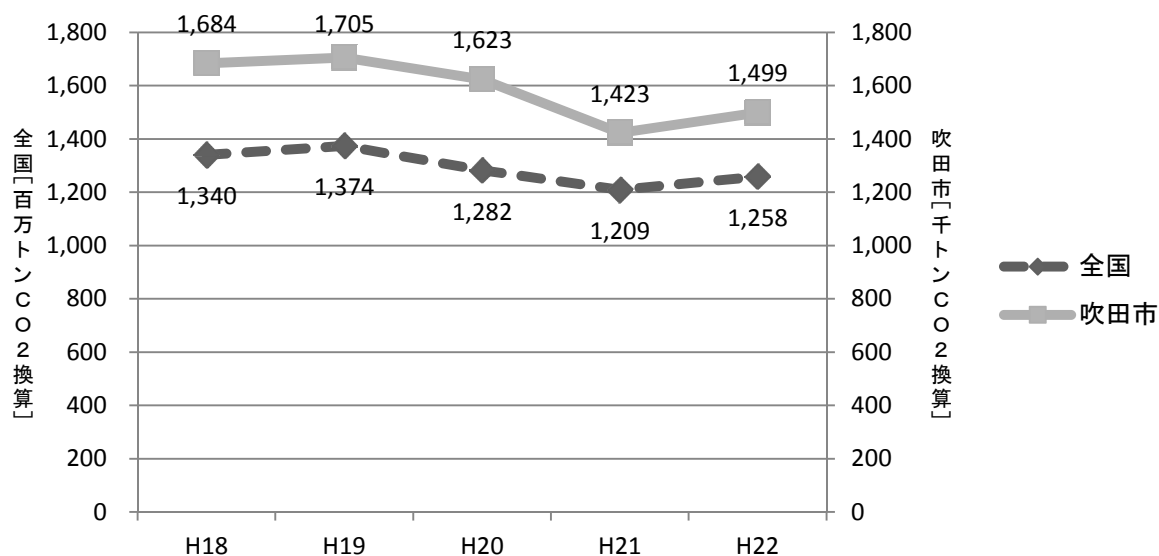
【全国の動向】

世界人口の増加・経済成長を背景に、環境負荷[※]の増大や地球温暖化[※]、エネルギーの枯渇、水不足、食糧危機など、地球環境問題[※]への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムからの脱却が必要となっています。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、原子力問題、エネルギー問題がすべての国民の日々の暮らしに関わる問題であることを認識させました。

こうした背景から、ごみの減量や再資源化、再生可能エネルギーの活用など、持続可能な低炭素社会への転換が求められています。

【吹田市及び日本の温室効果ガス排出量の推移】



(出典)環境省HP「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2010年度)確定値」

(出典)吹田市環境部環境政策室データ

【本市の動向】

本市においても、地球温暖化の原因である温室効果ガス(主に二酸化炭素)の排出が少ない低炭素社会への転換に向けて、環境に負荷をかけない暮らしや事業活動への転換を図るなど、市民、事業者、行政による一体となった取組が求められています。

※環境負荷…人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

※地球温暖化…二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。南極の氷が溶け出し、海面上昇現象を招くなど、地球規模での環境への影響が問題となっている。

※地球環境問題…影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。

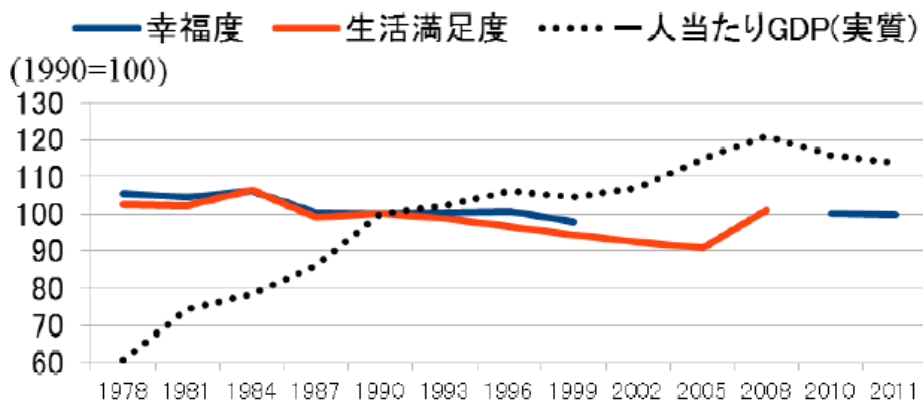
(3) 社会の多様性の尊重(ライフスタイルの変化)

【全国の動向】

世帯構成の変化、情報化の進展、就業形態の変化などに伴い、価値観やライフスタイルが多様化しており、近年では、ものの豊かさから心の豊かさを重視する人々が増加しています。また、男女共同参画やノーマライゼーション※、多文化共生など多様な価値観や個性を尊重し、あらゆる人が能力を最大限に発揮することができる社会形成の重要性も高まっています。

一方、格差社会の進行、核家族化による家族機能の低下、地域コミュニティの弱体化などが問題になっています。

【日本における幸福度の推移】



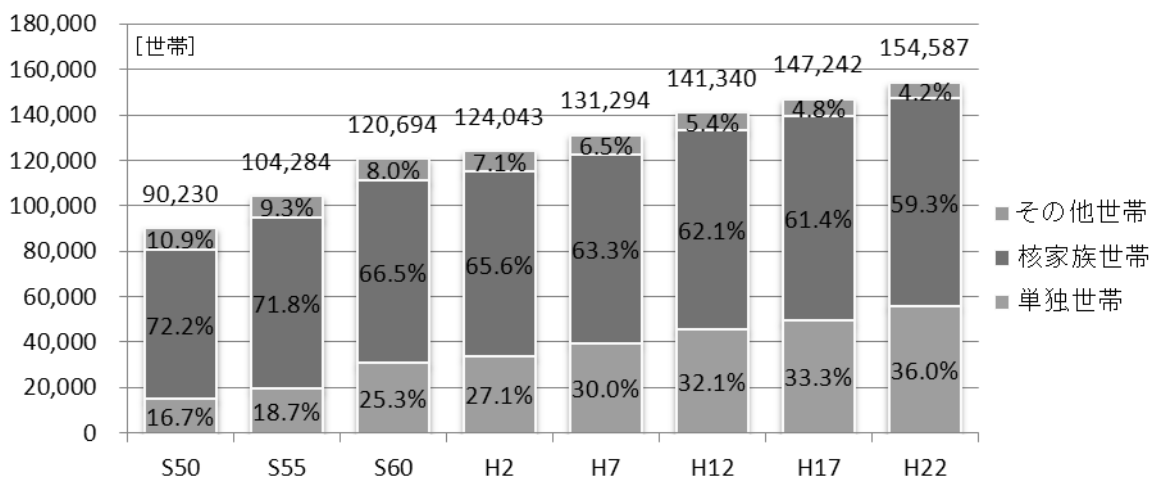
- (備 1 . 「幸福度」、「生活満足度」は内閣府「国民生活選好度調査」における3年度毎の回答に基づく平均値を1990年を100として相対化したもの。
2 . 一人当たりGDPは内閣府「国民経済計算確報値」及び「四半期別GDP速報」、総務省「推計人口」により算出し、1990年を100として相対化したもの。

(出典)幸福度に関する研究会報告—幸福度指標案—平成23年

【本市の動向】

世帯数の推移をみると人口の伸びを上回って増加しています。世帯数の分類別(単独、核家族、その他)の推移をみると、単独世帯は昭和50年(1975年)と比べて3.7倍となっており、核家族世帯は昭和50年(1975年)と比べて1.4倍に増加しています。核家族化や単独世帯化の進行も、ライフスタイルの多様化に影響しているものと考えられます。また、共働き世帯は年々増加傾向にあり、専業主婦世帯を上回っています(全国動向)。こうした中で、仕事と子育てなどの家事の両立による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に係る課題も発生しています。

【本市における種類別世帯数の推移】



(出典)総務省統計局「国勢調査」

※ノーマライゼーション…障がいのある人であっても特別視されることなく、社会に生活する個人として社会に参加し行動できるようにしようとする考え方

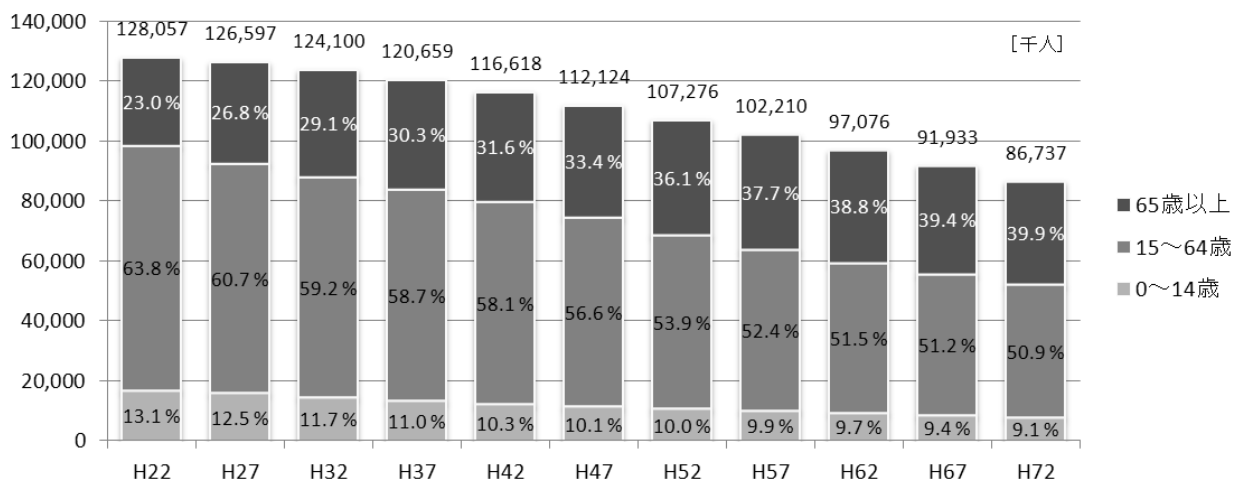
(4) 超高齢社会の到来(人口減少と少子高齢化の進行)

【全国の動向】

わが国の総人口は、平成16年(2004年)の1億2,778万7千人をピークに、それ以降は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成24年1月推計)によると、平成60年(2048年)には1億人を下回ることが予測されています。

総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成22年(2010年)の23%が、10年後の平成32年(2020年)には29.1%となり、50年後には40%に近づくことが見込まれています。また、0歳～14歳人口の割合は平成22年(2010年)の13.1%が10年後の平成32年(2020年)には11.7%となり、50年後には9.1%と見込まれ、少子高齢化が急速に進行します。

【わが国の将来人口】

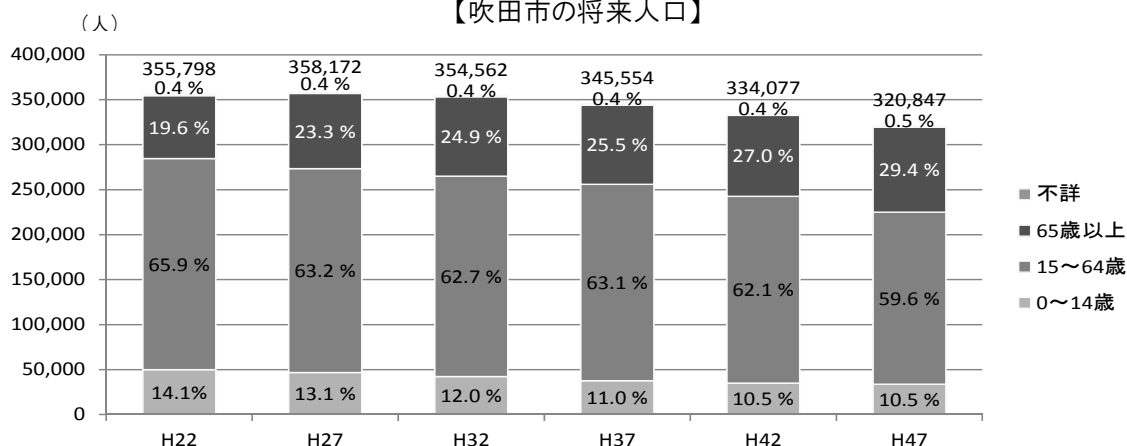


(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)中位推計」

【本市の動向】

本市の将来人口は、平成27年(2015年)まで増加し、その後減少すると予想されます。0歳～14歳人口割合は減少し、65歳以上の人口割合が増大する少子・高齢化の傾向となっています。総人口に占める0歳～14歳人口の割合は、平成22年(2010年)時点で全国に比べ吹田市が高くなっていますが、平成37年(2025年)以降は吹田市が全国を下回ると予想されます。また、65歳以上人口の割合は、平成32年(2020年)は24.9%と全国より低く、その後も全国の高齢化の速度に比べてゆっくりと高齢化が進むことが予想されます。

【吹田市の将来人口】



(出典)吹田市第3次総合計画見直し基礎資料将来人口推計報告書(平成24年3月)

(5) 地方分権の進展と市民自治の確立

【全国の動向】

地方分権推進法の成立や三位一体の改革などを経て、平成19年(2007年)に地方分権改革推進法が施行されるなど、地方分権の流れは着実に進んでいます。また、国において、地域のことは地域で決定し、権限と責任を持って地域のまちづくりを推進する「地域主権」の確立に向けた議論が進められ、平成23年度(2011年度)には、地方自治法の一部改正が行われました。

自己決定、自己責任の原則の下、住民に身近な基礎自治体により、地域の特性を生かして主体的かつ総合的にまちづくりの推進を図るべき時代になっています。

【地方分権・地域主権の推進に関する国の検討の流れ】

年月日	地域主権改革の主な動き
平成5年(1993年)6月3日	地方分権の推進に関する決議
平成7年(1995年)5月15日	地方分権推進法の成立
平成10年(1998年)5月29日	地方分権推進計画の閣議決定
平成12年(2000年)4月1日	地方分権一括法の施行
平成18年(2006年)12月8日	地方分権改革推進法の成立
平成19年(2007年)4月1日	地方分権改革推進法の施行 地方分権改革推進委員会の発足
平成20年(2008年)6月20日	地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱(第1次)」
平成21年(2009年)11月17日	地域主権戦略会議の設置
平成21年(2009年)12月15日	地方分権改革推進計画の閣議決定
平成22年(2010年)6月22日	総務省「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」 地域主権戦略大綱の閣議決定

(出典)総務省HPから一部抜粋

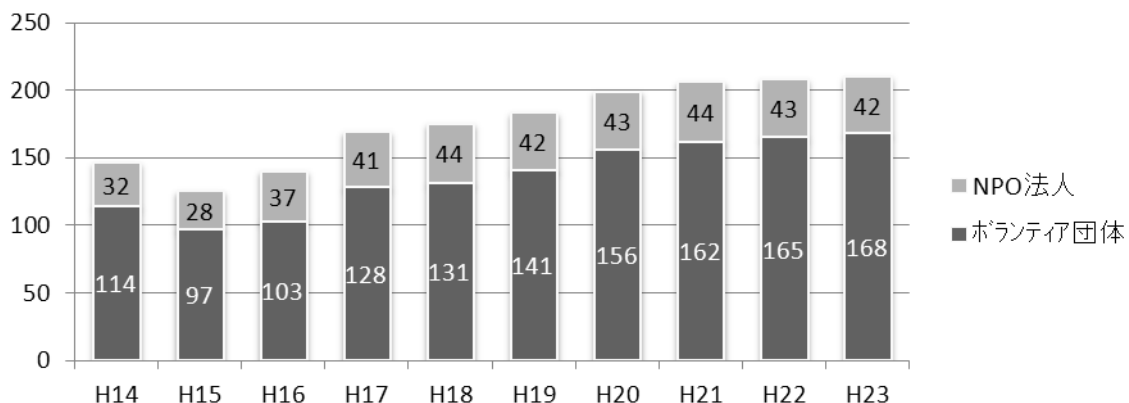
【本市の動向】

市民ニーズの多様化に伴い、画一的な行政サービスだけでは、対応が困難になってきている一方で、さまざまな市民公益活動を行う団体が増えてきています。

そうした中で、多様化するニーズに応えるために、市民、事業者、行政の協働による、さらなる取組が求められています。

本市においても、分権型社会における自立した自治体運営として、健全な行財政運営と市民自治の確立によるまちづくりを進める基盤を固める必要があります。

【市内NPO数の推移】



(出典)吹田市、吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づいて、市に活動内容等の情報を提供された団体の数です。

(6)ICT(情報通信技術)がもたらす産業・社会の変革

【全国の動向】

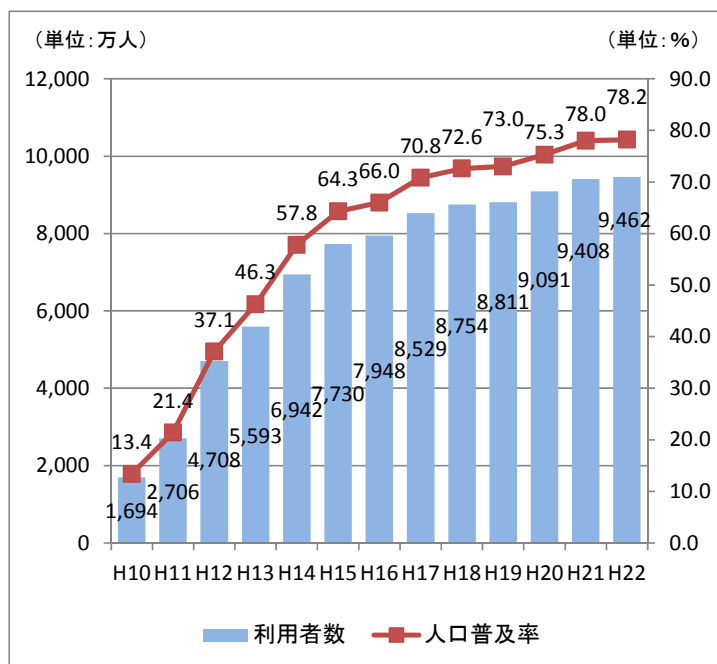
近年、スマートフォンをはじめとする携帯端末が普及することにより、インターネットを介した多種多様なソーシャルサービスが発達し、いつでも、どこでも簡単にコミュニケーションが取れる環境になってきています。

わが国の平成22年(2010年)末におけるインターネット利用者数は9,462万人、人口普及率は78.2%に達しています。また、企業においては、インターネットを利用した調達・販売(電子商取引)の実施、さまざまなサービスをインターネット経由で提供するクラウド・コンピューティングの活用が進んでいます。

このようなICT¹を活用することにより場所や時間にとらわれない働き方が可能となり、医療・福祉、学習活動、防災など様々な分野への活用が期待されています。

その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差(デジタルデバイド)の拡大が懸念されています。また、コンピュータウイルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、企業の顧客情報の大量流出など、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護、さらには情報教育、情報モラルの醸成が新たな課題となっています。

【インターネットの普及状況(個人)】

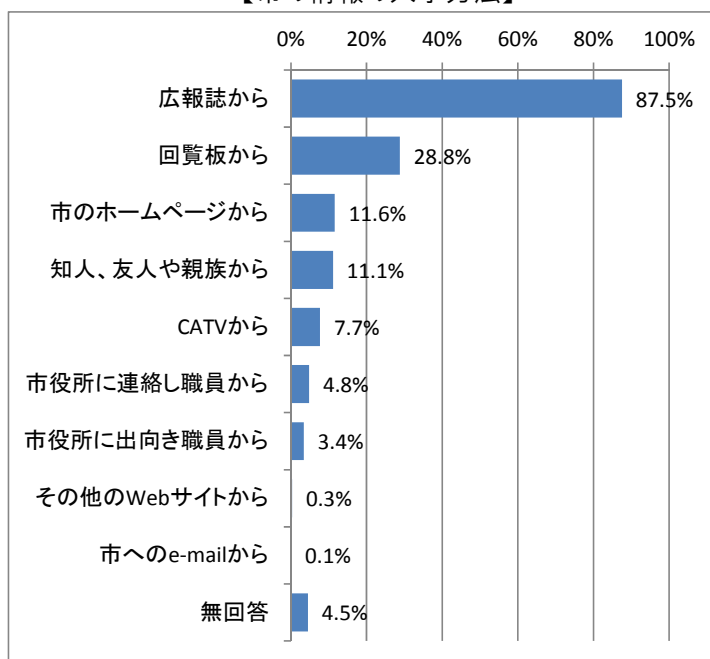


(出典)総務省「平成22年通信利用動向調査の結果(概要)」

【本市の動向】

本市においても、ICTを活用し、市民が便利さを実感できるサービスを提供していくとともに、個人情報の保護を適正に行うことが必要です。

【市の情報の入手方法】



(出典)吹田市情報化推進計画策定に係る市民アンケート調査
(平成20年(2008年))

¹ ICT(Information and Communication Technology)・・・「情報」に加えて「コミュニケーション」性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

(7) 経済の悪化と雇用環境の変化

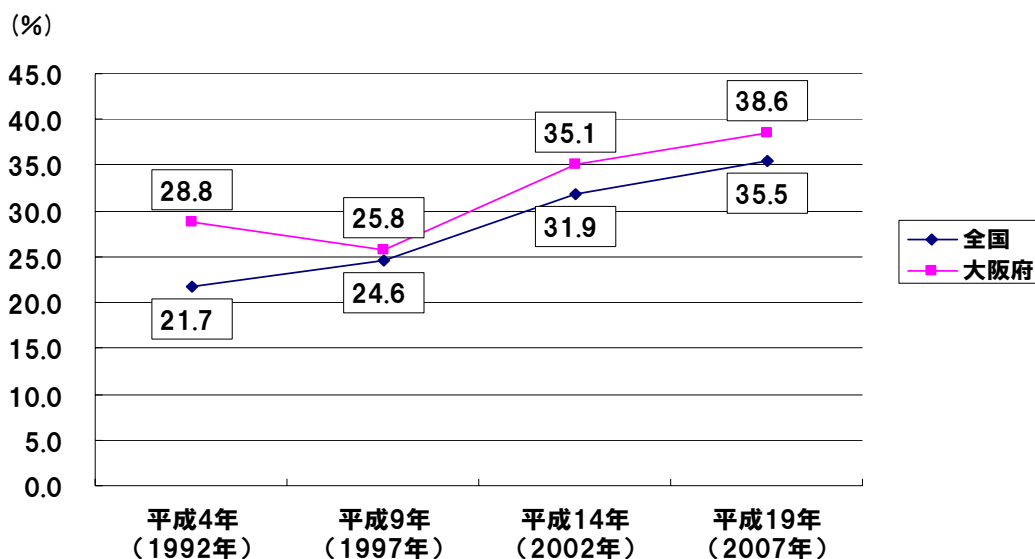
【全国の動向】

ICTの急速な発展や経済のグローバル化が進み、企業においては、競争環境に適応していくことが求められる状況が続いています。

こうした中で、雇用については、終身雇用という形態が崩れ、契約社員や派遣社員など非正規雇用などの不安定な雇用が増加しています。

国内及び大阪府内においては、産業構造の転換や事業所の大規模化などのために、事業所数が平成3年(1991年)をピークに減少傾向にあります。

【日本及び大阪府の非正規雇用者数の推移】

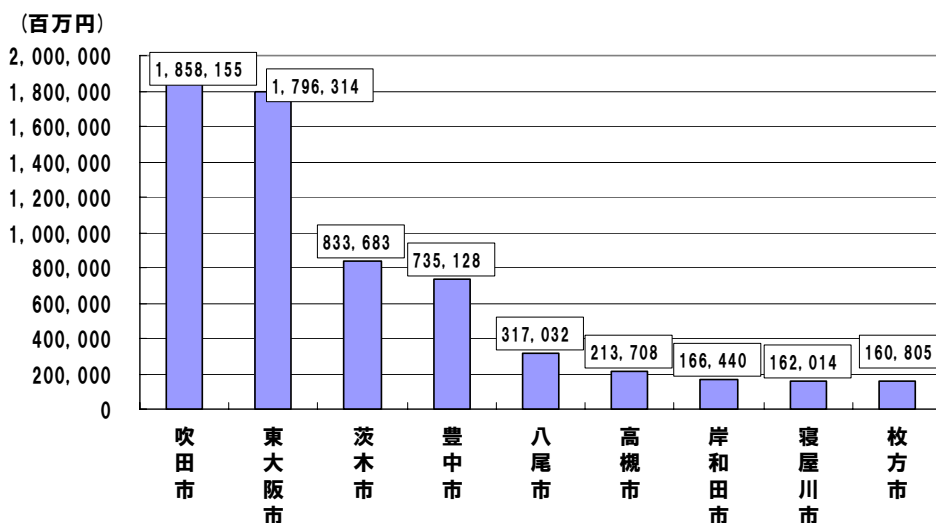


(出典)総務省「就業構造基本調査」

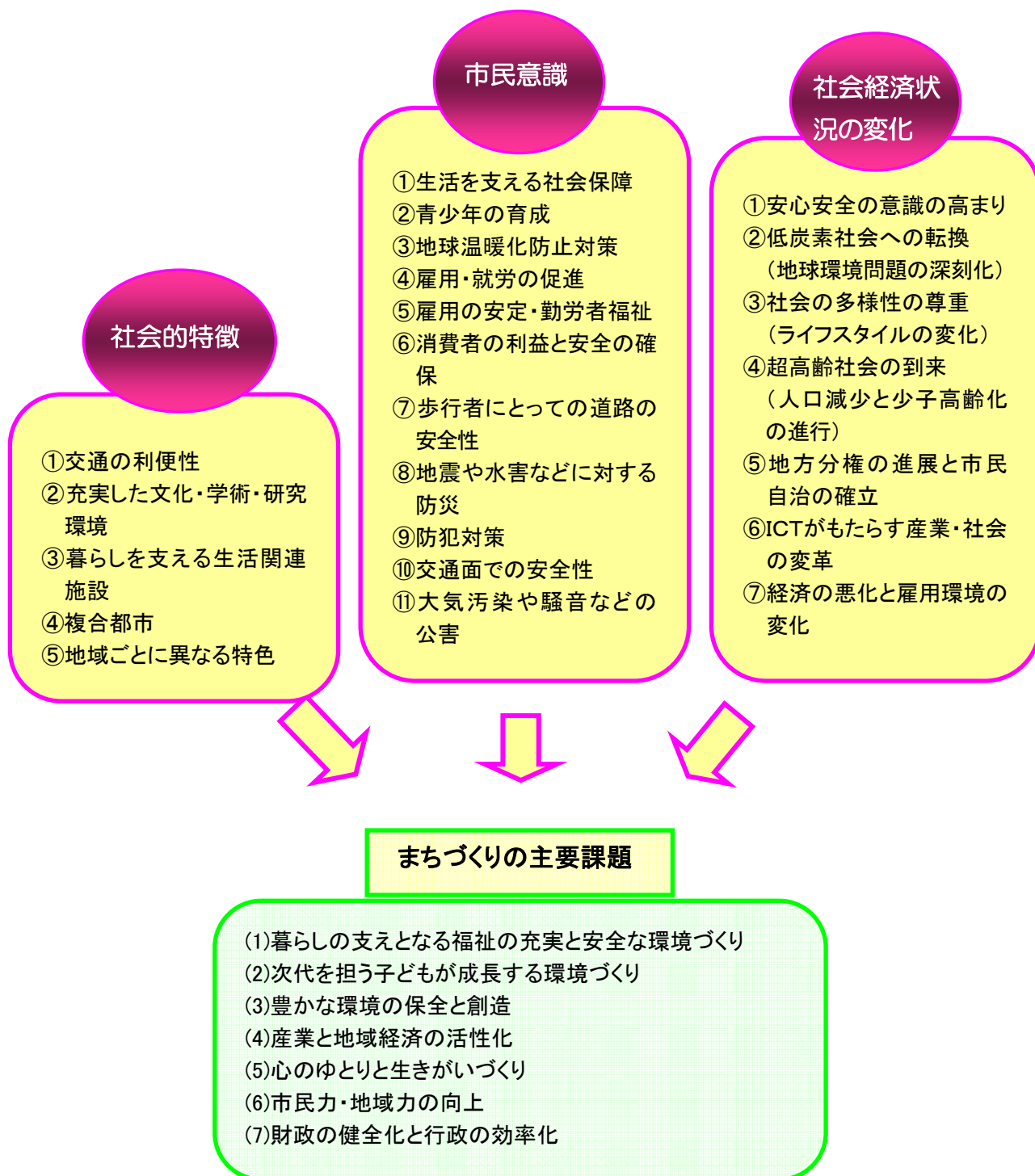
【本市の動向】

本市の産業の特徴である卸売業は、大阪府内の中核市・特例市の中では第1位の販売額を誇ります。地域における産業の実態をとらえながら雇用創出につながる産業振興など、地域経済の活性化を図る必要があります。

【大阪府内中核市・特例市卸売業年間商品販売額】



(出典)経済産業省「平成19年商業統計調査」



4 まちづくりの主要課題

(1) 暮らしの支えとなる福祉の充実と安全な環境づくり

子どもから高齢者まですべての市民がお互いの人権を尊重し、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことができるように、身近な地域全体で支え合う環境を創り出す必要があります。また、事故や犯罪被害を未然に防ぐこと、災害時に迅速に対応することにより、市民の生命と財産を守ることが必要です。

(2) 次代を担う子どもが成長する環境づくり

本市の人口減少や高齢化は全国に比べゆるやかに進んでいますが、このまま人口が推移すれば、少子化は全国より早く進むことが予想されます。今後は、地域、行政が一体となって、子育てや教育環境を充実し、安心して子どもを生み育てられるまちとしていくことが必要です。

(3) 豊かな環境の保全と創造

将来にわたって地域における豊かな環境を守り育てていくためには、環境に配慮したライフスタイルの確立をもとに、廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進など地球温暖化防止のためのさまざまな取組を進めるとともに、本市の特徴である良質な住環境を構成している緑地や公園、その他の自然環境を保全し、継承していくことが必要です。

(4) 産業と地域経済の活性化

経済活動のグローバル化の波は地域の産業や経済に多大な影響を及ぼし、財政運営やまちづくりを左右します。市内企業の基盤強化や定着を支援し、安定した事業活動を営むための環境を整えることで市民の雇用確保と生活の安定を図ることにより、地域経済の循環を高めることが必要です。

(5) 心のゆとりと生きがいづくり

成熟社会における市民の価値観の多様化に伴い、幸福度や生活満足度を求める人々が増加しています。また、物より心の豊かさを重視するという時代の流れの中で「いつでも」「どこでも」「だれでも」それぞれのライフスタイルにあわせて、いきいきと学び、一人ひとりの個性や感性を磨けるような環境をつくる必要があります。

(6) 市民力・地域力の向上

本市は地域によって異なる特色を持っており、地域が抱える課題はさまざまです。地域の特色を生かしながら、地域固有の課題を解決し、望ましい地域を創造するためには、そこで住み、働き、学ぶなど日々の生活から感じられることを反映することが重要です。

このため、地域のことは地域で考え、活動する市民が主体となるまちづくりが広がる環境づくりを進め、市民力・地域力を育むことが必要です。

(7) 財政の健全化と行政の効率化

将来世代に過度の負担を残すことなく、社会経済や行政需要の変化に対応できる財政基盤の確立に向けて、選択と集中により、行政の効率化を徹底するとともに収支構造の健全化と財政構造の弾力化を念頭においた財政運営を進めることが必要です。

また、老朽化した公共施設をはじめとした社会資本の更新を計画的に進めていくことが必要です。

基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 人口と都市空間

第3章 将来像への基本方向

第4章 基本方向とまちのイメージ（施策体系）

第5章 将来像実現に向けて

第1章 まちの将来像

1 まちの将来像

「自治基本条例」で定める市民自治の基本理念と市民の総意により制定された「非核平和都市宣言」、「健康づくり都市宣言」、「安心安全の都市づくり宣言」の趣旨を踏まえ、今後のまちづくりに取り組みます。

そうした取組を進め、まちの「魅力」、まちづくりの原動力となる「人」、人と人・人とまちをつなぐ「絆」や「つながり」を大切に、人が主体となり元気を創るまち

人・まち 元気創造都市 すいた

をまちの将来像とします。

2 まちづくりの視点

本市のまちの将来像の実現をめざし、次の3つの視点に立ってまちづくりを進めます。

(1) 魅力にあふれ暮らし豊かで元気なまち

本市は、住宅都市として「住む」、業務機能が集積する産業都市として「働く」、充実した研究機関や多くの大学など知的創造空間を有する「学ぶ」、多くの医療関連機関や体育施設を有する健康づくり都市として「健やか」、文化や芸術にふれあえる空間や万博記念公園といった市内外の人が集える緑豊かな交流空間を有する「楽しむ」、といったさまざまな魅力をバランスよく有するまちです。

まちの魅力は、吹田への愛着や誇りを持つ市民を増やし、そうした市民の活動が活発化することは、さらにまちを元気にする大きな原動力となります。

これまでのまちづくりで培ったさまざまな魅力をさらに高めるとともに、研究機関・産業による新しいものや価値の創造など、それぞれが織り成す新しい魅力を積極的に生み出すことで、元気あふれるまちをめざします。また、まちの魅力を積極的に発信することで、市域外からも元気を呼び寄せ、内外の交流・循環により、さらなるまちの活性化をめざします。

(2) 未来を拓く人を育む元気なまち

本市が、将来にわたって活力あるまちとして発展していくためには、未来の吹田を元気にする原動力となる人を育むことが重要となります。

安心して子どもを生き育てることができ、親と子がともに成長することができる環境の充実により、次代を担う子どもの健やかな成長を支えることが必要です。

また、高齢化が進む本市において、高齢者の社会参画は元気なまちづくりに不可欠となります。高齢者がこれまでの経験を生かすこと、またさらなる学びにより新たな可能性を切り開くことができる環境の充実が必要です。

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が生涯を通じて学び育つ環境を整え、未来を拓く人を育むまちをめざします。

(3) 市民が主役の元気なまち

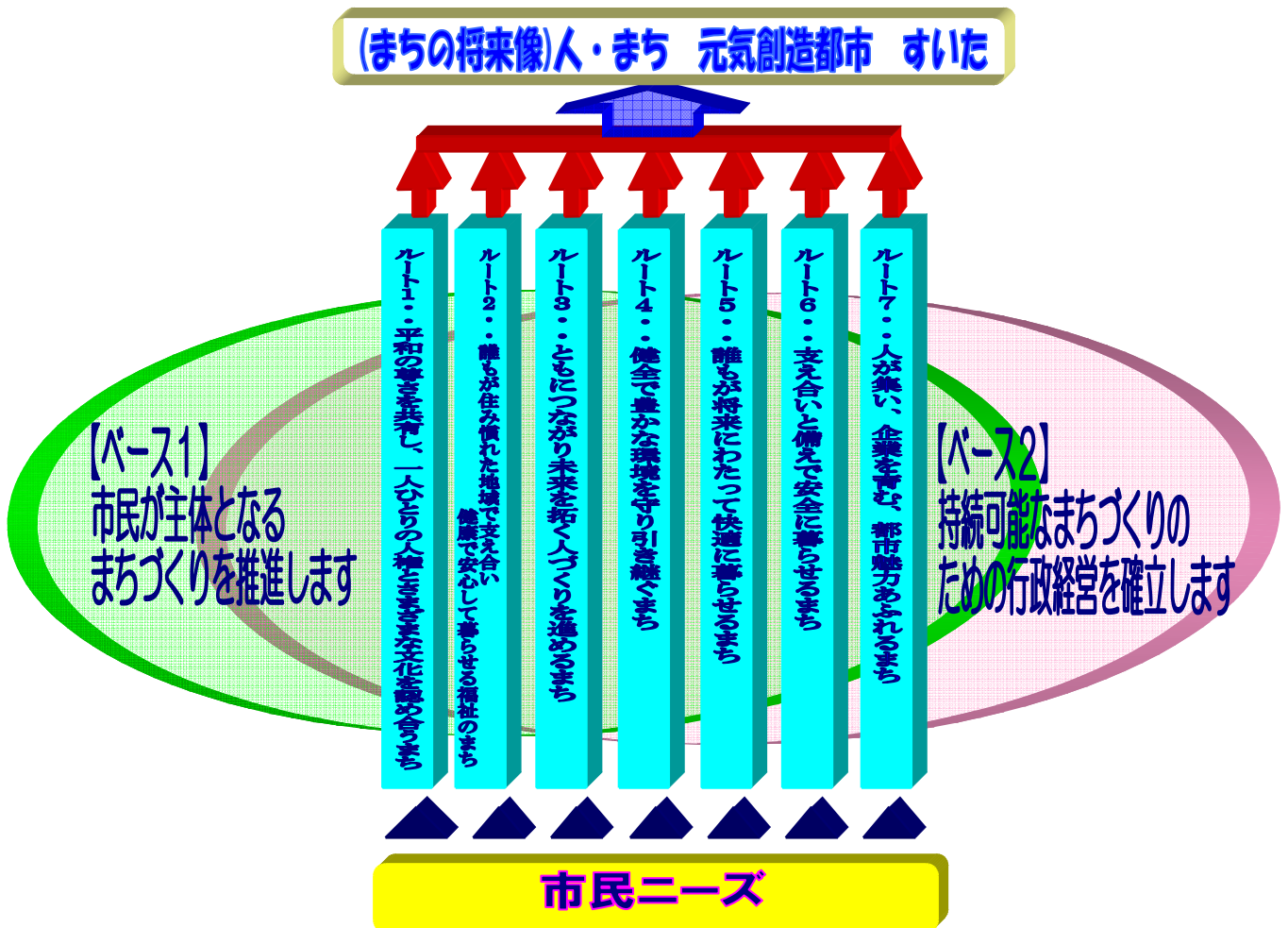
自然・歴史・文化・健康・福祉・環境などは、「ものが揃っている」ことだけでなく、自治会をはじめとする地域活動、NPOやボランティア団体などの活動、生涯学習・スポーツ・芸術文化などの活動といった、人と人とのつながりが加わることによってその魅力を高めます。

また、すべての市民が互いに、尊重し、認め合い、支え合う豊かな人間関係を育むことは、市民生活をより豊かなものとしします。

地域特性を生かした魅力ある地域づくりを進めるためには、人と人とのつながりがつくり出すコミュニティの充実とともに、市民が主体となるまちづくりを推進することが重要となります。

そのため、まちづくりに参画し、夢や希望を持って行動する人たちを支える環境を市民と行政が協働でつくり、市民が主体となり魅力的で元気な地域づくりができるまちをめざします。

市民、事業者、行政が、まちづくりの視点を共有しながら、2つのベース（基本姿勢）の考えを基盤とし、各ルートの施策を連携し一体となって進めることで、将来像の実現をめざします。



第2章 人口と都市空間

1 人口

本市の将来人口は、平成32年（2020年）頃までは概ね現状維持の状態が続き、その後は人口減少が進むと見込まれます。

また、人口の年齢構成は、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）は、いずれも減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加が進み本市でも少子高齢化のさらなる進行が予測されます。

そうした中で、本市が、活力あるまちとして持続的に発展していくためには、学び、レクリエーション、産業などによる多様な交流で、まちの活性化を図るとともに、世代のバランスが取れた人口構成をめざすことが必要です。

このため、本市の魅力を外にアピールするとともに、次世代を育む環境づくりや良質な住まいの維持・誘導など、住みたいまち・住み続けたいまちとして選ばれるさまざまな施策を推進し、若年層の転入の促進とともに、定住化の向上を図ることにより、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）の本市の将来人口を概ね35万5千人と設定します。

2 都市空間の将来像

都市空間^{※1}は、都市の発展を牽引する機能が集積する拠点市街地や、都市全体や地域の連携を強化する都市機能軸、人と自然の共生空間などにより構成されています。

本市は、成熟した市街地で構成されているため、都市空間については、現状の構成を基本としつつ、地域のポテンシャルや社会経済状況の変化を踏まえた将来のあるべき姿を示します。

（1） 地域ごとの特徴ある拠点市街地の整備

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、その多くには都市全体の中心的な機能や地域の生活を支えるさまざまな機能が集積しています。また、広域的な文化・レクリエーション機能が集積している地域もあります。このような市街地を拠点市街地として位置づけ、地域ごとの特性に応じたまちづくりを進めます。

商業・業務機能の高度化を促進する江坂駅周辺、商店街の活性化と連携しながら商業機能の充実に努めるJR吹田駅周辺、公共施設が集積する阪急吹田駅周辺、医療クラスター構想など新たなまちづくりを推進する岸辺駅周辺、万博記念公園をはじめとした広域的な文化・レクリエーション機能が集積する万博記念公園駅周辺を都市拠点として位置づけます。

さらに、地域の中心となるべきその他の鉄道駅周辺を地域拠点として位置づけます。

これらの拠点市街地は、それぞれの特性に応じた整備・保全を図ります。

※1 都市空間：都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース（道路空間、河川空間、緑など）に区分される。（出典：吹田市都市計画マスタープラン）

(2) 都市全体や地域の連携を強化する都市機能軸のネットワーク形成

都市の活動は都市拠点、地域拠点を中心に展開しますが、これらの拠点間を結んで人、もの、情報を円滑に流すことで機能関係が進み、都市の活動はより活発化します。

このため、本市においても都市拠点、地域拠点を鉄道や道路で結ぶことにより、都市機能の連携促進と市域全体での適切な都市機能配置を進めます。この鉄道や道路を都市機能軸と呼び、本市を通過する大阪都市圏の基幹的な都市機能軸を広域軸、また市域を結ぶ都市機能軸を地域軸として位置づけ、交通機能の強化や維持のための整備を進めます。

(3) 人と自然の共生空間の整備・保全

公園や緑地などをみどり^{※1}の拠点とし、それらを結ぶ河川や千里緑地などの帯状空間、緑道、連続する邸宅内の植え込みなどをみどりの骨格とするみどりのネットワークの形成をめざします。このみどりのネットワークを、都市空間を構成する上での重要な基盤として位置づけます。

みどりのネットワークは、多様な生き物が生息できる空間として、また災害時における避難地、避難路や延焼遮断帯といった防災上の役割を担う空間として、さらには、まちの快適性や景観に寄与する、人と自然の共生空間となるよう整備・保全を進めます。

(4) 地域の特性を生かした魅力ある都市空間の形成

本市の大部分は住宅地で占められ、都市空間の基礎となっています。市民の多様なライフスタイルに対応し、地域の歴史的背景や立地特性を生かした集合住宅地や戸建て住宅地など多様な住宅地を供給する環境の整備・保全を進めます。特に、日本のニュータウンの再生の先駆けである千里ニュータウンでは、多世代交流などコミュニティが活性化する環境づくりをめざします。

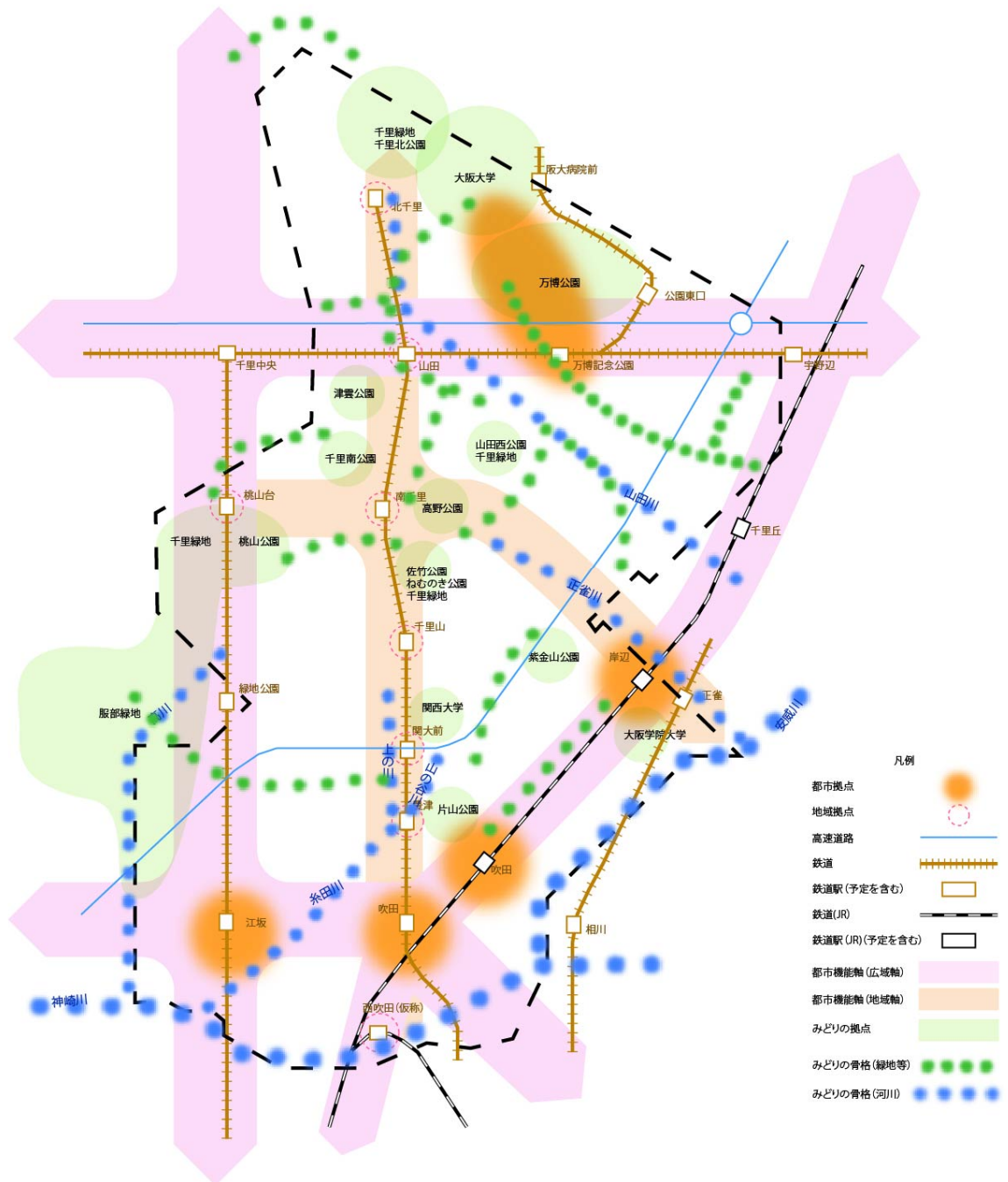
学術・研究・医療機能が集積する市域北部や医療健康・教育文化機能の広域拠点をめざしている吹田操車場跡地では、大学と研究機関などの異なる機関の連携・交流等により新たな知や文化、技術革新を生み出す都市空間の形成をめざします。

文化・レクリエーション機能が集積する万博記念公園周辺では、市内外の人々が集い、交流して賑わいを生み出すとともに、憩える空間形成をめざし、周辺市街地（住宅地）との調和、交通利便性や安全性の確保など広域交流を支援する環境整備を図ります。

商業・業務機能が集積し大阪都市圏北部の拠点となる江坂や、生産・流通機能が集積する市域西部・南部は、産業活動にとって魅力的な空間形成をめざし、企業立地の促進、周辺市街地（住宅地）との調和などの環境整備を図ります。

※1 みどり：樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺・オープンスペースなど。（出典：吹田市第2次みどりの基本計画）

吹田市の将来都市空間



第3章 将来像への基本方向

めざす将来像を実現するため、次の7つをまちづくりの基本方向として定めます。

ルート1：平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

平和の尊さが感じられ、市民一人ひとりの人権感覚が生まれ、男女が対等な社会の構成員として希望と誇りを持って、個性豊かに生活できるまちをめざします。

また、国内外の交流により多文化を認め合うまち、多様な文化が生まれ生きがいのあるまちをめざします。

ルート2：誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

子どもや障がい者、高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができる、すべての市民にとって安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、一人ひとりが尊重され、生涯にわたって生きがいを持ち、心身ともに健康に暮らすことができるまちをめざします。

ルート3：ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

人や社会とのつながりの中で、安心して子どもを産み育てることができ、多様な学びや支援の機会を得て、生きる力と自主性・自律性が育まれるまちをめざします。

また、人が人を育て、人が地域を育て、市民一人ひとりが、まちづくりの主役としていきいきと生活するまちをめざします。

ルート4：健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

健全で豊かな環境は私たちの生活の基盤であることから、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けたライフスタイルや事業活動が定着したまちをめざします。

ルート5：誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

快適で潤いのある空間、安全で便利に人・ものが移動する環境、そして地震や風水害の被災リスクを低減する堅固な基盤が整い、市民の誰もが快適に暮らし、すべての人が活発に活動できるまちをめざします。

ルート6：支え合いと備えで安全に暮らせるまち

あらゆる災害に備えた防災体制や、各種犯罪の未然防止に努めるための防犯体制の強化が図られています。

また、災害や事故などの緊急時の迅速な対応により、子どもから高齢者、障がい者など市民の誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

ルート7：人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

交通便利に優れ、充実した文化・学術・研究環境を備えている本市の都市ポテンシャルの高さと、産学官が一体となって企業活動を支える環境の下、元気な企業が集積し、人・もの・情報が交流する、活気と魅力に満ちあふれたまちをめざします。

また、ワーク・ライフ・バランスが図られ笑顔で働き続けることができる環境を整えるとともに、市民による賑わいが創出されるまちをめざします。

第4章 基本方向とまちのイメージ(施策体系)

基本方向と基本方向に基づくまちのイメージ(施策体系)は次のとおりです。

基本方向	まちのイメージ
文化を認め合うまち 人ひとりの人権とさまざまな 1 平和の尊さを共有し、一	1-1 平和の尊さが実感できています
	1-2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています
	1-3 すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる男女共同参画社会になっています
	1-4 多様な文化が身近に感じられるまちになっています
	1-5 内外の交流を通し互いの理解を深め、個性豊かな魅力あるまちになっています
域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち 2 誰もが住み慣れた地	2-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています
	2-2 障がい者が地域で安心して生活し、様々な分野の活動に参加しています
	2-3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています
	2-4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています
進めるまち 3 ともにつながり未来を拓く人づくりを	3-1 安心して子育てができています
	3-2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができます
	3-3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、成長しています
	3-4 青少年が安心して安全に過ごし、出会いや交流を通じて成長しています
	3-5 いつでも、どこでも、だれでも生涯を通じて、主体的に学んでいます
	3-6 すべての市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができます
を守り引き継ぐまち 4 健全で豊かな環境	4-1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着しています
	4-2 資源を大切にする社会システムが形成されています
	4-3 健康で快適な暮らしを支える環境が保たれています

基本方向	まちのイメージ
5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち	5-1 暮らしを支える都市機能が充実した魅力あふれる都市が形成されています
	5-2 住みたいまちに選ばれる安心で良質な住まいづくりが進んでいます
	5-3 みどりが保全・創出・活用され、市民に親しまれています
	5-4 自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます
	5-5 誰もが安全で快適に利用できる道路環境整備が進んでいます
	5-6 安定した安心安全の水道が利用できています
	5-7 下水道施設が計画的に整備され安心安全快適な暮らしができています
6 全に暮らせるまち 6 支え合いと備えで安	6-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています
	6-2 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています
	6-3 備えと予防ができており安心できる消防体制が確立しています
7 力があふれるまち 業を育む、都市魅 7 人が集い、企	7-1 元気な企業が集積しています
	7-2 いきいきと働きがいを持って就労できる環境が整っています
	7-3 安心して消費生活を送れる環境が整っています

第5章 将来像実現に向けて

社会が成熟し、市民の価値観の多様化やニーズの複雑化が進み、市民や事業者が個別に努力しても解決できない課題も多くなっており、また、行政の公平で画一的なサービスだけでは対応できない課題も増えています。こうした多様な課題の解決を図る上で、市民、事業者、行政が、それぞれの得意分野を生かしながら連携・協力して活動することがますます重要になっています。

また、身近な地域においては、まちづくりがすべての人の日々の暮らしに大きな影響を及ぼすことから、市民あるいは事業者が、地域への愛着や、より良い環境に変えていこうという思いを持ち、まちづくりの主体、自治の担い手として自ら考え行動し参画することが大切となります。

これまででも、市民、事業者、行政がパートナーとしてまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を進めてきたところですが、今後も、少子高齢化のさらなる進行など社会・経済情勢の変化が予測される中、将来にわたって市民が安心して豊かに過ごせる「持続可能なまちづくり」を進めるためには、さらなる取組が必要となっています。

そのため、交流の場づくりや、コーディネーター育成など、地域における市民の活動をサポートするための基盤の強化を進め、協働や市民公益活動の活性化のための環境を育みます。

また、協働における信頼関係の確保の観点からも、限りある行政資源のより有効かつ適正な活用を図るとともに、分かりやすい情報提供に努め、説明責任を果たします。

さらには、ICTの活用により、時間や場所の制約を超えたコミュニケーション環境の整備が進み、市民や企業の活動のスピード感が増している中、行政も、部門の枠を超えた迅速な対応ができるような体制整備や意識高揚に努めることで、パートナーシップの向上をめざします。

本市では、協働を基軸として、市民が主体となるまちづくりを進め、将来像である「人・まち 元気創造都市 すいた」の実現をめざします。

この将来像の実現に向けて、7つのルート（基本方向）を推進する基盤となる、ベース（基本姿勢）を次のとおり位置づけます。

ベース1 市民が主体となるまちづくりを推進します

- 1-1 市民自治の確立をめざします
- 1-2 透明性が高い開かれた市政を実現します

ベース2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

- 2-1 経営的視点を持って、持続可能な行財政運営を進めます
- 2-2 社会の変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成と組織力の向上を図ります
- 2-3 まちの魅力を積極的に発信します
- 2-4 市民サービスを向上します

基本計画

第1章 基本計画とは

第2章 基本計画

第1章 基本計画とは

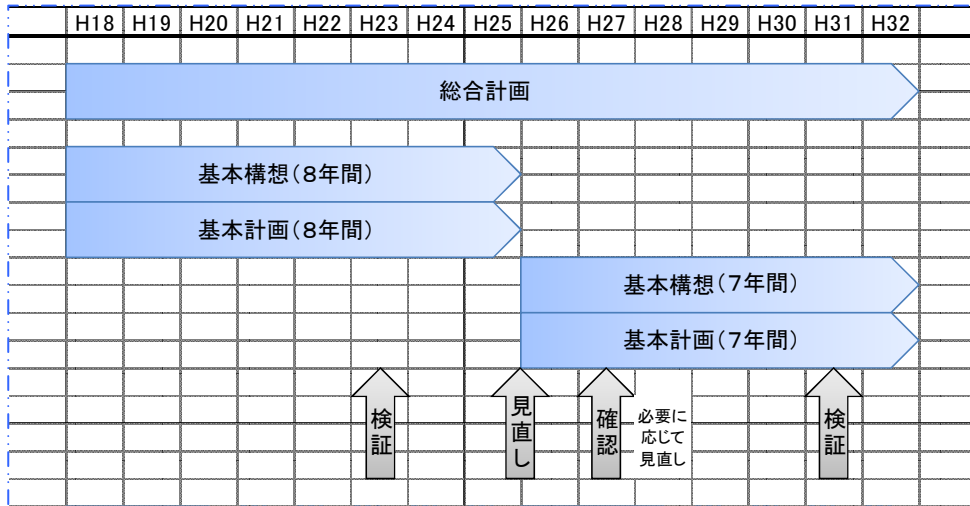
1 基本計画とは

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を具体化する施策の内容を示します。

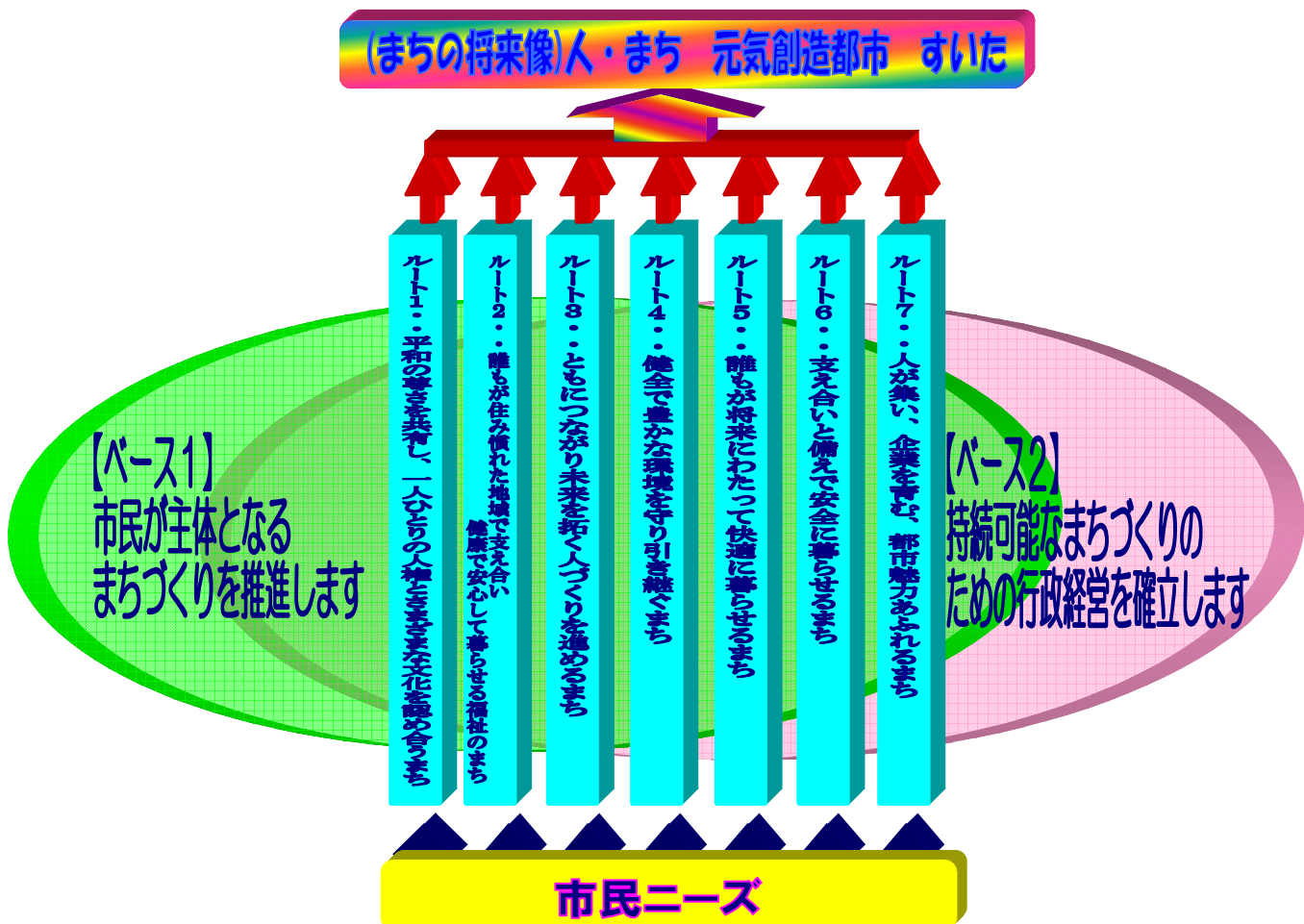
2 計画の期間

基本計画の計画期間は、7年間とします。

ただし、計画の評価、検証を行い、必要に応じて見直しを行います。



3 まちの将来像と基本計画の関係



4 基本計画の見方

基本計画では、ルート（基本方向）を構成する31のまちのイメージとベース（基本姿勢）を構成する7つの取組を示しています。

※ベース（基本姿勢）では、「まちのイメージ」を「取組」と表現を変えて記載しています。

まちのイメージが含まれる基本構想に掲げた7つのルートを示しています。

将来（平成32年度）のまちのイメージを示しています。

まちのイメージの内容を示しています。

まちのイメージについて本市の現状、課題を示しています。

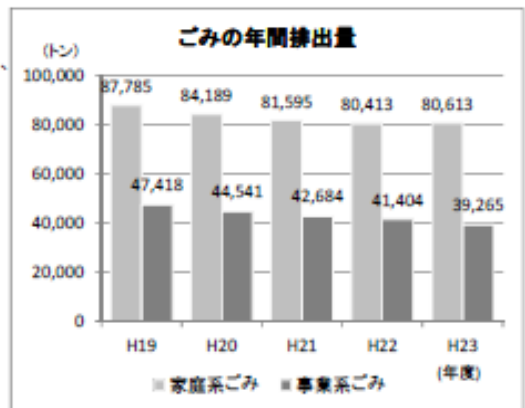
まちのイメージを実現するための重点取組と行政が担う役割を示しています。

ルート (基本方向)	4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
まちの イメージ	4-2 資源を大切にできる社会システムが形成されています ごみの発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）するという資源循環への意識がさらに高まり、地域レベルでの取組も広がっています。あわせて、大量生産、大量消費、大量廃棄が見直され、環境への負荷が少ない循環型社会※へのさらなる転換が進んでいます。

※ 資源の効率的な利用及び再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会

1 まちの現状と課題

- ◆ もったいない意識の市民への定着、事業所の環境負荷低減行動の浸透や市民、事業者、行政の協働の取組により、ごみの排出量は減少傾向にあります。
- ◆ 循環型社会を実現するには、さらなる取組として、市民、事業者、行政等が廃棄物問題に関するそれぞれの知識や経験を共有し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進に関する理解を深めることを通して、ライフスタイルや事業活動を見直すことが求められています。



出典：環境部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 発生抑制を優先する社会への転換

- ・市民、事業者との連携を強化し、ごみ減量の意識を高めるための啓発・情報提供や環境教育の充実を図るなど、ごみ減量の取組を展開します。

(2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

- ・分別収集、拠点回収、店頭回収等、行政が市民に提供するリサイクル手段を拡充します。
- ・ごみの12種分別による排出ルールを市民全体に浸透させます。
- ・自治会、地域でごみ減量やリサイクルに取り組む廃棄物減量等推進員との連携を強化し、地域リサイクル活動の活性化を図ります。

(3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

- ・ごみ減量マニュアル等を活用した減量指導や廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導の強化を図り、排出事業者としての責任意識を浸透させます。
- ・公共施設におけるごみの減量行動を率先して実行します。

3 市民・事業者の取組

- ①実践的な環境教育の推進
- ②資源を大切にするライフスタイルへの転換
- ③レジ袋削減・マイバッグ持参運動への参加
- ④ごみの12種分別の徹底
- ⑤集団回収等の地域リサイクル活動への参加
- ⑥再生品の消費促進
- ⑦事業活動に伴うごみの分別排出の徹底
- ⑧環境マネジメントシステムの運用

みんなで取り組みませんか！



まちのイメージを実現するために市民・事業者に呼びかけて一緒に取り組む内容を示しています。

4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成18年度	平成23年度	平成32年度	
市民1人当たりのごみ排出量(1日)	1,092g	927g	786g	ごみの発生抑制など資源循環の意識の向上を目的として指標を設定
ごみの焼却処理量(年間)	12万616t	10万3,802t	7万9,352t	分別及びリサイクルの進み具合を測る指標として設定
リサイクル率(市の取組に伴う資源化)	13.9%	16.7%	24.2%	破砕選別工場での資源化や集団回収の進み具合を測る指標として設定

まちのイメージがどの程度実現しているかを測るための指標の実績値、目標値及びその考え方を示しています。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第2次環境基本計画(平成26年度～平成31年度)
- 吹田市一般廃棄物処理基本計画(平成18年度～平成32年度)

まちのイメージを実現するための取組に関連する分野別計画等を示しています。

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉 2-2 障がい福祉	介護を必要とする高齢者や障がいのある方などへの生活支援を兼ねたごみ収集の取組を進めています。
3-3 学校教育 3-5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実など教育施策との連携を推進します。
4-1 エネルギー 4-3 生活環境	節エネや省エネ、環境美化の推進における取組との連携を進め、資源を大切にする意識の高揚を図ります。
5-1 都市整備・景観 5-3 みどり 5-4 交通 5-5 道路 5-6 水道 5-7 下水道	落ち葉などの堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化、雨水利用をはじめとした水資源の活用などさまざまな取組を通じて資源の有効利用の促進を図ります。

まちのイメージを実現するために連携して取り組んでいる他の分野の施策を示しています。連携して取組を進めることにより効果が高まることを期待できます。

基本計画

ルート(基本方向)

ルート1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

ルート2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

ルート4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

ルート5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

ルート6 支え合いと備えで安全に暮らせるまち

ルート7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

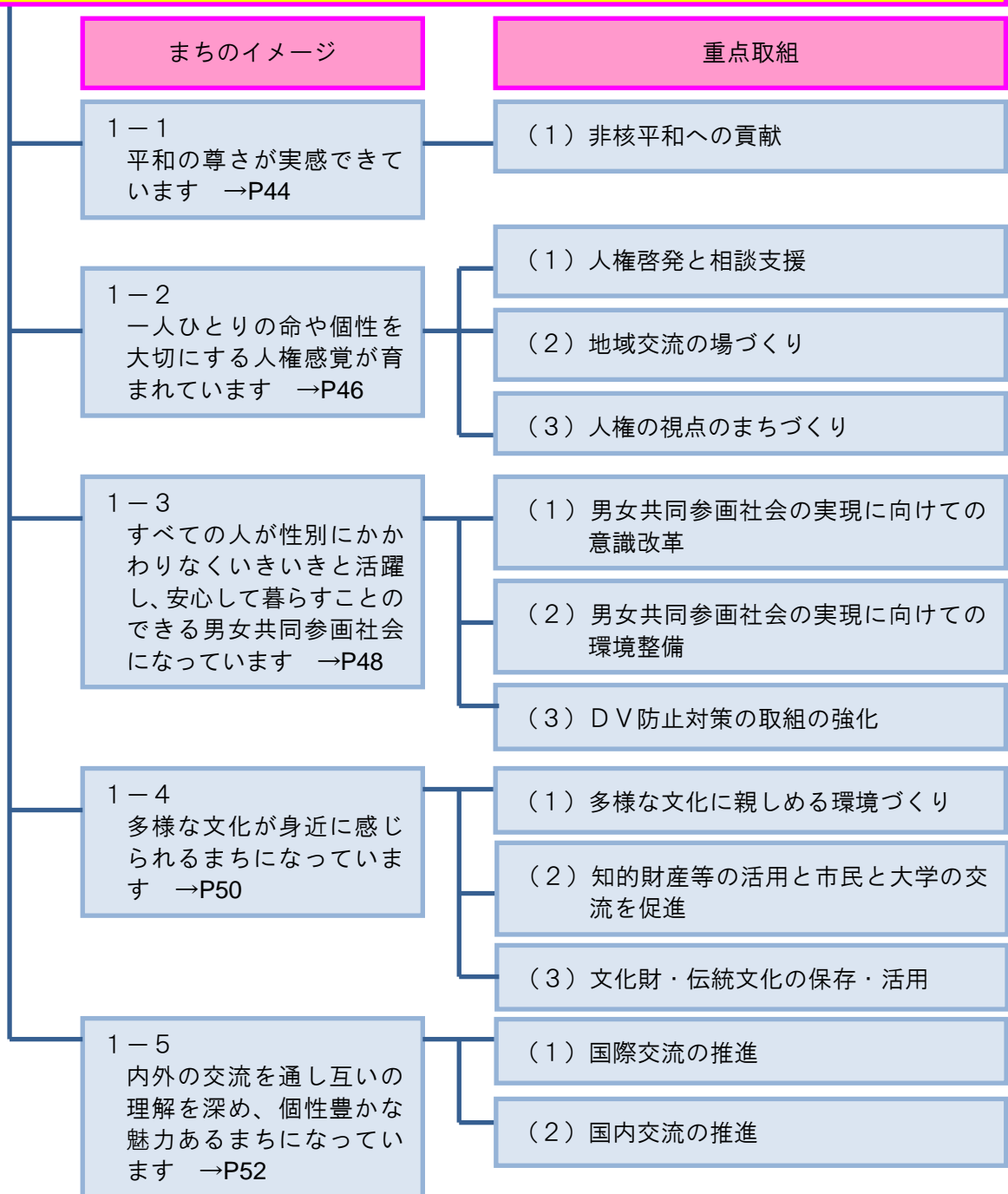
ベース(基本姿勢)

ベース1 市民が主体となるまちづくりを推進します

ベース2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

<基本方向>

ルート1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

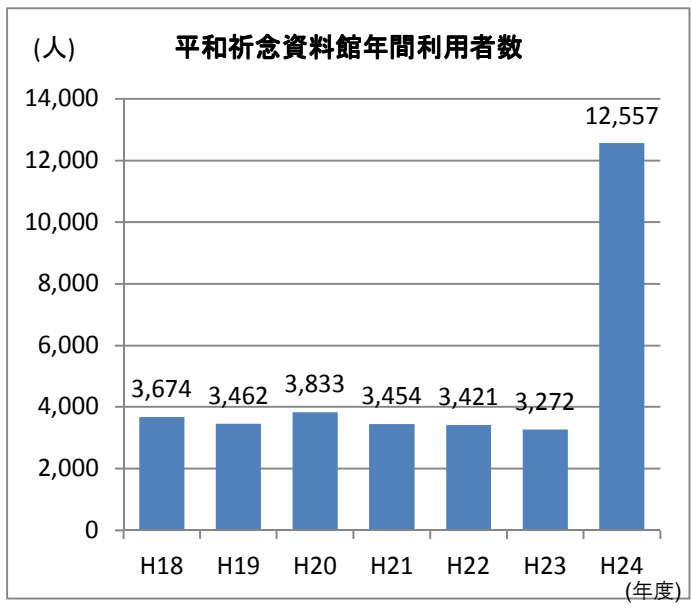


ルート (基本方向) 1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

まちのイメージ 1-1 平和の尊さが実感できています
 「非核平和都市宣言」に基づいた核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた事業に市民が自主的に参加し、戦争の悲惨さを風化させず、平和の尊さが次世代に伝わっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 21世紀においてもなお、世界各地で武力紛争が繰り返され、数多くの命が失われています。また、核拡散の懸念は解決しておらず、人類の平和と共存に大きな脅威を与えています。
- ◆ 被爆国である日本の自治体として、全国の非核平和宣言都市との連携により、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を市民にも呼びかけていく必要があります。
- ◆ 戦後半世紀以上たち、戦争を体験した人が少なくなっている中、市民自らが戦争や平和について考え、行動できるよう、平和の尊さを伝え引き継いでいく必要があります。



出典：人権文化部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 非核平和への貢献


- ・非核平和意識の高揚が図られるよう啓発のための取組を行い、多くの市民が参加する機会を設けます。
- ・市民の自主的な非核平和の取組への参加を促進するため、非核平和に関する資料の収集や、市民自らが戦争や平和について考える際に役立つ情報提供機能の充実に努めます。
- ・戦時中の体験を語るなど、平和の尊さを次世代に伝えるボランティアを発掘・育成します。

3 市民・事業者の取組

- ① 非核平和にかかわる事業に参加し、平和の大切さについて意識を高め、広める取組
- ② 核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、自主的・持続的な取組
- ③ 戦時中の体験を語るなど、平和の尊さを次世代に伝える取組



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
平和祈念資料館の年間利用者数	3,674 人	3,272 人	15,000 人	平和への取組を推進するために、新たに平和祈念資料館として、平成 24 年 9 月に移転開設を行った。一層多くの人に平和の尊さを認識し、後世に伝えてもらいたいことから、利用者増を指標に設定
平和祈念資料館の現物資料等を貸し出した件数	40 件	37 件	75 件	平和を学ぶ教材として、貸出用現物資料等が積極的に活用され、より関心を持ってもらえるよう、その貸出件数増を指標に設定
非核平和への貢献に関する満足度	—	54.9 点 (平成 22 年度)		行政や市民による啓発活動に自らが参加し、得るものがあったと思うなどの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市人権施策基本方針（平成 18 年度～終期設定なし）
- 吹田市文化振興基本計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

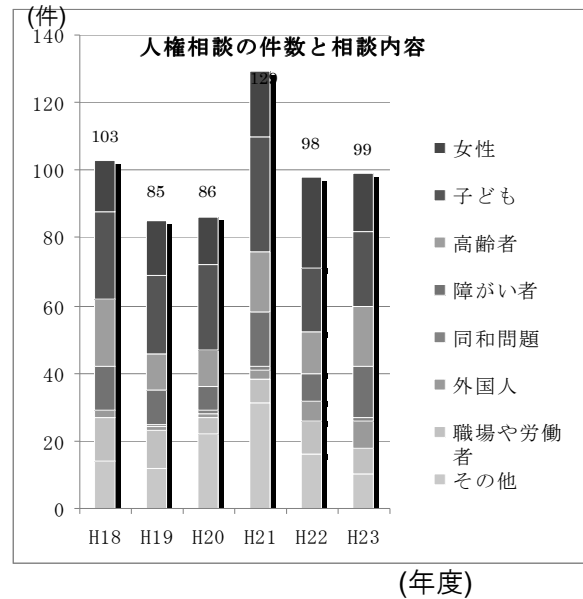
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1—2 人権	差別意識の排除など人権啓発と併せた PR や啓発を推進します。
3—3 学校教育	校外学習での平和祈念資料館見学や平和の語り部を学校へ派遣するなど、学校教育と連携を図ります。
3—5 生涯学習	公民館や図書館、PTA 研修などへ平和の語り部を派遣するなど、社会教育との連携を図ります。

ルート (基本方向)	1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち
まちの イメージ	1-2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています 人権について考える機会にふれ、市民一人ひとりがお互いの違いを認め合い、多様な問題や悩みが解消され、真に個人が尊重される個性豊かな生活を送っています。

1 まちの現状と課題

- ◆女性、子ども、高齢者、障がい者などをめぐり、未だに人権を侵害する事態が続いています。
また、社会の変化に伴って新たな人権侵害なども起きており、これらの問題の解決に向けて、さらに人権啓発に取り組む必要があります。
- ◆人と人とのふれあいを通じることで、市民が互いに理解を深め、個性を認め合う人権感覚が育まれることから、地域、学校、職場等での交流を広げることが必要です。
- ◆すべての人びとの基本的人権が尊重されるまちづくりに向けて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせる必要があります。



出典：人権文化部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 人権啓発と相談支援

- ・吹田市人権啓発推進協議会やその他の公共的団体、NPO やボランティア団体など、各種団体の人権啓発活動を支援します。
- ・各種団体とより一層の連携を深め、市民が自発的に学習できるなど、さらなる人権意識の啓発、高揚や人権課題解決に向けた取組を推進します。
- ・各種相談機関との連携により、人権侵害に対する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域交流の場づくり

- ・人と人とのふれあいを通じて、市民が互いに理解を深め、真に豊かな人権感覚を身につけるため、より多くの市民による交流を支援します。

(3) 人権の視点のまちづくり

- ・総合的・計画的に人権施策を推進するため、「人権施策推進計画」を策定し、あらゆる行政分野で人権の視点によるまちづくりを進めます。
- ・人権に関する研修を充実し、職員の人権感覚を高めます。

3 市民・事業者の取組

- ① 人権啓発活動に関する理解と活動への参加
- ② 家庭・学校・職場等身近なところから人権について考え、一人ひとりの違いを認め合う人権意識を高める取組

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
人権意識が向上していると思う市民の割合	23.9%	22.2% (平成 22 年度)	40%	人権意識の向上を測る指標として設定
人権意識の向上のための施策の満足度	—	53 点 (平成 22 年度)	↗	人権意識の向上のための施策の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
人権啓発推進協議会委員の人数	1,458 人	1,709 人	3,000 人	人権啓発活動の活性化合いを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市人権施策基本方針（平成 18 年度～終期設定なし）
- 第 3 次すいた男女共同参画プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）

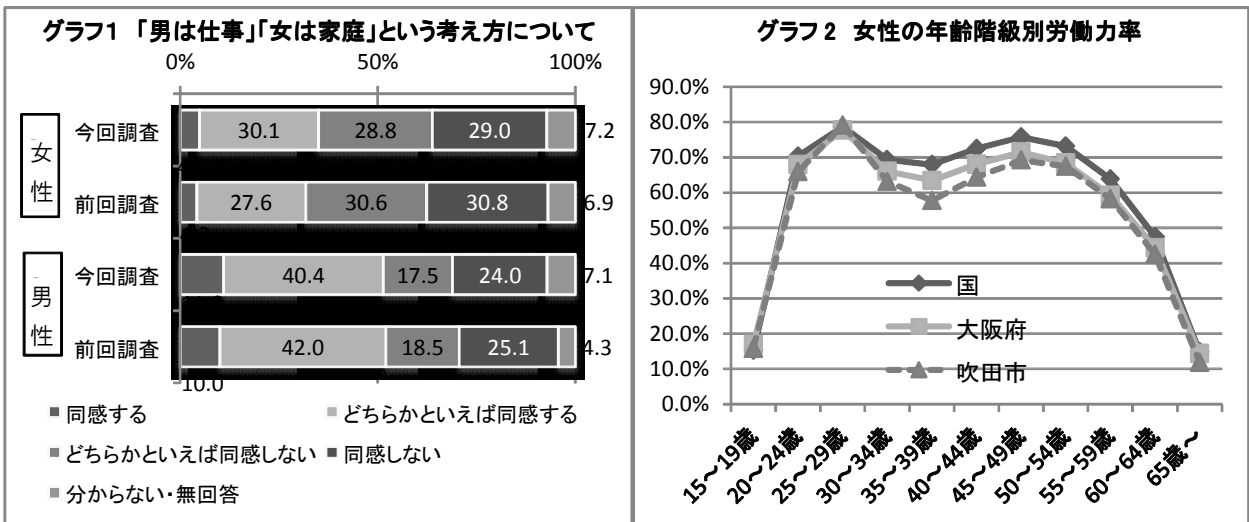
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-1 平和	非核平和の意識啓発と併せた PR や啓発を推進します。
3-3 学校教育	人権教育の取組など学校教育と連携を図ります。
全 体	人権の視点を踏まえた施策の取組を総合的に推進します。

ルート (基本方向)	1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち
まちの イメージ	1-3 すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる男女共同参画社会になっています 性別にかかわらず対等な社会の構成員として、あらゆる分野で能力や個性を發揮できる男女共同参画社会になっています。 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の支援体制が充実し、安心して暮らせる社会になっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 固定的な性別役割分担意識については、グラフ1のとおり、女性で肯定する割合が増加しています。固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組の推進が必要です。
- ◆ 日本における女性の労働力率は、依然としてM字型カーブを描いており、特に吹田市のM字は国や大阪府よりも大きく深く落ち込んでいます。本市では転勤等による転入者が多いなど特有の要因が背景にあるものと推察されますが、働きやすい職場環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための、より一層の取組が必要です。（グラフ2参照）
- ◆ 性犯罪や、ストーカー行為などの女性に対する暴力や、配偶者・交際相手からのDV被害が社会問題化しています。本市においては平成23年4月、大阪府内の市町村では初めて配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を設置し、総合的なDV防止対策事業を行っていますが、今後より一層の充実が必要です。



出典：吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」平成17年度
吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」平成22年度

出典：総務省統計局「国勢調査」平成22年

2 重点取組と行政の役割

(1) 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革

- ・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の意識を身につけるため、意識啓発・社会参加促進支援講座の開催など啓発活動を行います。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けての環境整備

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、働きやすい職場環境や子育て環境の整備など、事業者等に積極的に働きかけます。

(3) DV防止対策の取組の強化

- ・「吹田市DV防止基本計画」（平成25年3月策定）に基づき、デートDVを含めたDVの防止に向けて、迅速な被害者支援と実効性のある予防啓発活動、関係機関等との連携・協働の推進を行います。

3 市民・事業者の取組

- ① 家庭や地域、職場での固定的な性別役割分担について考えてみる
- ② 男女共同参画の意識を高めるための講座や研修会への参加
- ③ DV は重大な人権侵害であり犯罪であることの認識と、暴力を許さない意識の浸透
- ④ 暴力の被害にあった時には、一人で悩まず相談する意識づくり
- ⑤ 育児休業や介護休業などの制度の整備に努め、男女がともに働きやすい環境整備
- ⑥ 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを許さない体制づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
男女がともに個性や能力を發揮できる社会になってきていると思う市民の割合	32.2%	27% (平成 22 年度)	40%	男女共同参画社会の実現への進捗度合いを測る指標として設定
審議会等委員における女性の割合	26.7%	30.5%	40%	市の政策・方針決定過程における女性の参画度合いを測る指標として設定
女性市職員の管理職登用の割合	7.6%	19.2%	30%	「吹田市役所」は一つの事業所として、自らがモデル職場となるよう積極的に取り組む必要があり、その姿勢を示す指標として設定
DV防止法の認知度	64.3%	73.8% (平成 22 年度)	100%	女性に対する暴力の予防と根絶の取組の進捗度合いを測る指標として指標設定

5 関連する分野別計画等

- 第3次すいた男女共同参画プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）
- 吹田市人権施策基本方針（平成 18 年度～終期設定なし）

6 他の施策との連携

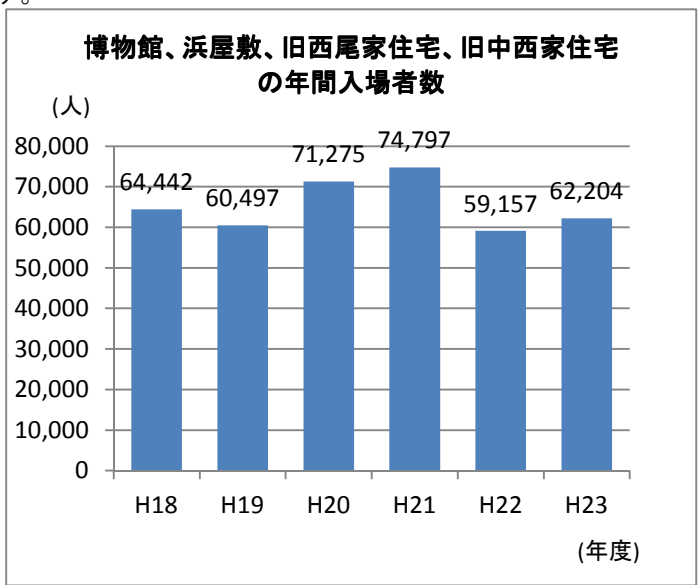
関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉 2-2 障がい福祉 2-4 保健・医療 3-2 配慮が必要な子ども 3-3 学校教育	複合的な人権課題を有するDV被害者を支援するため、児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などに関する相談事業・施策と連携します。
7-2 雇用・就労	男女がともに能力を發揮できる社会環境を整えるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点など労働関連施策と連携します。
全 体	男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

ルート (基本方向) 1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

まちのイメージ 1-4 多様な文化が身近に感じられるまちになっています
市民文化が息づき、地域個性が光るまちの中で、市民は多様な文化の振興と創造、継承・発展に積極的にかかわり、生きがいを感じて暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民の身近なところで文化にふれあう機会や市民団体等の活動を通して、市民文化が盛んになり、吹田固有の地域文化が息づいていますが、将来にわたってこうした文化を継承し、振興する担い手の不足が懸念されています。
- ◆ 本市には多くの大学があり、大学・研究機関が有する知的財産や人的財産等を、地域、行政との多面的な連携により活用することで、人とまちをつなぎ、さらに、まちに活力を与える取組が求められています。
- ◆ 本市は、吹田市立博物館、吹田市文化会館（メイシアター）、歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）など、歴史的、文化的に多様な施設を有する恵まれた環境にあります。一方で施設の老朽化が進んでいるものもあり、将来にわたって施設機能を良好な状態で維持していくことが求められます。



出典：人権文化部データと地域教育部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 多様な文化に親しめる環境づくり

- ・文化に対する関心が高まるよう、多種多様な文化・芸術を市内の各種文化団体とともに提供し、多くの市民が参画する機会を提供します。

(2) 知的財産等の活用と市民と大学の交流を促進

- ・市と大学・研究機関相互の情報交換を行うなど、多面的に連携し、大学のあるまちづくりを進めます。
- ・歴史的、文化的資源の活用等を図ることにより、行政・大学双方の発展と充実を図ります。

(3) 文化財・伝統文化の保存・活用

- ・末永く貴重な文化財を受け継ぎ、伝承していくために文化財の十分な保存と活用に努めるとともに、芸術文化を生かしたまちづくりや地域文化の創造に役立つよう市民への啓発を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ①興味や関心を持つ文化活動への参加
- ②文化活動の中で活動の担い手を育む取組
- ③大学や研究機関などが持つ知的財産にふれるなど交流を進める取組
- ④地域の行事等に、学生や研究者も一緒に参加・参画し、交流を図る取組
- ⑤文化財の所有者、市民、事業者が協力し合い、保存と活用を進める取組

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
文化会館、市民ギャラリー等で行われる文化・芸術行事に参加したことがある市民の割合	31.3%	26.6% (平成 22 年度)	33.3%	市民の文化・芸術に対する関心度を測る指標として設定
大学図書館の市民利用登録者数	—	341 人	600 人	市民による大学・研究機関の有効活用の進捗状況を測る指標として設定
芸術・文化に親しめる環境の満足度	—	51.3 点 (平成 22 年度)	↗	芸術・文化に親しめる環境の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市文化振興基本計画（平成 21 年度～平成 32 年度）
- 第 2 次吹田市生涯学習推進計画（平成 18 年度～）

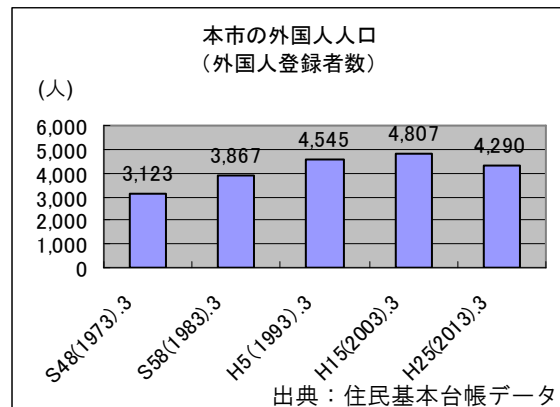
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1－5 内外交流	文化活動などを通して、国内・国外との交流を進めます。
3－3 学校教育	学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが身近な文化を学習し、継承・発展にかかわれるよう、学校への働きかけや、学校を通しての情報提供の充実を図ります。
3－5 生涯学習	大学の公開講座等を市民の生涯学習に役立ててもらいます。
全 体	各施策に対し、本市の文化的特徴・吹田らしさを生かした取組を働きかけます。

ルート (基本方向)	1 平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち
まちの イメージ	1-5 内外の交流を通し互いの理解を深め、個性豊かな魅力あるまちになっています
	吹田市が持つまちの良さを生かした国内外の交流が進み、吹田市を第2のふるさととして体感してもらえるようなまちになっています。また、異なる文化を持つ人たちがお互いを理解し認め合う、多文化共生のまちとなっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ グローバル化が進む中で、活気あるまちとして持続的に発展するために、異なった文化や習慣などを認め合い、外国籍市民を地域のパートナーとして受け入れ共生する、地域社会の形成が求められています。
- ◆ 本市には多くの在住外国籍市民、本市の大学に通う多くの留学生がおり、異文化とふれあえる下地があります。このような中で、国際交流活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
- ◆ 本市は6市町と友好交流提携を結んでおり、それらいずれもが特色ある歴史・文化を持つ魅力ある都市です。各市町との活発な交流を維持するためには、行政主導の交流だけでなく、市民主体の交流活動を活性化させるための働きかけが必要です。



2 重点取組と行政の役割

(1) 国際交流の推進

- ・ 国際交流協会と連携し、異文化理解講座や青少年が国際理解を育む取組などの事業を開催し、外国籍市民や留学生を地域のパートナーとして受け入れる多文化共生のまちづくりを進めます。

(2) 国内交流の推進

- ・ 友好交流都市の特色や魅力などを知るための広報活動を行うとともに、お互いを身近に感じてもらうための市民参加型のイベントを開催します。

3 市民・事業者の取組

- ①異文化理解の講座など国際交流にかかわる取組に参加し、国際化の意識を高める取組
- ②国際交流にかかわる市民活動への参加
- ③都市間交流としての文化、スポーツなどの交流事業やイベントへの参加

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
コミュニティ通訳ボランティア登録者数	18 人	13 人	30 人	市民主体の国際交流支援の環境整備の進捗状況を測る指標として設定
国際交流活動の満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	↗	国際交流活動が市民ニーズに沿って取り組まれているかを測る指標として設定
特色のある文化や歴史を持つまちとの交流の満足度	—	50.2 点 (平成 22 年度)	↗	市民ニーズを満たす交流が行われているかを測る指標として、満足度の平均評価点を設定

5 関連する分野別計画等

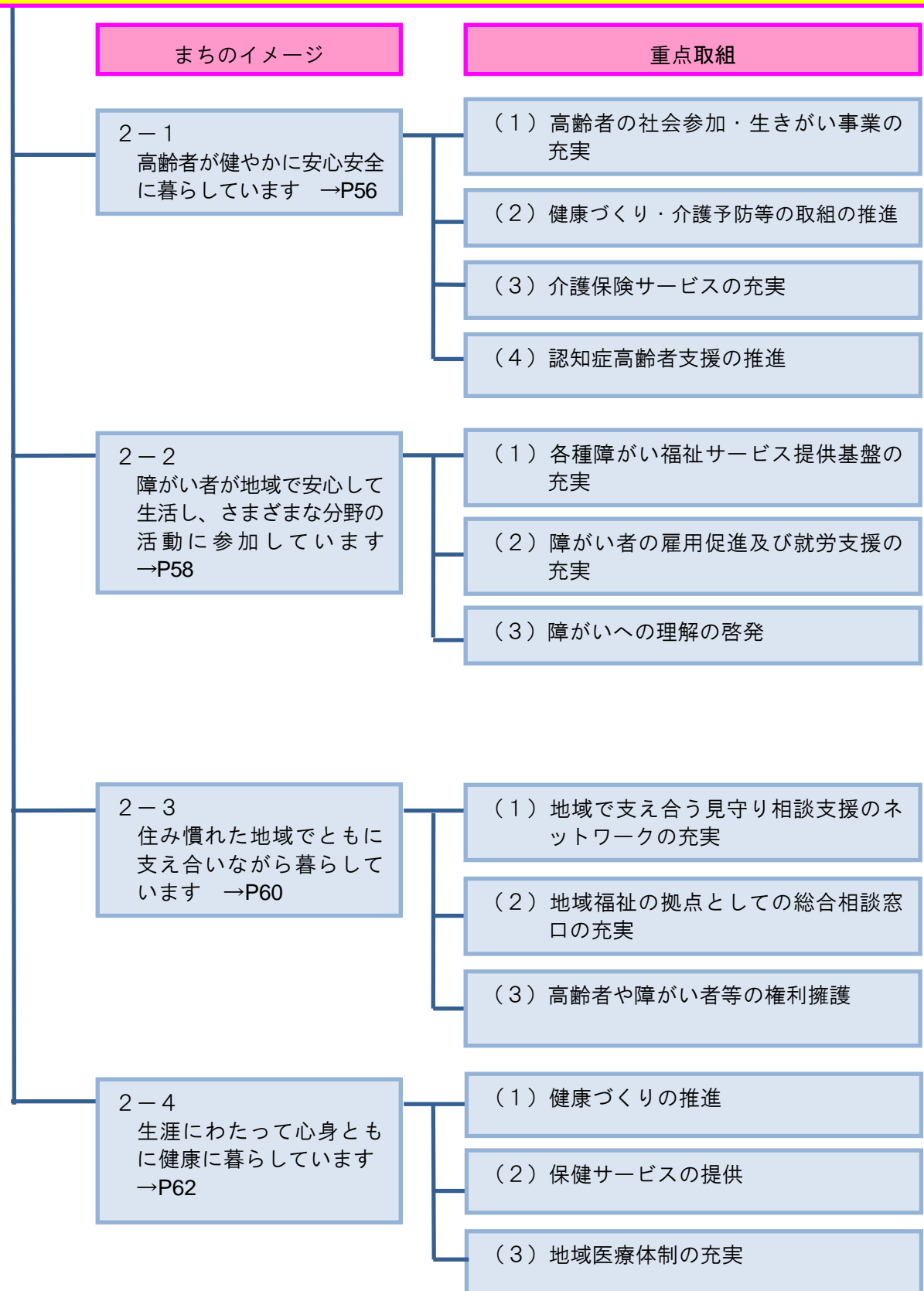
- 吹田市文化振興基本計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-2 人権	国内・国外の交流を通じて、人権意識の高揚を図るなど人権施策との連携を推進します。
1-4 文化	国内の都市間交流や国際交流において、文化を媒体として交流するなど文化振興施策との連携を推進します。
3-3 学校教育	国際理解教育など学校教育との連携を図り、早期からの国際感覚の醸成に努めます。

＜基本方向＞

ルート2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち



ルート
(基本方向)

2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

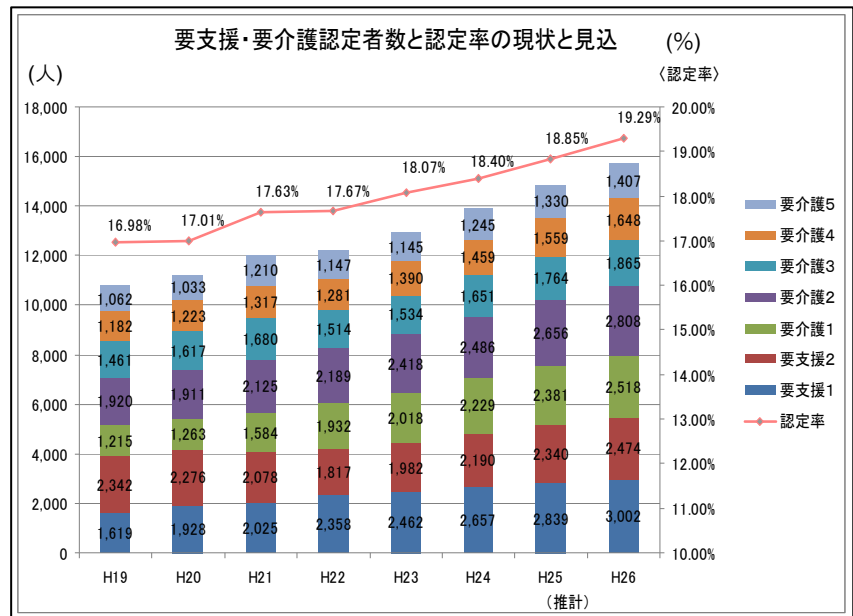
ま ち の
イ メ ー ジ

2-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています

高齢者が自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化率が21%を超える超高齢社会に突入し、平成32年度(2020年度)には4人に1人は高齢者となり、認知症高齢者も増加すると推測されます。
- ◆ 75歳以上の高齢者の割合が、今後、急速に増えることが見込まれ、介護予防の取組や認知症高齢者への支援が重要となります。
- ◆ 地域で高齢者を支える介護保険サービスを確保するとともに質の向上が必要です。



出典：福祉保健部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 高齢者の社会参加・生きがい事業の充実

- ・ 高齢者が自らの経験や知識を生かせるよう、地域活動や就業などの社会参加を支援します。
- ・ 高齢者のいきいきとした暮らしにつながるよう、学習機会等を充実させます。

(2) 健康づくり・介護予防等の取組の推進

- ・ 健康づくりに関する情報を提供し、健康づくりを支援します。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるように、生活支援事業等を実施します。
- ・ 要介護状態にならないように、高齢者が主体的かつ継続的に介護予防の取組が行えるよう支援します。
- ・ 地域福祉団体や高齢者支援事業者と協働で、見守り体制の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる地域をめざします。

(3) 介護保険サービスの充実

- ・ 介護保険事業者等と連携し、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ・ 地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

(4) 認知症高齢者支援の推進

- ・ 認知症の予防、早期診断のため、組織横断的に取り組むとともに医療機関等との連携を進めます。
- ・ 認知症に関する市民等への啓発や、認知症高齢者の状況に応じた適切なサービスを受けられる仕組みづくりに努めるなど、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

3 市民・事業者の取組

- ① 高齢者の生きがいがづくりの取組
- ② 介護予防に関する取組による健康の保持・増進
- ③ 介護保険サービスを必要な時に適切に利用
- ④ 高齢クラブ活動等の地域活動に参加
- ⑤ シルバー人材センターなどを活用し、就業機会の充実
- ⑥ 地域、高齢支援事業者と行政の連携により、地域における高齢者の見守り
- ⑦ 介護保険サービスの質の向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
高齢者の生きがいがづくりの推進の満足度	—	52.1 点 (平成 22 年度)	↗	高齢者の生きがいがづくりの推進の施策の市民満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
地域包括支援センターの認知度	—	31.7% (平成 22 年度)	50%	高齢者の地域における健康・介護・生活支援の拠点としての役割が果たせるように、周知が必要なため認知度を指標に設定
要介護認定を受けている高齢者の割合	17%	18.1%	21.2%	生きがい事業や介護予防等に取り組むことで、要介護状態の高齢者を増やさない指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 第 5 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画	高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
2-2 障がい福祉 2-3 地域福祉 2-4 保健・医療	事例検討等を中心に、支援を要する人に効果的かつ包括的な支援を行うためのネットワークづくりの推進を目的に開催している地域ケア会議等により、保健・医療・福祉等の連携を強化します。
2-2 障がい福祉 2-3 地域福祉	成年後見制度や虐待防止ネットワークの構築など高齢者や障がい者等の権利を擁護する取組について連携を強化します。
2-4 保健・医療	認知症の予防をはじめ、認知症高齢者の支援や在宅医療について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
3-5 生涯学習 3-6 スポーツ	高齢者の生きがいがづくりについて、生涯学習や生涯スポーツとの連携を行います。
5-2 住宅	高齢期になっても住み続けられるまちとなるよう住宅政策との連携を行います。
7-3 消費生活	悪質な商法や詐欺行為等による消費者被害の防止に関する相談・援助体制について、連携を強化します。

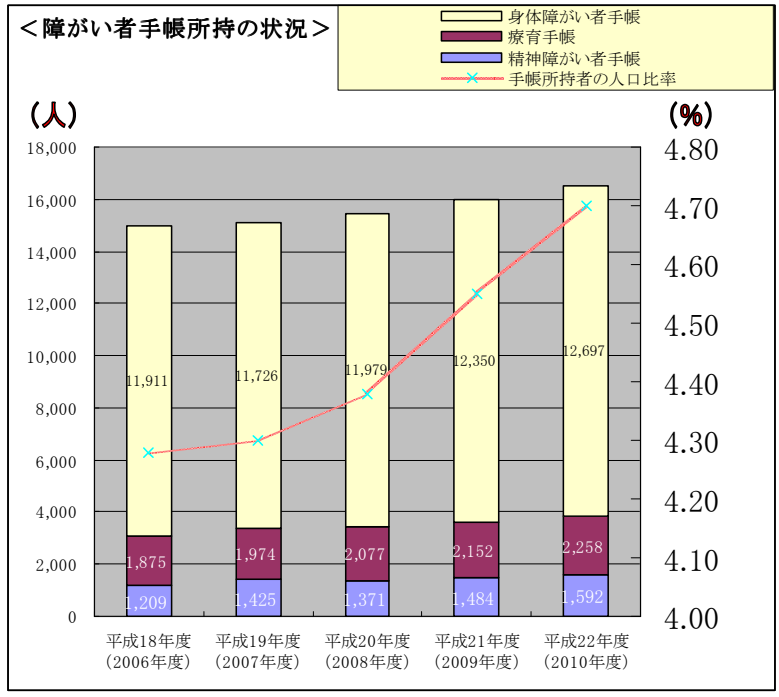
ルート (基本方向) 2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

ま ち の イ メ ー ジ 2-2 障がい者が地域で安心して生活し、さまざまな分野の活動に参加しています

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性が尊重され、あらゆる分野の活動に参加し、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 障がい者が、地域社会の構成員として、主体的にさまざまな分野の活動に参加し、自立した生活を送ることができ、安心して暮らすことのできるまちづくりが必要です。
- ◆ 医療的ケアが必要な方への支援、障がい者の雇用促進や就労支援を含め、医療、福祉、教育、労働など総合的な視点に立った支援の充実が必要です。



出典：福祉保健部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 各種障がい福祉サービス提供基盤の充実

- ・障がい者の居宅、通所、医療等各種サービス提供基盤の充実を図ります。
- ・医療的ケアが必要な方へのサービス提供について、関係機関と連携して仕組みづくりに取り組みます。
- ・法改正に伴う障がい福祉制度にかかわる情報提供など（周知、啓発、就労支援及び相談体制）適切に対応します。
- ・障がい者の成長過程において、切れ目のないサービス提供ができるようなシステムづくりを進めます。

(2) 障がい者の雇用促進及び就労支援の充実

- ・障がい者の就労を促進するため、関係機関と連携し、相談体制の充実などに取り組みます。
- ・障がい者の雇用に関する周知、啓発を行い、雇用促進を図ります。
- ・企業や事業所における障がい者の雇用や就労実習の場の提供など、就労支援を促進します。

(3) 障がいへの理解の啓発

- ・地域での交流が図られるよう、地域ボランティアと連携し、障がい者が参加できる行事への案内を行うとともに、障がい者に対する理解を深めるための啓発に努めます。

3 市民・事業者の取組

- ①障がいへの理解を深める取組への参加
- ②障がい者の就労や雇用に関する理解

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
グループホーム等利用者数	—	219 人	460 人以上	障がい者が、地域で自立した生活を送ることを支援する取組の進捗状況を測る指標として設定
通所事業所から一般就労への移行	—	24 人 (平成 22 年度)	52 人以上	障がい者の雇用促進の進捗状況を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 第 3 期吹田市障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

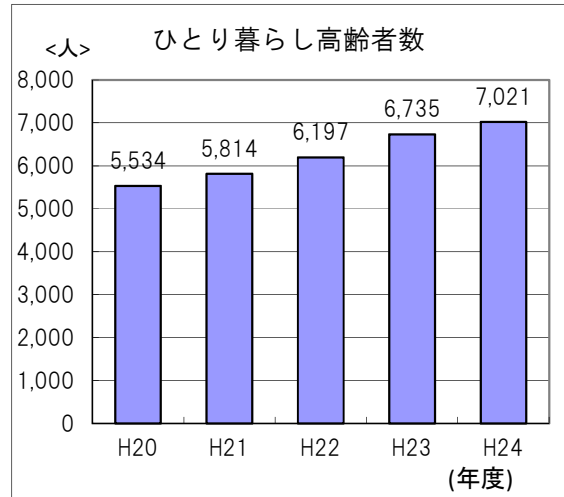
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1—3 男女共同参画	児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
1—2 人権	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、市民の理解を深めます。
2—1 高齢福祉 2—3 地域福祉 2—4 保健・医療	事例検討等を中心に、支援を要する人に効果的かつ包括的な支援を行うためのネットワークづくりの推進を目的に開催している地域ケア会議等により、保健・医療・福祉等の連携を強化します。
2—1 高齢福祉 2—3 地域福祉	成年後見制度や虐待防止ネットワークの構築など、高齢者や障がい者の権利を擁護する取組について連携を強化します。
2—4 保健・医療 3—1 子育て 3—2 配慮が必要な子ども 3—3 学校教育	事業所連絡会における情報交換や障がい児通所サービスなど障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援する取組を連携して行います。

ルート (基本方向)	2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
ま ち の イ メ ージ	2-3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています 市民誰もが、住み慣れた地域で、孤立することなく、互いに尊重し合い、ともに支え合いながら、健やかで安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 地域福祉活動を行う担い手の高齢化や担い手が不足していると言われていた中、新たな担い手の養成が必要です。
- ◆ 高齢者や障がい者などの総合相談窓口としての役割が十分に果たせるよう、地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の認知度を高めることが必要です。
- ◆ 判断能力が十分でない高齢者や障がい者などの権利を擁護する成年後見制度等に関する相談が増えている中、制度の周知や利用支援を啓発することが必要です。



出典：福祉保健部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 地域で支え合う見守り相談支援のネットワークの充実

- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を市内に配置し、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。
- ・ 地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動を支援します。
- ・ 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの活動を促進します。
- ・ 地域住民の身近な相談・援助者である民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ・ 地域福祉活動や更生保護活動を行うさまざまな担い手に対して支援します。
- ・ 地域福祉推進の中核的役割を担う団体である社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- ・ 災害時要援護者の避難支援のネットワークづくりを促進します。

(2) 地域福祉の拠点としての総合相談窓口の充実

- ・ 地域保健福祉センター（地域包括支援センター）が持つ保健・医療・福祉等に関する総合相談支援機能の充実に努めます。
- ・ 身近な地域で必要なサービスにつながるよう、地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の情報提供の充実に図り、認知度を高めます。

(3) 高齢者や障がい者等の権利擁護

- ・ 必要な支援を受ける権利を守るなど、市民の権利擁護に取り組みます。
- ・ 後見人の担い手の裾野を広げる制度の検討を進めます。
- ・ 認知症の周知に努め、認知症サポーターを養成します。
- ・ 高齢者や障がい者等の虐待防止ネットワークの構築に努めます。

3 市民・事業者の取組

- ① 小地域ネットワーク活動の推進と地域福祉活動を行う新たな担い手の養成
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
- ③ さまざまな担い手による地域福祉活動や更生保護活動の充実
- ④ 社会福祉協議会による地域福祉推進のためのさまざまな取組
- ⑤ 災害時要援護者の地域における避難支援の仕組みづくり

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
住み慣れた地域での生活を支える地域福祉推進の満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉推進の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
小地域ネットワーク活動の延べ参加人数（地区福祉委員含む）	67,865 人	86,163 人	100,000 人	住み慣れた地域でともに支え合う地域福祉活動への市民の参加度合いを測る指標として設定
成年後見制度等の延べ相談件数	—	197 件	240 件	判断能力が十分でない高齢者や障がい者など支援が必要な人の権利が守られていることを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 第 5 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

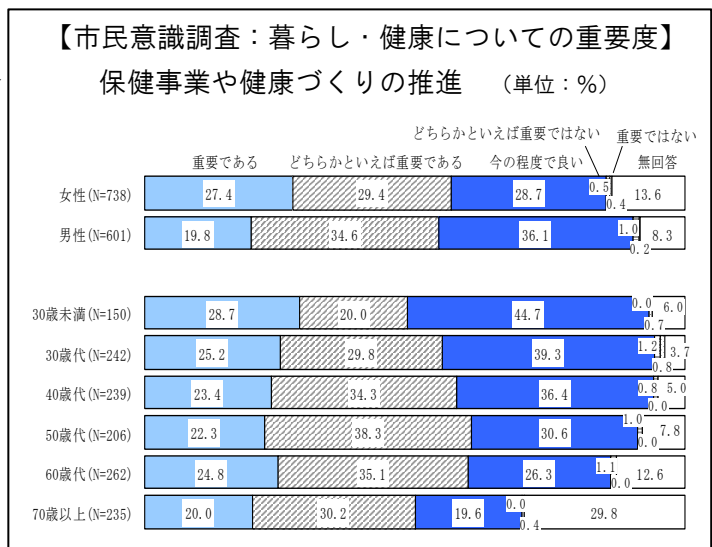
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉 2-2 障がい福祉 2-4 保健・医療	事例検討等を中心に、支援を要する人に効果的かつ包括的な支援を行うためのネットワークづくりの推進を目的に開催している地域ケア会議等により、保健・医療・福祉等の連携を強化します。
2-1 高齢福祉 2-2 障がい福祉	成年後見制度や虐待防止ネットワークの構築など、高齢者や障がい者の権利を擁護する取組について連携を強化します。
3-1 子育て	地域福祉活動の一環として実施している子育て支援の取組を通して子育て支援施策との連携を図ります。
6-1 防災	災害時要援護者避難支援のネットワークづくりと災害に備えた防災関連施策との連携を行います。

ルート (基本方向)	2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	2-4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています 「健康づくり都市宣言」の下、ライフステージに応じた保健サービスや生涯スポーツを通じて、あらゆる世代の市民が健康管理や健康づくりに取り組み、健やかに暮らしています。 また、地域における医療、保健、福祉の連携体制が整備されており、安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 自己の健康状態を正しく認識し、栄養や運動、休養などのバランスのとれた生活習慣を確立することによって、市民が心身の健康を保持・増進することが必要です。
- ◆ 市民のライフステージに応じた保健サービスを充実させることが重要です。特に、がんや生活習慣病の予防・早期発見への取組とともに、母子の健康を守ることや児童虐待の予防・早期発見に努めることが重要な課題となっています。
- ◆ 感染症や食中毒について市民が正しい知識を持ち、予防に努めるとともに発生時に備える必要があります。
- ◆ 医療機関の連携を強化し、救急医療体制を充実させるとともに、市民へ医療情報を提供する必要があります。



出典：平成 22 年度市民意識調査

2 重点取組と行政の役割

(1) 健康づくりの推進

- ・ ころの健康や生活習慣病予防など、予防に重点をおいた心身の健康づくりの啓発を行い、市民自らの健康づくりを支援します。
- ・ 生涯スポーツ事業とも連携し、市民の主体的な健康づくり活動への支援を行います。

(2) 保健サービスの提供

- ・ 市民のライフステージやニーズに応じた健（検）診や予防接種等の受診率（接種率）向上に努めます。
- ・ 妊娠中からの支援の強化や乳幼児健診の全対象児の状況の把握に努めるなど、母子保健の充実に取り組みます。併せて、関連する部局や機関と連携し、児童虐待防止につなげていきます。
- ・ 感染症や食中毒の予防については、迅速な対応が必要であり、組織横断的かつ関係機関や団体等と連携して取り組みます。

(3) 地域医療体制の充実

- ・ 地域連携パスなどの活用とともに、病院間や病院と診療所との連携を充実し、必要な時に適切な医療を受けやすくします。
- ・ 豊能広域こども急病センターや休日急病診療所を中心とした初期救急医療体制の維持・充実と、公立病院を中心とした2次救急医療体制の充実に取り組みます。
- ・ ホームページや市報すいた、各種冊子での医療情報の提供を充実させます。

3 市民・事業者の取組

- ①健康管理や健康づくりへの意識の浸透
- ②乳幼児健診や妊婦健診、成人健診などのライフステージに応じた健（検）診を受診
- ③感染症や食中毒に関する知識習得と予防
- ④かかりつけ医を持つこと

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
吹田市国保健診（40歳から74歳）及び30歳代健診年間受診者数	53,364人	32,555人	45,000人	生活習慣病などの疾病予防を重視し生涯にわたる生活の質の向上をめざして、国保健診や30歳代健診の受診者増を目標として指標を設定
1歳6か月児健康診査の受診率	95.8%	95.8%	100%	乳幼児健診は、疾病や障がいの早期発見・早期治療のほか、虐待の早期発見・早期対応や育児不安の軽減などを目的としており、受診率の向上が母子の健康の保持増進につながることから指標に設定
病院・診療所・救急医療などの医療環境に関する満足度	—	55.5点 (平成22年度)	↗	病院・診療所・救急医療などの医療環境に関する満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

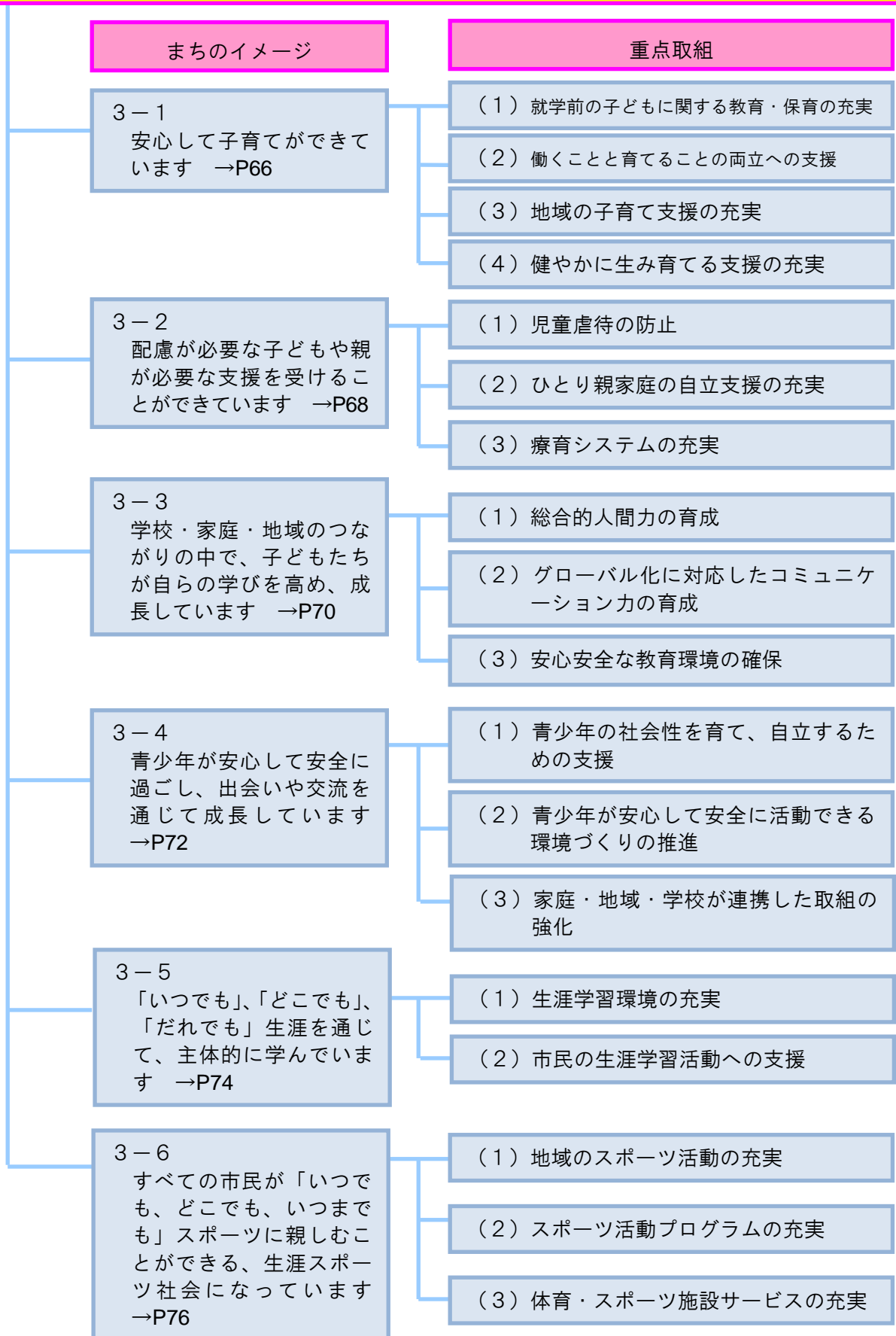
5 関連する分野別計画等

- 健康すいた 21（平成 18 年度～平成 27 年度、平成 22 年度中間見直し改定）
- 吹田市食育推進計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 吹田市次世代育成支援行動計画 <後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画 3-2 配慮が必要な子ども	児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向けて、母子保健事業と関係機関の取組との連携を強化します。
2-1 高齢福祉	認知症高齢者の支援について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
2-1 高齢福祉 2-2 障がい福祉 2-3 地域福祉	事例検討等を中心に、支援を要する人に効果的かつ包括的な支援を行うためのネットワークづくりの推進を目的に開催している地域ケア会議等により、保健・医療・福祉等の連携を強化します。
2-2 障がい福祉 3-1 子育て 3-2 配慮が必要な子ども 3-3 学校教育	障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
3-1 子育て	保育所等関係機関と連携し、母子保健体制の充実を推進します。
3-3 学校教育	学校教育との連携を進めるなど各年齢層に応じた健康づくりを推進します。
3-6 スポーツ	健康づくりの支援について、生涯スポーツ事業と連携しながら取り組みます。

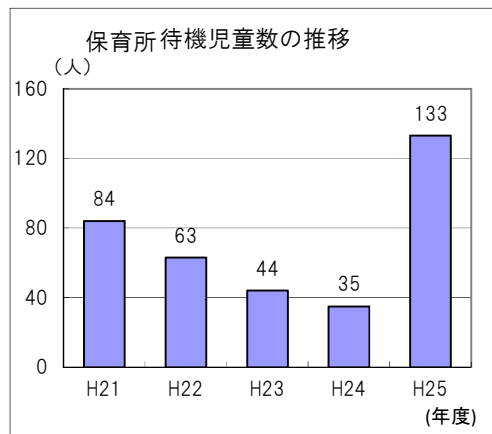
＜基本方向＞ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち



ルート (基本方向)	3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	3-1 安心して子育てができています
	将来を担う子どもたちの健全な人間形成のため、子育て・教育など多方面において地域ぐるみの支援体制が整い、子育て世代が孤立することなく、安心して子育てしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 子どもや子育てをめぐる環境の変化が大きく、安心して子どもを生み、育てることが難しくなっているため、社会全体で支援していくことが求められています。
- ◆ 女性の社会進出が進む中、多様な勤務形態などに応じた保育サービスの充実と、子育てと仕事の両立を図るための施策が求められています。
- ◆ 核家族化やコミュニティの希薄化を背景として、子育ての孤立感を抱える家庭が増加しており、家庭や地域での子育て力の低下や子ども同士が交流を通じ、学び成長する機会の減少につながっています。



出典：こども部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 就学前の子どもに関する教育・保育の充実

- ・ 質の高い幼児期の教育・保育を提供し、小学校教育へのより円滑な接続を実現するために、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設についての検討を進めます。

(2) 働くことと育てることの両立への支援

- ・ 子育てと仕事の両立が図れるよう保育所の待機児解消に向けた取組や病児保育などを充実します。
- ・ また、雇用形態の多様化から生まれるさまざまな保育ニーズに対応する施策を推進します。
- ・ 児童の就学後も安心して働ける環境の整備を進めます。

(3) 地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感や不安感を軽減するため、保育所・児童館・子育て広場など地域における子育て支援の拠点で、子育て世帯の交流、子育て相談、情報提供、育児の講習など必要な支援が受けられる環境整備を図ります。
- ・ 各地域の子育て支援にかかわる関係機関・団体が、取組の状況について相互理解を深め、地域間・団体間の交流を図ることができるよう、ネットワークを強化し、より身近な地域での子育て支援を協働して推進します。

(4) 健やかに生み育てる支援の充実

- ・ 子どもを安心して生み育てる環境づくりの一環として、医療費助成を行うなど経済的な負担の軽減に努めます。

3 市民・事業者の取組

- ① 子育て世代向けの事業や講座への参加
- ② 事業者・団体間の交流や連携により地域全体での子育て支援
- ③ 子育てサークルなど交流の場を提供する市民の取組
- ④ 仕事と子育ての両立への理解と子育てしやすい職場づくり

みんなで取り組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
安心して子育てができる環境にあると思う子育て世帯の割合	47.5%	57.8% (平成 22 年度)	70%	さまざまな子育て支援施策を推進することで、子育てする環境が安心できると思う市民の意識を測る指標として設定
保育所待機児童数 (各年度 4 月 1 日現在)	42 人	44 人	0 人	仕事と保育の両立のため、保育を必要とする全ての児童が入所できる体制の整備状況を測る指標として設定
育児教室に参加している親子数	3,164 組	3,485 組	4,000 組	子育ての孤立化の防止や地域における子育て支援の拡がりを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市次世代育成支援行動計画<後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン（平成 25 年度～）

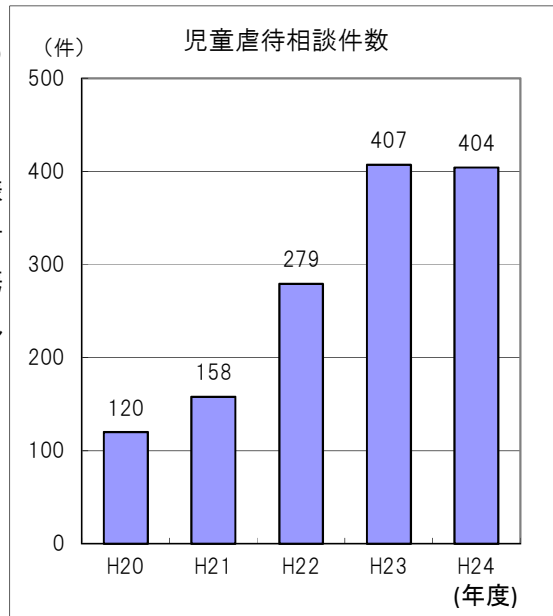
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-2 障がい福祉 2-4 保健・医療 3-2 配慮が必要な子ども 3-3 学校教育	障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
2-4 保健・医療	各種健診・指導など母子保健との連携を強化します。
2-3 地域福祉	地域で子育て世帯を支援できるよう地域福祉施策との連携を図ります。
3-2 配慮が必要な子ども 3-3 学校教育	児童虐待、いじめ、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
3-3 学校教育	就学前から小学校への円滑な接続を確保します。
3-4 青少年	子どもの健全育成にあたり、青少年と子どもの交流など関連する施策との連携を推進します。
3-6 スポーツ	幼児期からの「運動あそび」を通じて、心とからだの健やかな成長を促せるように、生涯スポーツ促進事業との連携を図ります。

ルート (基本方向)	3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
ま ち の イ メ ージ	3-2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができます 療育や経済面などの必要な支援を受け、配慮を必要とする子どもや親が自立し、健やかに成長しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 近年、子どもと家族を取り巻く環境の変化により、配慮を必要とする子どもや家庭が増加する傾向にあり、特に児童虐待やいじめといった子どもの尊厳と生命を脅かす事件が社会問題となっています。
- ◆ 児童虐待相談件数は年々増加傾向で、内容も多様化・複雑化していることから、早期発見・早期対応とともに、子どもにかかわる各関係機関が連携を強化し、総合的に支援していくことが求められています。
- ◆ 雇用の不安定な社会状況から生活の安定と自立や子育ての支援を必要とするひとり親家庭が多くなっています。
- ◆ 障がいのある児童・幼児、支援を必要とする児童・幼児が増えています。



出典：こども部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 児童虐待の防止

- ・吹田市児童虐待防止ネットワーク会議において、関係機関と連携して、情報交換を行い、対応を協議することにより、要保護児童とその家庭への支援を行います。また、子どもたちが健やかに成長できるように、社会全体で児童虐待を防止する環境づくりに努めます。
- ・児童虐待の理解を深め意識の向上を図るため、関係者のスキルアップとともに、市民への啓発を行います。

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

- ・ひとり親家庭の就労に関する情報の提供や相談など自立に向けた支援を行います。
- ・手当の支給や医療費の助成など必要な経済的支援を行います。

(3) 療育システムの充実

- ・療育支援にかかわる保健・医療・保育・福祉・教育などの関係機関の連携を強化し、早期発見、早期療育の充実を図ります。
- ・児童発達支援への対応として、児童発達支援センターの機能強化に努め、相談から療育支援がスムーズに行えるよう療育システムの充実を図ります。
- ・障がい児（者）への市民の理解を深めるために、情報提供に努め、啓発の取組を進めます。

3 市民・事業者の取組

- ①児童虐待の未然防止への理解と協力
- ②子育て家庭を見守り、虐待の恐れがあると感じた場合の関係機関への連絡
- ③障がい児（者）への理解と交流

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
児童虐待防止のための通告・相談件数	87 件	407 件	407 件以上	市民、関係機関から通告、相談を受けて、迅速かつ適切な対応をすることにより、児童の健全育成、保護者に対する適切な支援及び良好な親子関係の構築を行うことができ、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応につながります。 関係機関や市民の児童虐待に関する意識向上の指標として設定。
ひとり親の就労相談件数	64 人	123 人	150 人	就業に結びつきやすい資格・技術の取得や就職に向けた自立促進の状況を測るための指標として設定
月当たりの障がい児通所支援サービスの利用者数	—	201 人	420 人以上	障がい児の社会参加の促進と、保護者の負担軽減が図られているかを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市次世代育成支援行動計画<後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 第 3 期吹田市障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）

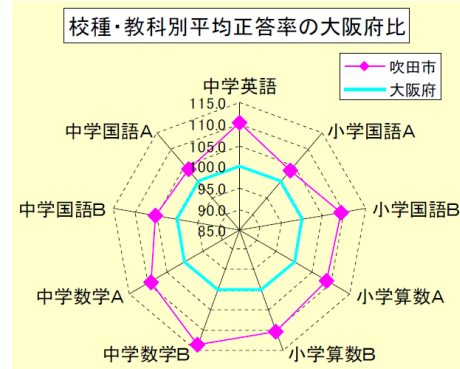
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画 2-4 保健・医療 3-1 子育て 3-3 学校教育	児童虐待、いじめ、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
2-2 障がい福祉 2-4 保健・医療 3-1 子育て 3-3 学校教育	障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
2-4 保健・医療	妊娠中からの訪問支援や乳幼児健診事業を通し、児童虐待の早期発見・発生予防につなげます。

ルート (基本方向)	3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	3-3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、成長しています 安心安全で豊かな教育環境の中で、学校・家庭・地域が連携し、これからの時代を担う子どもたちの思考力・判断力・表現力などの確かな学力、思いやる心・感動する心などの豊かな人間性、そして逞しく生きるための健やかな体（総合的人間力）が育まれています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 大阪府及び全国学力学習状況調査において、平均正答率を上回っているものの、学習意欲や生活習慣等に課題が見られます。
- ◆ グローバル化が進む中、異なる文化を尊重する精神や国際感覚を身につけた人材の育成が学校教育にも求められています。
- ◆ いじめや不登校などの児童生徒を取り巻くさまざまな問題や、老朽化する学校施設など、安心して学ぶ環境の整備が必要です。



出典：平成23年度大阪府学力・学習状況調査

2 重点取組と行政の役割

(1) 総合的人間力の育成

- ・ 小中一貫教育実施プランを基に、児童生徒が確実に基礎・基本を身につけ、思考力・判断力・表現力等を育むことができるよう、義務教育9年間を見通したカリキュラムにより、魅力ある授業づくりに取り組み、学力の向上を進めます。
- ・ 小中の緊密な連携の中で、豊かな心と健やかな体を育む取組を学校教育活動全体を通じて進めます。
- ・ 人権尊重の精神を大切にされた教育活動を推進するとともに、障がいのある児童生徒及び配慮を要する園児の社会参加、自立を実現する取組を進めます。
- ・ 子どもたちの学びと育ちを豊かなものとするため、学校・家庭・地域のつながりの中で教育を進めます。
- ・ 就学前教育が小学校以降の生活・学習の基盤となるよう、小学校教育への円滑な接続をめざしカリキュラムづくりを進めます。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成

- ・ グローバル社会を生き抜く子どもたちを育むために、地域や大学等と連携しながら、就学前から15歳までの一貫した英語力を育成します。
- ・ すべての児童生徒が、全教科における言語活動をはじめとするさまざまな教育活動を通じて、グローバル化する社会に対応できるコミュニケーション力を育成します。

(3) 安心安全な教育環境の確保

- ・ 子どもや保護者が孤立することなく、悩んだときに相談できる環境を充実させます。
- ・ 老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える学校施設の改修を計画的に進めます。
- ・ 地域と連携した児童生徒の防犯意識の向上など、地域とともに安心安全の教育環境づくりに取り組みます。

3 市民・事業者の取組

- ① 児童生徒の学習意欲や学力向上を育む環境づくり
- ② グローバル化に対応できる国際人を育む環境づくり
- ③ 自分の考えをしっかりと伝えるなど児童生徒のコミュニケーション力を育む環境づくり
- ④ 地域における児童生徒の防犯意識を育てる環境づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
学校教育に関する満足度	—	51.5 点 (平成 22 年度)	↗	学校教育に関する満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標として設定
児童生徒の学習意欲	—	吹田市 57% 全国値 64%	全国値を上回る	学力学習状況調査で「学習意欲の項目」の肯定回答の向上を目的として指標に設定

5 関連する分野別計画等

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）

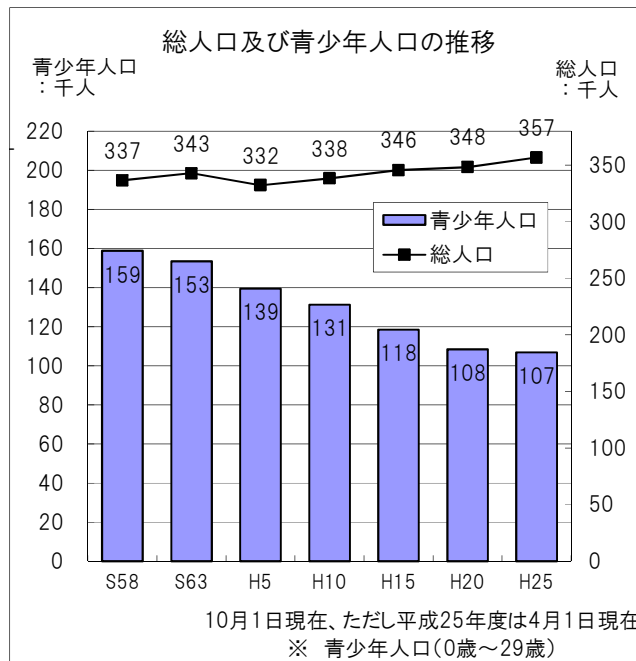
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
全 体	社会科等の学習内容に関連する市の施設を見学するなど、実際に体験することにより、教育内容の充実を図ります。 今日的課題に対応するため食育、環境教育、国際理解教育など関係する施策（取組）に応募・参加する等、連携を深める中で教育内容の充実を図ります。
1-2 人権	人権教育を推進するための連携を図ります。
1-4 文化	身近な文化にふれる機会を得ることで、文化を大切にする気持ちを醸成します。
1-3 男女共同参画 3-1 子育て 3-2 配慮が必要な子ども	児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
3-1 子育て	就学前から小学校への円滑な接続を確保します。
3-2 配慮が必要な子ども	障がい児の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
5-5 道路 6-2 防犯	児童生徒の安全を守るため、交通安全教育の実施や防犯意識を高める取組等で連携を図ります。
6-1 防災	吹田市地域防災計画に基づき、学校における防災教育を推進します。
6-3 消防	避難訓練や救命入門コースの実施など、消防との連携を図ります。
7-3 消費生活	消費生活に関する教育についての連携を図ります。

ルート (基本方向)	3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	3-4 青少年が安心して安全に過ごし、出会いや交流を通じて成長しています 仲間づくりができる居場所づくり、それを見守り支援する家庭や地域、関係する団体や機関のネットワークの構築、地域の教育力を向上する人材確保、人材の育成、スキルアップ等環境の充実により、青少年がのびのびと成長しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 価値観や生活スタイルの多様化、核家族化が、市民の地域社会への帰属意識や連帯感の低下を生み、地域活動への関心が薄れています。
- ◆ 社会環境の変化により、職業観や就業形態の多様化、親への依存の長期化など、フリーターやニートと呼ばれる青少年が増え、社会的自立が遅れています。
- ◆ 青少年団体の組織数や会員数が減り、地域で異年齢の子どもたちが集団で遊ぶ機会が減少しています。
- ◆ 携帯電話、インターネットの普及など、情報化の進展により、情報機器を介した青少年の犯罪など、新たな問題も生じています。



出典：住民基本台帳データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 青少年の社会性を育て、自立するための支援

- ・ 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験などさまざまな体験や学習の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援します。
- ・ 関係機関とのネットワークを強化し、不登校、引きこもりやニートなど、さまざまな課題を抱える青少年の社会的な自立に向けた支援の充実を図ります。

(2) 青少年が安心して安全に活動できる環境づくりの推進

- ・ 青少年が健やかに安心して安全に地域で活動できるよう、仲間づくりや居場所づくりを進めます。
- ・ 自然環境や人権教育、学習活動など青少年施設を有効に活用するとともに、施設間の連携を図り、青少年の成長を支える環境を充実します。
- ・ 青少年をさまざまな誘惑や犯罪から守るため、有害環境の浄化や問題行動・非行の防止に向けた取組を進めます。

(3) 家庭・地域・学校が連携した取組の強化

- ・ 地域全体で子どもを育てる意識を高めるため、家庭、地域、学校が連携し、青少年の成長を支援する体制づくりを進めます。
- ・ 青少年団体、青少年指導者の育成を推進し、地域での青少年活動の活性化を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ① 青少年育成活動で得た知識や技能を生かし、地域での青少年の成長を育む取組への参加
- ② 学校・家庭・地域の連携による子どもを見守り育む環境づくり

みんなで取組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
青少年の育成に関する満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	↗	青少年施策に関する満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
青少年関連施設の年間利用者数	130,395 人	276,864 人	300,000 人	地域における青少年の育成活動や青少年の活動状況を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）
- 吹田市次世代育成支援行動計画 <後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）

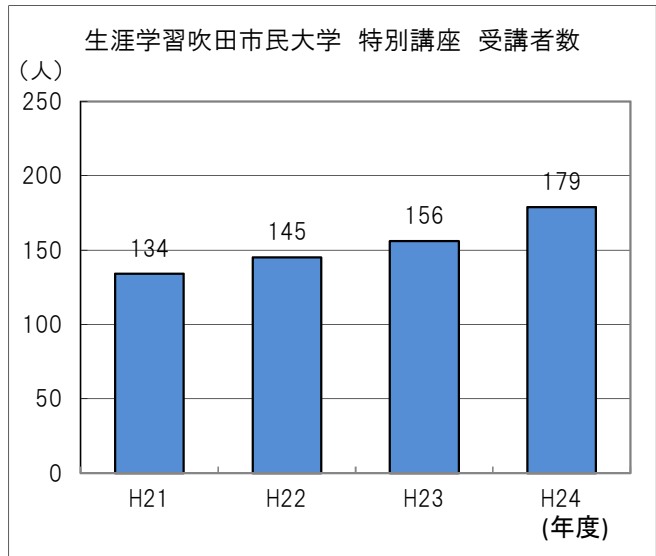
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-1 子育て	子どもの健全育成にあたり、青少年と子どもの交流など関連する施策との連携を推進します。
3-3 学校教育	学校・家庭・地域のつながりの中で、青少年の健全育成の取組を推進します。

ルート (基本方向)	3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	3-5 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」生涯を通じて、主体的に学んでいます あらゆる年齢層の市民が生涯を通じて、それぞれの意欲や興味に応じた自発的・自主的な学習活動を実践し、その成果を自分と社会に生かすことで生きがいを感じて暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民の価値観が多様化しています。誰もがいきいきと学び、個性や能力を伸ばし感性を磨くことができる、より充実した学習機会の提供など、子どもから高齢者まであらゆる世代が参加・参画できる生涯学習環境が求められています。
- ◆ 地域における生涯学習の拠点となる地区公民館、文化財を通して吹田の歴史等を学ぶ博物館、情報の拠点となる図書館などさまざまな生涯学習施設を有しています。こうした施設は、老朽化が進む中で、良好な施設機能を将来にわたって確保していくことが必要となります。



出典：地域教育部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 生涯学習環境の充実

- ・ 市民との協働で、生涯学習の講座の充実を図ります。
- ・ 博物館における歴史文化の学びを通して吹田市を知ることなど、さまざまなテーマの講座や体験学習の充実に努め、生涯を通して学べる環境づくりに取り組みます。
- ・ 多様な情報伝達手段を活用し、積極的な情報発信により生涯学習活動への市民の参加を促進します。
- ・ 老朽化などの生涯学習施設の状況、社会的要請や地域のニーズを検証し、良好な施設機能の確保に努めます。
- ・ 生涯学習施設間の相互連携とともに、大学等との連携を強化し生涯学習環境の充実を図ります。

(2) 市民の生涯学習活動への支援

- ・ 地域のニーズに応じた多様な生涯学習の機会を提供できるよう、地区公民館の講座の充実を図ります。
- ・ 資料・情報の提供と保存などの図書館活動を通じ、読書環境の整備と啓発に努め、市民の社会的活動や子どもの成長に役立つよう、市民の生涯学習活動を支援します。
- ・ 個人が持つ技能・経験・活動の生かせる機会や市民が生涯学習の成果を発表できる場づくりなど、市民による生涯学習活動を支援します。

3 市民・事業者の取組

- ①興味関心のある生涯学習講座等への参加
- ②自らの学習成果を人に伝え拡げる取組
- ③生涯学習を媒体とし、大学等との交流
- ④公民館の文化祭などの学習活動を盛り上げること

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
生涯学習に関する環境の満足度	—	50.6 点 (平成 22 年度)	↗	生涯学習に関する環境の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
図書館資料の市民 1 人当たり年間貸出点数	6.1 点	9 点	11.4 点	自ら取り組む生涯学習の浸透度合いを測る指標として設定
地区公民館主催講座の年間受講者数	53,312 人	48,028 人	53,312 人を超える	地域における生涯学習の活性度合いを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）
- 第 2 次吹田市生涯学習推進計画（平成 18 年度～）
- 吹田市子ども読書活動推進計画「改訂」（平成 25 年度～）
- 吹田市立図書館基本構想（平成 25 年度～平成 34 年度）

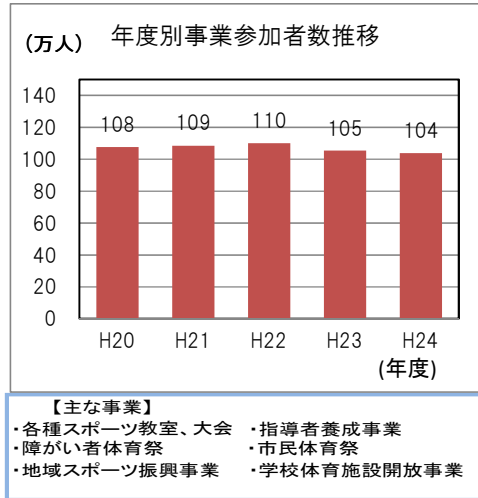
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1－4 文化	生涯学習環境の充実などに向け、大学との連携を推進します。
2－1 高齢福祉	公民館等において高齢者の経験や知識を生かした生涯学習プログラムの充実を図ります。
3－3 学校教育	資料提供や啓発など学校図書館への支援を通して、読書への関心を促進します。図書館や博物館における学校教育の調べ学習への支援などを通して、学校教育に寄与するとともに、子どもの生涯学習への関心を促します。
全 体	あらゆる行政分野における今日的課題に対応できる出前講座になるよう、組織横断的な連携を図り講座を企画します。

ルート (基本方向)	3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	3-6 すべての市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会になっています 子どもから高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、それぞれの体力にふさわしいプログラムで、生涯にわたってスポーツに親しみ、健やかでいきいきとした生活を送るとともに、人と人がつながり、元気で明るい地域社会が形成されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市立の全小中学校と5か所の高等学校で、体育施設が市民に開放され、地域の健康づくりや仲間づくりの場として親しまれています。
- ◆ 各種スポーツ指導者の高齢化が進んでいる中、さまざまなスポーツを推進する人材の継続的な確保が必要です。
- ◆ それぞれのライフスタイルに応じたスポーツにふれあう環境づくりが必要です。
- ◆ 体育施設においては、指定管理者制度の活用により、新たな担い手による施設運営のノウハウを生かしたサービス提供が期待されています。
- ◆ 市民がスポーツに親しめる環境として、市民体育館、スポーツグラウンド、市民プールなど多様な施設を有していますが、老朽化が進んできており、将来にわたって良好な施設機能の確保が必要となります。



出典：地域教育部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 地域のスポーツ活動の充実

- ・各種競技スポーツ団体や地域スポーツ団体と連携・協力して、身近な場所で誰もが気軽にさまざまなスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。
- ・地域スポーツ団体とともに、将来の地域スポーツを担う人材を育成し、地域住民が健やかでいきいきと暮らせる地域づくりに取り組みます。

(2) スポーツ活動プログラムの充実

- ・身近な場所やスポーツ施設において、それぞれの体力や年齢、また目的に応じたプログラムの充実に努めます。
- ・各スポーツ団体と連携して、さまざまなスポーツを推進する指導者を養成し、そのスキルアップを図ります。

(3) 体育・スポーツ施設サービスの充実

- ・情報媒体を活用した効率的な利用手続きとともに、情報提供を積極的に行い、体育施設の有効活用や利用促進を図ります。
- ・指定管理者制度を活用した運営管理を行っている体育・スポーツ施設は、指定管理者の持つノウハウを十分に生かし、施設サービスの充実を図ります。
- ・安全性を確保し、誰もが安心して使える施設とするため、老朽化が進む施設について、市民ニーズや社会要請を検証する中で、総合的かつ計画的な保全管理を行います。

3 市民・事業者の取組

- ① スポーツ指導者による各種スポーツプログラムの提供
- ② 地域でのスポーツ活動を拓げる取組
- ③ 自分にあったスポーツ活動への参加
- ④ 毎日継続的に体を動かすなど運動の習慣化
- ⑤ スポーツを通じた仲間づくり

みんなで取組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	24.6%	33.6% (平成 22 年度)	50%	市民が行うスポーツ活動の活性化の度合いを測る指標として設定
スポーツに親しめる環境の満足度	—	52.9 点 (平成 22 年度)	↗	スポーツに親しめる環境の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
スポーツ活動の指導者数（登録者数）	2,521 人	2,523 人	3,500 人	スポーツ活動を拓げていくための環境整備の状況を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

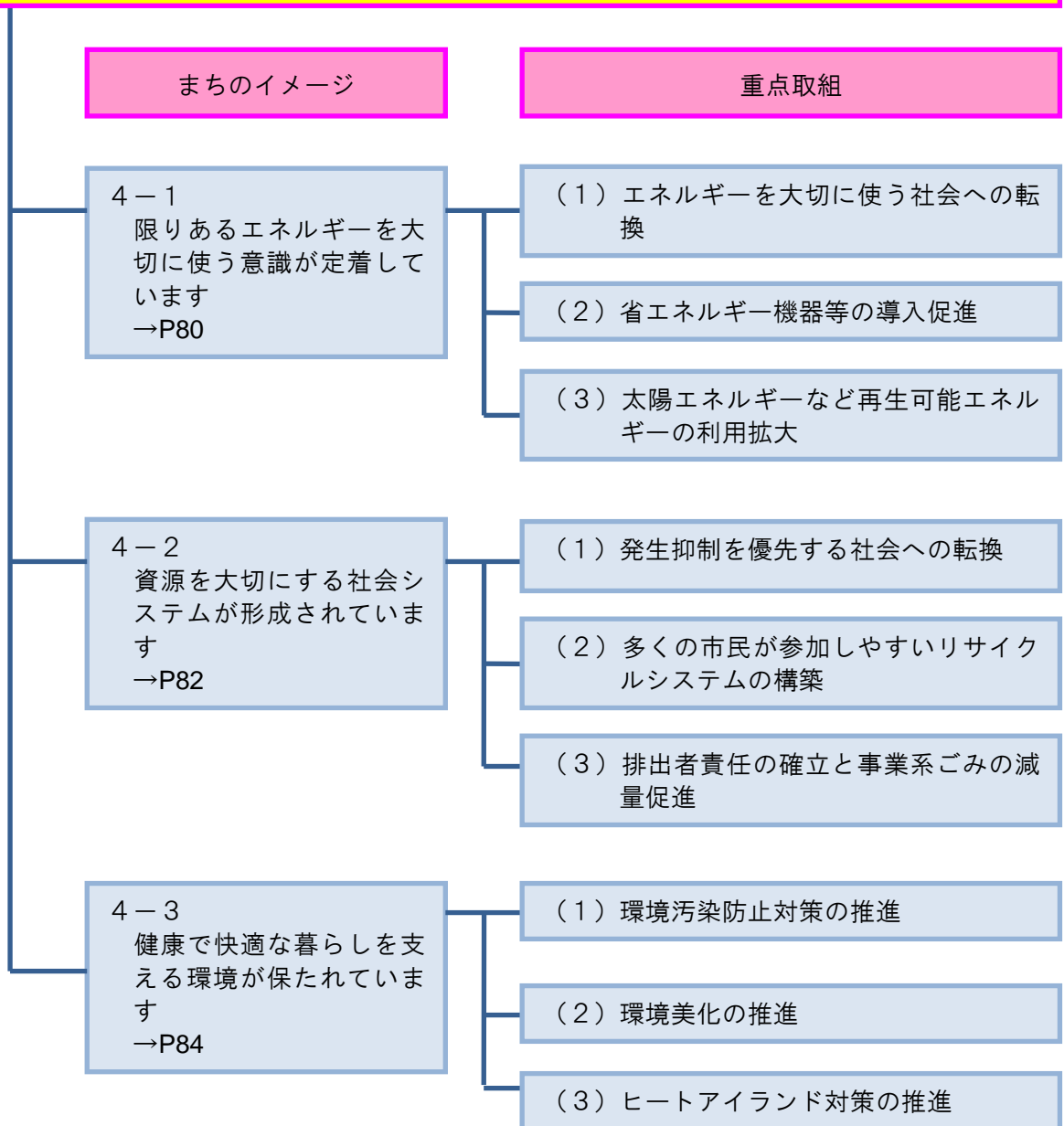
- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）
- 健康すいた 21（平成 18 年度～平成 27 年度、平成 22 年度中間見直し改訂）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉	高齢者が健やかにいきいきと暮らせるようスポーツを通じて健康づくり、体力づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進します。
2-4 保健・医療	市民が心身とも健やかでいきいきとした生活が送れるように、保健事業との連携を図ります。
3-1 子育て	子どもの可能性を広げる幼児期からの「運動あそび」を通じて、心とからだの健やかな成長を促せるように、子育て支援事業との連携を図ります。

<基本方向>

ルート4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち



ルート (基本方向) 4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

まちのイメージ 4-1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着しています

市民一人ひとりにエネルギーの使い方そのものを見直す節エネルギー意識が定着し、新たなライフスタイルが広がります。

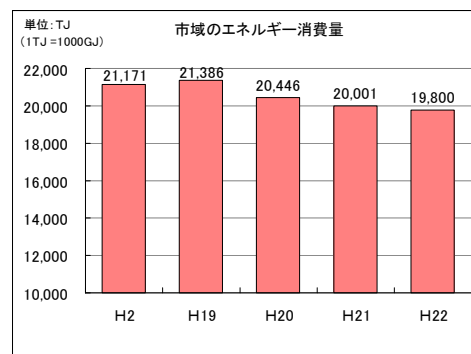
また、限りあるエネルギーを有効に使う、持続可能な低炭素社会（※1）の実現に向けて、再生可能エネルギー（※2）が積極的に活用されるとともに、省エネルギー技術が大きく発展します。

※1 地球温暖化の原因となる温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出が少ない社会

※2 太陽光や風力のように一度利用しても、比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー

1 まちの現状と課題

- ◆ 東日本大震災による原発事故の影響を受け、エネルギー需給のあり方に対する市民や事業者の意識が変化しています。
- ◆ 地球温暖化による気候変動により、世界各地で異常気象や食糧不足などの環境問題が深刻化しており、私たちの身近な市民生活にも影響を与えています。



出典：環境部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) エネルギーを大切に使う社会への転換

- ・市民、事業者との連携・協働の下、大学等との情報共有、ガイドライン等を活用した啓発などを通して、ライフスタイルや事業活動における節エネルギー行動を普及促進します。
- ・市域のエネルギー多量消費事業者として、節エネルギー行動に率先して取り組みます。

(2) 省エネルギー機器等の導入促進

- ・情報提供や啓発などを通して、省エネルギー機器（例：LED電球）の普及促進を図ります。
- ・公共施設での省エネルギー機器への改修・導入を進めます。

(3) 太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの利用拡大

- ・情報提供や啓発などを通して、太陽光・太陽熱などによる再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
- ・公共施設での再生可能エネルギー利用を進めます。

3 市民・事業者の取組

- ① 実践的な環境教育の推進
- ② 日常生活や事業活動での節エネルギー行動の実践
- ③ 建物の断熱化、省エネ機器の導入
- ④ 再生可能エネルギーの利用
- ⑤ 環境マネジメントシステムの運用
- ⑥ エネルギー多量消費事業者間のネットワーク形成



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
吹田市域の家庭部門における年間エネルギー消費量（市民 1 人当たり）	14.5G J （※ 3）	14.7G J （平成 22 年度）	8.6G J	節エネ・省エネ行動が日常生活で進んでいることを示す指標として設定
吹田市域の業務部門における年間エネルギー消費量（従業員 1 人当たり）	62.8G J	56.7G J （平成 22 年度）	30.2G J	業務部門における省エネ・節エネ行動の進捗状況と結果の検証のための指標を設定

※ 3 G J（ギガ・ジュール）：J（ジュール）はエネルギー（熱）量を表す単位。1 気圧において 1 g の水の温度を 1℃上げるのに必要なエネルギー（熱）量は約 4.2 J に相当。G（ギガ）は 10⁹。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次環境基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）
- 吹田市地球温暖化対策新実行計画（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 吹田市地域新エネルギー・省エネルギービジョン（平成 22 年度～平成 32 年度）

6 他の施策との連携

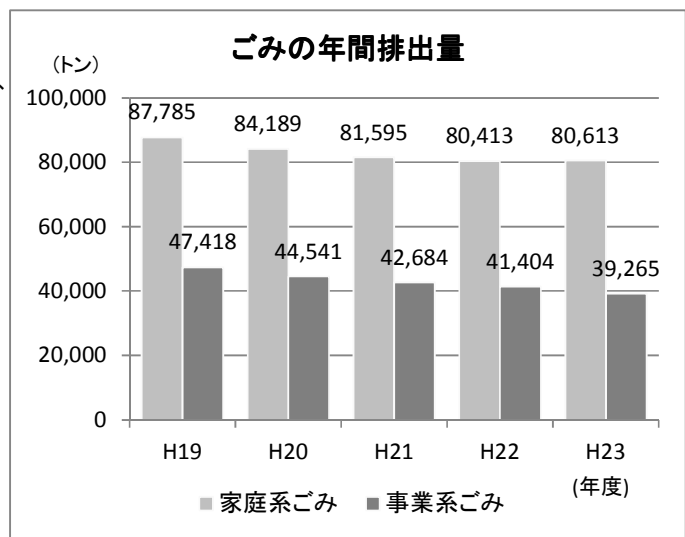
関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育 3-5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実など教育施策との連携を推進します。
4-2 循環型社会 4-3 生活環境	ごみの発生抑制、再使用、再生利用の取組やヒートアイランド対策における節エネ・省エネの推進との連携を進め、エネルギーを大切にすることの意識の高揚を図ります。
5-1 都市整備・景観 5-2 住宅 5-3 みどり 5-4 交通 5-5 道路 5-6 水道 5-7 下水道	「吹田市環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」や吹田市環境まちづくり影響評価条例の運用を通じて、住環境、交通環境、道路環境、水道・下水道施設など環境に配慮した都市基盤の整備、緑化の保全や創出など、まちづくりや緑化推進施策との連携を図ります。
7-1 産業振興	地域産業活性化の一環として、環境マネジメントシステムの導入促進やグリーン購入、グリーン契約の普及促進など企業支援施策との連携を図ります。

ルート (基本方向)	4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
まちの イメージ	4-2 資源を大切に作る社会システムが形成されています ごみの発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）するという資源循環への意識がさらに高まり、地域レベルでの取組も広がっています。あわせて、大量生産、大量消費、大量廃棄が見直され、環境への負荷が少ない循環型社会※へのさらなる転換が進んでいます。

※ 資源の効率的な利用及び再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会

1 まちの現状と課題

- ◆ もったいない意識の市民への定着、事業所の環境負荷低減行動の浸透や市民、事業者、行政の協働の取組により、ごみの排出量は減少傾向にあります。
- ◆ 循環型社会を実現するには、さらなる取組として、市民、事業者、行政等が廃棄物問題に関するそれぞれの知識や経験を共有し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進に関する理解を深めることを通して、ライフスタイルや事業活動を見直すことが求められています。



出典：環境部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 発生抑制を優先する社会への転換

- ・市民、事業者との連携を強化し、ごみ減量の意識を高めるための啓発・情報提供や環境教育の充実を図るなど、ごみ減量の取組を展開します。

(2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

- ・分別収集、拠点回収、店頭回収等、行政が市民に提供するリサイクル手段を拡充します。
- ・ごみの12種分別による排出ルールを市民全体に浸透させます。
- ・自治会、地域でごみ減量やリサイクルに取り組む廃棄物減量等推進員との連携を強化し、地域リサイクル活動の活性化を図ります。

(3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

- ・ごみ減量マニュアル等を活用した減量指導や廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導の強化を図り、排出事業者としての責任意識を浸透させます。
- ・公共施設におけるごみの減量行動を率先して実行します。

3 市民・事業者の取組

- ①実践的な環境教育の推進
- ②資源を大切にするライフスタイルへの転換
- ③レジ袋削減・マイバッグ持参運動への参加
- ④ごみの12種分別の徹底
- ⑤集団回収等の地域リサイクル活動への参加
- ⑥再生品の消費促進
- ⑦事業活動に伴うごみの分別排出の徹底
- ⑧環境マネジメントシステムの運用

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成18年度	平成23年度	平成32年度	
市民1人当たりのごみ排出量(1日)	1,092 g	927 g	786 g	ごみの発生抑制など資源循環の意識の向上を目的として指標を設定
ごみの焼却処理量(年間)	12万616t	10万3,802t	7万9,352t	分別及びリサイクルの進み具合を測る指標として設定
リサイクル率(市の取組に伴う資源化)	13.9%	16.7%	24.2%	破碎選別工場での資源化や集団回収の進み具合を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第2次環境基本計画(平成26年度～平成31年度)
- 吹田市一般廃棄物処理基本計画(平成18年度～平成32年度)

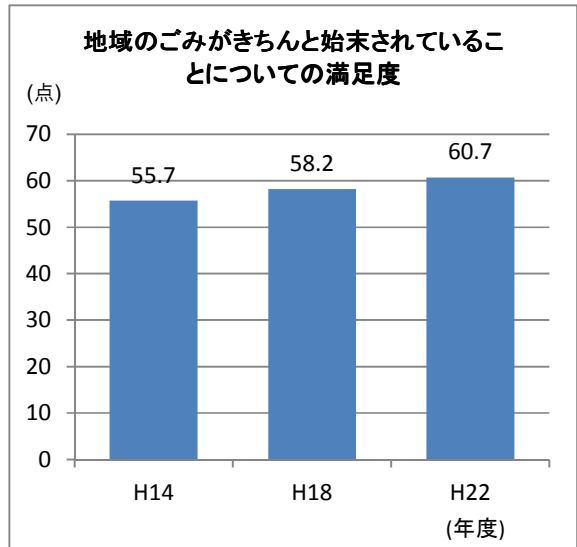
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉 2-2 障がい福祉	介護を必要とする高齢者や障がいのある方などへの生活支援を兼ねたごみ収集の取組を進めています。
3-3 学校教育 3-5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実など教育施策との連携を推進します。
4-1 エネルギー 4-3 生活環境	節エネや省エネ、環境美化の推進における取組との連携を進め、資源を大切にす意識の高揚を図ります。
5-1 都市整備・景観 5-3 みどり 5-4 交通 5-5 道路 5-6 水道 5-7 下水道	落ち葉などの堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化、雨水利用をはじめとした水資源の活用などさまざまな取組を通じて資源の有効利用の促進を図ります。

ルート (基本方向)	4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
まちの イメージ	4-3 健康で快適な暮らしを支える環境が保たれています 事業活動や自動車交通がもたらす大気汚染や水質汚濁、騒音、振動など、環境汚染を防ぐための継続的な取組により、健康で快適な暮らしを支える環境が守られています。 また、環境美化意識の高まりや、ヒートアイランド対策の充実により、暮らし続けたいと思える生活環境が確保されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高度経済成長期に発生した公害問題は一定の解決が図られつつありますが、現在は、自動車交通等による大気汚染や事業活動による地下水汚染についてそれぞれに新たな課題が生じています。
- ◆ 継続的な啓発により、環境美化に対する市民意識は高まってきており、地域環境の改善が見られますが、なお、たばこの吸殻等のポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出が見られ、地域環境に影響を及ぼしています。
- ◆ アスファルト舗装の整備、建物の高密度化等が進む中、都市部の気温が周辺と比較して高い状態になるヒートアイランド現象の影響により、真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数が増加しています。



出典：吹田市市民意識調査

2 重点取組と行政の役割

(1) 環境汚染防止対策の推進

- ・大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対する監視と規制の充実を図り、環境汚染を防止します。

(2) 環境美化の推進

- ・市民・事業者と連携・協働して道路や公園などの公共空間の環境美化に取り組みます。

(3) ヒートアイランド対策の推進

- ・緑化、アスファルト対策など蓄熱への対策、節エネルギー・省エネルギーの推進等による人工排熱への対策など、地域特性に応じたヒートアイランド対策を進めます。
- ・開発や建築時におけるヒートアイランド対策の促進に向け、事業者への情報提供や誘導を行います。

3 市民・事業者の取組

- ①実践的な環境教育の推進
- ②公共交通の利用やエコドライブ、アイドリングストップなどの環境への配慮
- ③道路や公園などの公共空間の環境美化への協力
- ④事業活動に伴う大気汚染物質、水質汚濁物質の排出削減などの公害防止対策
- ⑤化学物質の適切な管理の徹底
- ⑥打ち水やみどりのカーテンの設置、緑化などの実践
- ⑦開発・建築事業におけるヒートアイランド対策

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
環境目標達成率				環境汚染を防止し、市民の健康を守るため、市が設定した環境目標値の達成度合いを示す指標として設定
・大気（二酸化窒素）	0%	75%	100%	
・騒音（一般環境）	58%	80%	100%	
・水質（河川 BOD）	89.1%	96.2%	100%	
環境美化推進重点地区	2 地区	3 地区	15 地区	不特定多数の人が行きかう公共の場所等で環境美化に対する取組を示す指標として設定

5 関連する分野別計画等

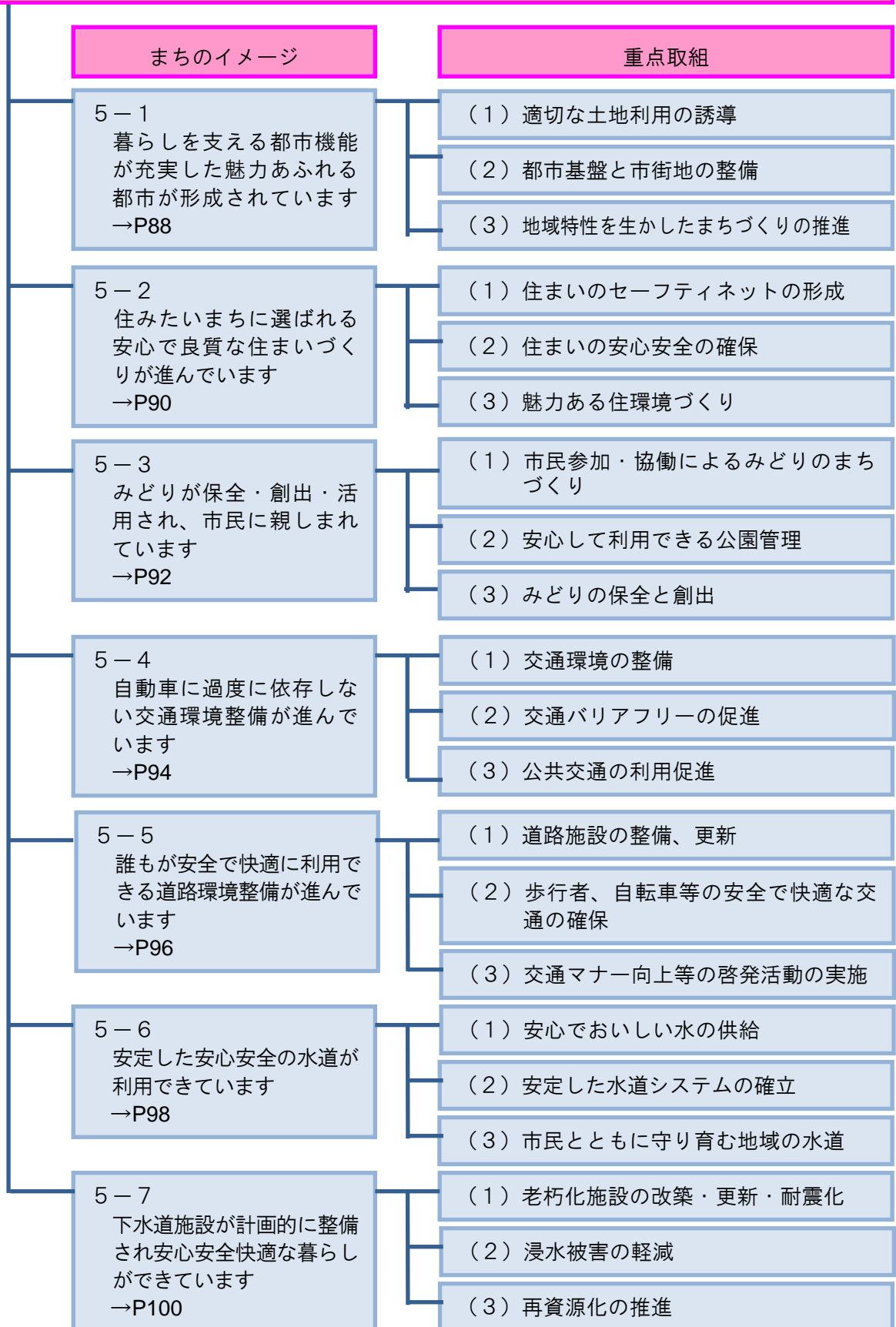
- 吹田市第 2 次環境基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育 3-5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実など教育施策との連携を推進します。
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会	節エネ・省エネやごみの発生抑制、再使用、再生利用の取組との連携を進め、快適な生活環境の確保へ向けた意識の高揚を図ります。
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会 5-1 都市整備・景観 5-2 住宅 5-3 みどり 5-4 交通 5-5 道路 5-6 水道 5-7 下水道	ヒートアイランド現象の緩和のため、緑化やアスファルト対策、節エネ・省エネなどの取組を推進します。また、打ち水の実施など市民への啓発を連携して進めます。

＜基本方向＞

ルート5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち



ルート (基本方向) 5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

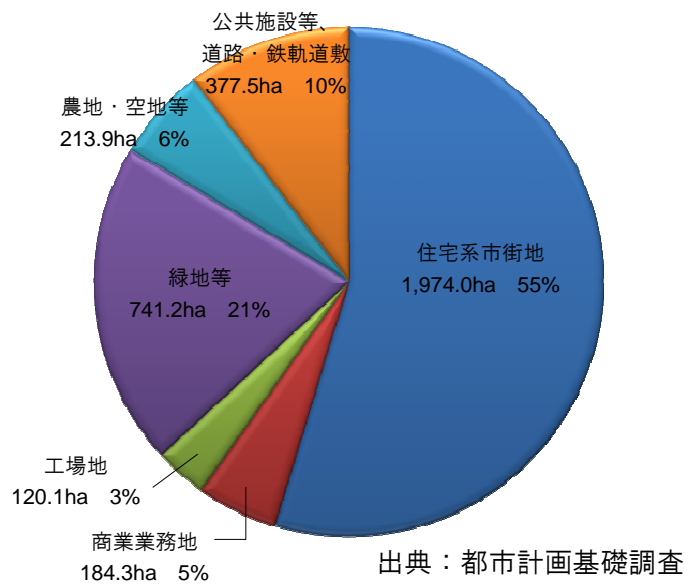
まちのイメージ 5-1 暮らしを支える都市機能が充実した魅力あふれる都市が形成されています

市民が安心して快適に暮らしていくために必要な都市基盤の整備や更新が進み、適切な土地利用の下、環境や景観に配慮した魅力的な市街地が形成されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 成熟した市街地を持つ本市では、さらなる都市機能の充実や防災性の向上に向けて、適切な土地利用の誘導を図るとともに、既成市街地の再生や拠点市街地の整備などを図ることが必要です。
- ◆ 道路、公園、水道、下水道などの都市基盤について、その整備や老朽化した施設の更新が必要です。
- ◆ 市民、事業者、行政などの協働により、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めていくことが必要です。

土地利用の現況 (平成 22 年)



2 重点取組と行政の役割

(1) 適切な土地利用の誘導

- ・土地の合理的な利用を図るため、用途地域などのさまざまな制度により土地利用の誘導を図ります。
- ・開発事業に際しては、周辺環境と調和するよう誘導に努めます。

(2) 都市基盤と市街地の整備

- ・市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く、環境や景観に配慮した市街地の形成をめざします。
- ・既成市街地の再生や拠点市街地での都市機能の集積を図るなど良好な市街地空間の形成をめざします。
- ・道路、公園、水道、下水道など、都市活動を支える都市基盤について、計画的な整備・更新を進めます。

(3) 地域特性を生かしたまちづくりの推進

- ・地域のさまざまな特性に応じたきめ細やかなまちづくりを推進します。
- ・まちづくりに関するさまざまな情報の提供や専門家の派遣など、市民主体のまちづくりを支援します。

3 市民・事業者の取組

- ①身近な地域のまちづくりに関する情報などの把握
- ②地域の特性を生かす計画づくりなど、さまざまなまちづくり活動への参画

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
住み続けたいと思う市民の割合	64.3%	66.2% (平成 22 年度)	80%	多くの市民が住み続けたいと思うまちづくりをめざして、指標を設定
まちなみが美しいと感じる市民の割合	49.7%	57.2% (平成 22 年度)	70%	多くの市民が、まちなみが美しいと感じる景観に配慮したまちづくりをめざして、指標を設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市都市計画マスタープラン（平成 16 年度～概ね 20 年先）
- 吹田市景観まちづくり計画（平成 19 年度～平成 32 年度）
- 千里ニュータウン再生指針（平成 19 年度～終期設定なし）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会 4-3 生活環境	都市の低炭素化やヒートアイランド現象の緩和など、環境に配慮した市街地の形成について連携を図ります。
5-3 みどり	みどりの保全や創出などの施策と連携し、良好な景観の形成を図ります。
5-2 住宅 5-3 みどり 5-4 交通 5-5 道路 5-6 水道 5-7 下水道	各施策と連携し、都市活動を支える都市基盤の計画的な整備・更新を進めます。
6-1 防災 6-3 消防	災害に強い市街地の形成に向けた施策について連携を図ります。
7-1 産業振興	地域の魅力ある商業地づくりなどの産業振興施策と連携し、適切な土地利用の誘導や拠点市街地での特性に応じた整備・保全を図ります。

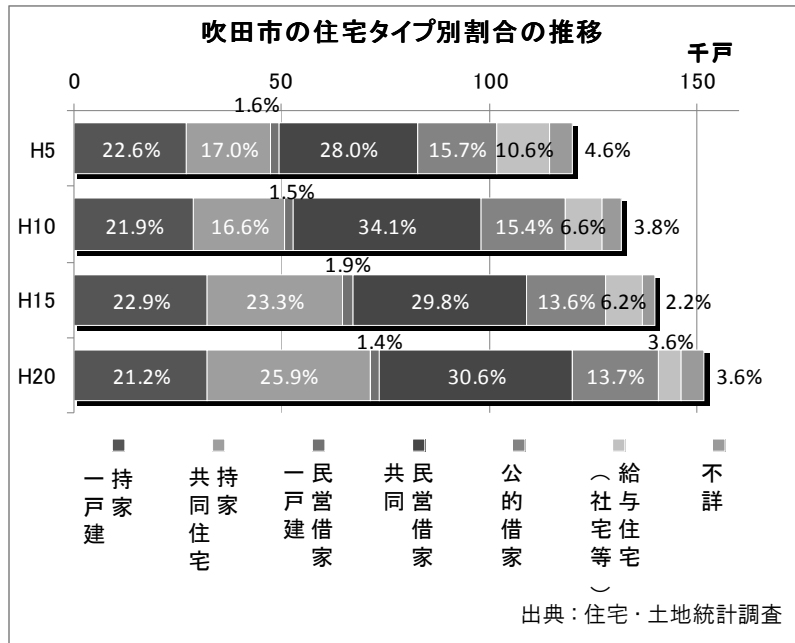
ルート (基本方向) 5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

まちのイメージ 5-2 住みたいまちに選ばれる安心で良質な住まいづくりが進んでいます

暮らしの安全を守る良質な住宅をライフステージに応じて安心して選び、住み続けることができる魅力あるまちづくりが進められています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 公的住宅の供給においては、少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢の変化に柔軟に対応し、多世代が居住できる仕組みづくりが求められています。
- ◆ 暮らし続けるために不可欠な自身の住まいの安心安全について、理解を深め適切な対策を行うことが必要です。
- ◆ 環境負荷の低減、建築コストの削減、まちなみの継承などの観点から、住宅ストックの活用を進めていくことが重要です。



2 重点取組と行政の役割

(1) 住まいのセーフティネットの形成

- ・低額所得者や高齢者など、住宅の確保に困っている人に対して住宅を供給するという公的住宅の役割を果たします。
- ・市営住宅の供給にあたっては、民間住宅の借上げなどによって既存の資産や民間の活力を有効に活用しながら、計画的な保全更新を図ります。
- ・公的住宅の供給主体と連携し、住まいのセーフティネットを形成します。

(2) 住まいの安心安全の確保

- ・既存民間住宅の耐震化やバリアフリー化により、暮らしの安心安全の確保を促進します。
- ・高齢者向け住宅の整備を促進します。
- ・高齢者や障がい者、ひとり親世帯などが円滑に入居できるよう情報提供を行います。

(3) 魅力ある住環境づくり

- ・分譲マンションの円滑な管理運営のための情報提供や管理相談など、市民の自主的な活動に対する支援を行います。
- ・公的住宅の建替えなどに際しては、地域コミュニティに配慮した施設の整備などに努め、コミュニティ機能を高めます。
- ・環境共生住宅や次世代エネルギー基準適合住宅など、社会的要請に対応した住宅の普及を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ①住宅の耐震性の把握と安全性の確保
- ②高齢者向け住宅の整備、流通と登録
- ③良質な住宅資源の形成と住宅ストックの長期活用
- ④住民による主体的な住環境づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
借上型市営住宅管理戸数	37 戸	55 戸	150 戸	住宅セーフティネットの形成における民間資産活用の進捗を測る指標として設定
高齢者が居住する一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合	—	37% (平成 20 年度)	75%	高齢者が安心して暮らせる環境としての住宅サービスの有効性を測る指標として設定
マンション管理組合ネットワーク参加組合数	—	32 団体	100 団体	住民による自主的な住環境づくりの活動を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市住宅マスタープラン（吹田市住生活基本計画）（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 吹田市公営住宅等長寿命化計画（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 千里ニュータウン再生指針（平成 19 年 10 月～終期設定なし）

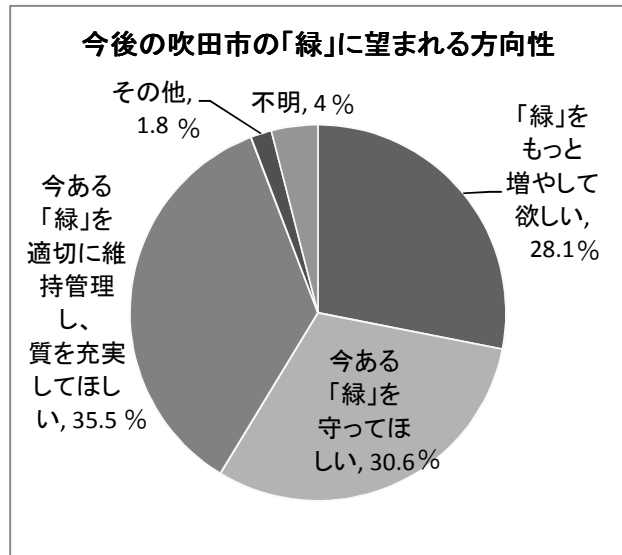
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉	高齢者が安心して日常生活を送ることができる高齢者向け住宅の供給を促進するなど、安定的な居住の確保を支援します。
5-1 都市整備・景観	まちなみの保全や良好な景観の形成に寄与した公的住宅を整備します。
4-1 エネルギー 4-3 生活環境	市営住宅の整備において環境に配慮した住まいのモデルとなるべく積極的な環境対策に取り組むとともに、環境負荷の低い住まい方や省エネルギー型設備の導入などに向けた啓発を行います。
6-1 防災	地震による建物の倒壊や損壊による被害を最小限に抑えるため、住宅の耐震化を進めます。

公園や緑地などのみどりが保全・創出・活用され、豊かなみどりと親しむことができ、また、人と人、人と自然がつながり、やすらぎを感じています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 全市域の市街化がほぼ完了している中で、みどりは都市環境の骨格を形成するとともに地域に潤いをもたらすものとしてまちの魅力の大きな要因となっています。
- ◆ 市民にとって日常的な憩いの場として公園・緑地は貴重な空間となっています。
- ◆ 今ある公園施設を有効に利用するため、効率的で安全な維持管理を進めていく必要があります。
- ◆ 住宅地で育まれてきたみどりを将来へ残していくこと、また公共や民有のスペースを活用してみどりを生み出すことなど、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しながら連携してみどりのまちづくりを進めていく必要があります。



出典：第2次みどりの基本計画 市民アンケート調査（H21）より

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民参加・協働によるみどりのまちづくり

- ・ボランティア団体同士のつながりができるような仕組みづくりや、花とみどりの情報センターを活用して緑化活動の人材育成に取り組むなど、みどりのまちづくりを協働で進めます。
- ・計画から維持管理までさまざまな場面で市民参加・協働に取り組み、地域住民のニーズや社会要請に配慮した公園・緑地の整備を図ります。

(2) 安心して利用できる公園管理

- ・安心して公園が利用できるよう、遊具などの施設点検を強化し安全対策に取り組めます。また、公園施設の計画的な修繕、更新を実施することにより効率的で安全な維持管理を行います。
- ・公園利用のマナーについての啓発を行います。

(3) みどりの保全と創出

- ・みどりの機能や連続性を高めるため、公園・緑地を積極的に守るとともに、大学や住宅地などに残る豊かなみどりについても連携して保全する取組を行うなど、今ある貴重なみどりを次世代へ継承します。
- ・より多くのみどりを市民が体感できるよう、公共施設への緑化を重点的に行うとともに、樹木等保護制度を活用した古木・大木の保全や、助成制度を充実させることで、住宅地での生垣設置や壁面緑化などの立体的な緑化を促進します。
- ・公園・緑地を確保するなど、開発事業者に対して事業地内で豊かなみどりを確保するよう指導や誘導を行います。
- ・都市における農地などの貴重なみどりは、保全を図るとともに市民の自然とふれあう場としての活用を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ①自然や人のつながりを大切にする豊かな心と感性を育む
みどりのまちづくり活動などに参加する
- ②公園の利用マナーを守り、施設を大切に使う
- ③花やみどりに関心を持つ

みんなで取り組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
緑あふれる未来サポ-タ-制度登録団体	6 団体	60 団体	75 団体	市民が公園に愛着を感じ、身近に感じることができるように、市民自らが公園の管理に取り組む制度への登録を増やすことを目的として指標を設定
公園・緑地の利用しやすさの満足度	62.1 点	60 点 (平成 22 年度)	↗	公園緑地の利用しやすさの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
木々や草花などの緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	55.3%	59.5% (平成 22 年度)	62%	できるだけ多くの市民が、緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じることをめざして、指標を設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次みどりの基本計画（平成 23 年度～平成 37 年度）
- 吹田市第 2 次環境基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）
- 吹田市景観まちづくり計画（平成 19 年度～平成 32 年度）

6 他の施策との連携

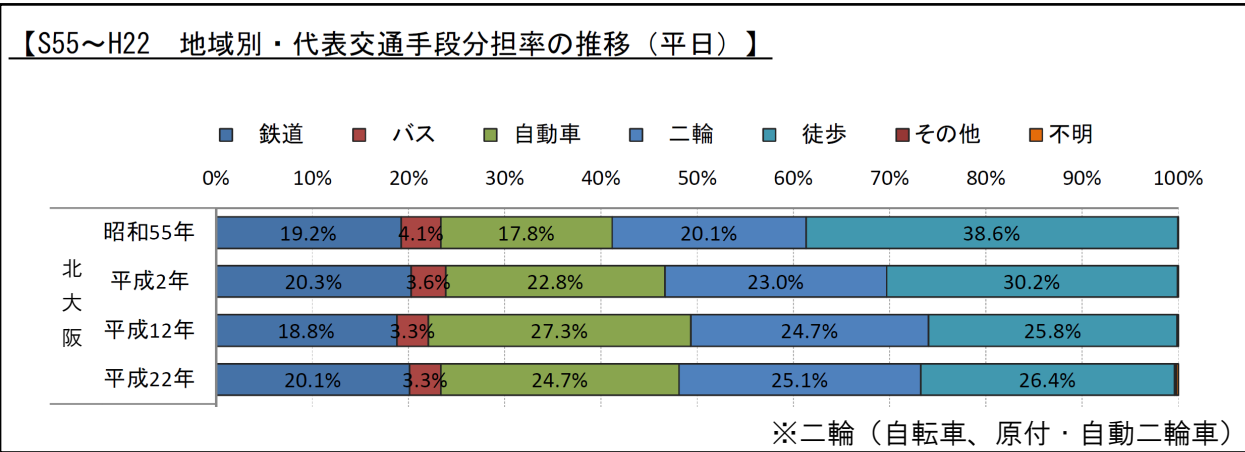
関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育	児童の農業体験など学校教育等との連携を通して、農地を学習の場として活用します。
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会 4-3 生活環境	大規模な公園・緑地などを環境教育・学習の場として利用できるよう、動植物の生息・生育環境を保全し、生き物とのふれあいの場を確保します。 ヒートアイランド現象の緩和につながる緑化や透水性舗装を行うなど、環境に配慮した整備を行います。
5-1 都市整備・景観	保護樹木・保護樹林の指定を拡大するとともに、「景観重要樹木」の指定について連携するなど、身近な場所における緑化を進め、潤いのある良好なみどりの都市景観を形成します。
6-1 防災	災害時の避難場所や延焼の防止など、みどりの役割を生かした整備を行います。

ルート (基本方向) 5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

まちのイメージ 5-4 自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます
 交通結節点等での公共交通機関の利便性や安全性、快適性の向上により、多くの人が公共交通を利用しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化の急速な進行や地球環境問題が深刻化する中で、公共交通施設等のバリアフリー化や自動車に過度に依存しないことなど、将来を見据えた交通環境への転換が必要です。
- ◆ 高齢化が進む中で、利用者ニーズの変化や丘陵地形など地域の特性を踏まえた、公共交通のよりきめ細かな取組が必要です。
- ◆ 公共交通のより一層の利用促進を図るためには、駅周辺等の安全性の確保と公共交通を利用しやすい環境を整えることが必要です。



出典：『大阪府における人の動き
平成22年(2010年) 第5回近畿圏パーソントリップ調査集計結果から』

2 重点取組と行政の役割

(1) 交通環境の整備

- ・誰もが分かりやすい公共交通機関の乗継ぎにおける情報提供など、駅周辺等における利便性、安全性、快適性の向上を推進します。
- ・放置自転車対策や自転車駐車場の整備など、駅周辺等における公共交通の利用環境の改善を進めていきます。

(2) 交通バリアフリーの促進

- ・鉄道駅など公共交通機関にかかわる施設等のバリアフリー化への支援を行います。

(3) 公共交通の利用促進

- ・コミュニティバスなど地域の公共交通の利用促進を図り、地域の実情に応じたきめ細かな公共交通環境をめざします。

3 市民・事業者の取組

- ①なるべく環境負荷の少ない地域公共交通を利用
- ②みんなが使いやすい交通環境を意識し、心のバリアフリーへの意識の向上
- ③役立つ情報の提供など乗客へのサービスの向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
鉄道・バスなど公共交通網の便利さの満足度	69.3 点	65.4 点 (平成 22 年度)	↗	鉄道・バスなど公共交通網の便利さの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市地域公共交通総合連携計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会 4-3 生活環境	自家用車から公共交通への転換による CO2（二酸化炭素）の排出抑制を図ります。
5-1 都市整備・景観 5-5 道路	公共交通利用者の利便性、安全性等の向上を目的として、駅前広場を含めた交通結節点における道路施設の整備に努めます。

ルート (基本方向) 5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

まちのイメージ 5-5 誰もが安全で快適に利用できる道路環境整備が進んでいます
 道路施設の計画的な整備や更新等により、広域的な道路網の形成や、安全で機能的な移動空間が確保されています。
 また、生活関連経路等(※)の歩道等の利便性及び安全性が向上し、誰もが安心して移動しています。

※生活関連経路等とは、旅客施設を含む生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設など）相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路。

1 まちの現状と課題

- ◆ 都市計画道路の未整備区間があるため、機能的な移動空間が確保されていない区間があります。
- ◆ 生活関連経路等、生活道路においては、歩行者の安全確保が緊急の課題となっています。
- ◆ 老朽化した道路施設の計画的な改築更新をはじめ、長期的な視点に立った交通機能の強化や維持が必要です。
- ◆ 歩道における歩行者と自転車との混在や自転車利用者のマナーが問題となっています。

出典：都市整備部データ

■生活関連経路等整備状況

平成24年度(2012年度)末現在

	重点整備地区名	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率
1	江坂地区	3.0	1.47	49.0%
2	山田地区	3.9	3.43	87.9%
3	吹田・豊津地区	8.6	6.62	77.0%
4	桃山台地区	1.6	0.60	37.5%
5	千里山・関大前地区	0.6	0.00	0.0%
6	南千里地区	4.7	1.01	21.5%
7	岸部地区	2.0	0.14	7.0%
8	北千里地区	4.9	2.40	49.0%
9	万博公園周辺地区	1.4	1.10	78.6%
	合計	30.7	16.77	54.6%

※上表の数値は、吹田市道と大阪府道を合わせたものであります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 道路施設の整備、更新

- ・路線の選択による都市計画道路の効果的な整備を図ります。
- ・老朽化した道路施設の計画的、効果的な改築更新を図ります。

(2) 歩行者、自転車等の安全で快適な交通の確保

- ・生活関連経路等の歩道等のバリアフリー化整備を進めていきます。
- ・生活道路等では歩行者が安心して移動できる歩行空間の確保や安全対策を進めていきます。
- ・自転車利用者に対する利用環境整備を進めていきます。

(3) 交通マナー向上等の啓発活動の実施

- ・交通安全教育等の講習等を実施し、歩行者や自転車利用者のマナーの啓発を行います。
- ・高齢者、障がい者等の施設の利用を妨げないこと等の心のバリアフリーの意識啓発を行います。

3 市民・事業者の取組

- ①高齢者、障がい者等が使いやすい道路施設を意識した心のバリアフリーの意識の向上
- ②交通ルールを守り、マナーの向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
道路の整備状況の満足度	52.5 点 ※	54.1 点 (平成 22 年度)	↗	道路の整備状況の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
歩行者にとっての道路の安全性の満足度		44.4 点 (平成 22 年度)	↗	歩行者にとっての道路の安全性の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

※平成 18 年度は「道路や歩道の整備状況」として調査した数値

5 関連する分野別計画等

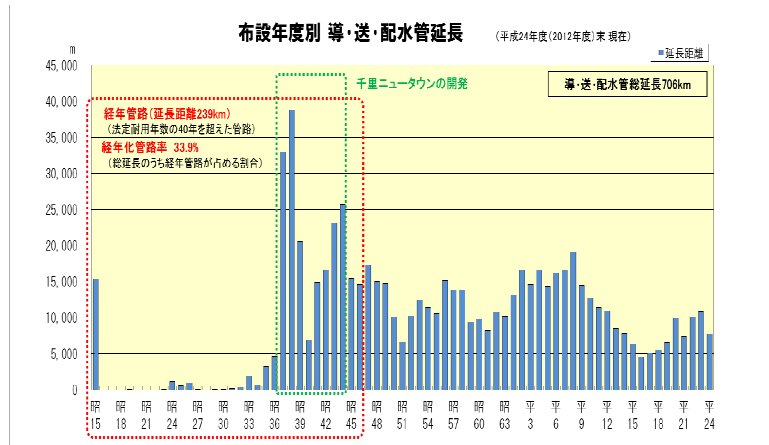
- 吹田市都市計画マスタープラン（平成 16 年度～概ね 20 年先）
- バリアフリー基本構想、道路特定事業計画（平成 20 年度～事業終了まで）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育	交通事故防止の啓発として、主に小学生を対象に交通安全の基礎知識や安全な歩き方、自転車利用の交通安全教育を実施します。
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会 4-3 生活環境	道路施設の整備や更新時において、環境に配慮したりサイクル製品の採用や透水性舗装によるヒートアイランド対策などを図ります。
5-1 都市整備・景観 5-4 交通	公共交通利用者の利便性、安全性等の向上を目的として、駅前広場を含めた交通結節点における道路施設の整備に努めます。
5-1 都市整備・景観 5-6 水道 5-7 下水道	道路施設や水道、下水道施設など都市基盤の整備や更新においては、連携して効率的に取り組みます。
6-1 防災	道路施設については、災害時における避難路や延焼遮断帯としての機能など重要な役割を担っていることから、整備や更新時には、周辺環境に配慮しながら効果的な整備を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 施設・管路の経年化が進む中、将来にわたり安定した水道水の提供が必要です。
- ◆ 市民生活を支えるライフラインとして、地震災害時のリスク軽減など、災害に強い仕組みづくりが必要です。
- ◆ 利用者が安心できる、地域の水道としての取組が必要です。



出典：水道部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 安心でおいしい水の供給

- ・ 水安全計画を推進し、水源から蛇口までの一貫した水質管理を強化します。
- ・ 健康を害する恐れがある鉛溶出をなくすため、鉛製給水管の解消を推進します。
- ・ 集合住宅における直結給水を推進するとともに、貯水槽水道の適正管理について啓発します。

(2) 安定した水道システムの確立

- ・ 施設・管路の経年化が進む中、長期的視点に立って計画的な耐震化・更新に取り組めます。
- ・ 淀川表流水に対する複数水源として、地下水活用の技術を生かし、地下水源のさらなる保全・確保を図ります。
- ・ 南北の拠点配水施設を中心とした施設の再構築を行い、災害時のリスクを軽減・分散します。
- ・ 危機管理・環境面から、地形を生かす自然流下を基本とした送配水システムを構築します。

災害対策の充実を図ります。災害時には給水車も出動します。



(3) 市民とともに守り育む地域の水道

- ・ 目的や対象の明確化、ニーズにあった情報提供など、広報・広聴活動の充実を図ります。
- ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーの活用など、環境に配慮した事業を推進します。
- ・ 地域の防災訓練や環境保全活動など、市民との協働による取組を進めます。
- ・ サービスの充実、人材の確保と技術の継承、効果的・効率的な事業運営など、将来にわたり安定した経営基盤を構築します。

3 市民・事業者の取組

- ① 水道施設や管路工事の必要性についての理解・協力
- ② 淀川表流水に対する複数水源としての本市の地下水は、危機管理・災害対策の上から重要であり、一緒に守り育むこと
- ③ 「蛇口から直接水を飲む文化」を将来にわたり継承し育むため、水道水を飲み、水道水に親しんでいただくこと
- ④ 学校や地域において、水道についての理解
- ⑤ 地域の自主防災組織が行う防災訓練における給水活動への参加・協力

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
基幹管路の耐震化率	—	29.9%	50%	安心安全の水道として、耐震化率の向上を目的として指標を設定
地下水比率	21.3%	18.3%	23%	地下水の保全・確保を図り、災害リスクを軽減するため、地下水比率の向上を目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市水道施設マスタープラン（平成 24 年度策定、21 世紀半ばの水道の将来像）
- すいすいビジョン 2020～吹田の水^{みず}標^{しるべ}～（平成 22 年度～平成 32 年度）
- 第 2 次上水道施設等整備事業（平成 22 年度～平成 32 年度）

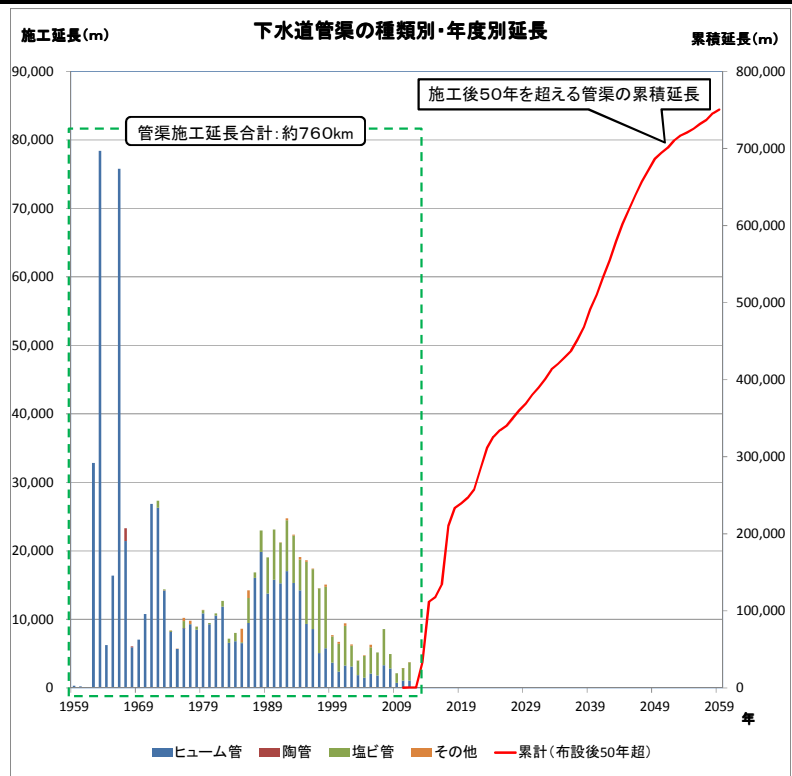
6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3—3 学校教育	校外学習での浄水所見学や水道出前授業など、学校教育と連携することで、水道水に対する理解を深めるとともに、水循環の一端にふれる中で環境教育に役立てます。
4—1 エネルギー 4—2 循環型社会 4—3 生活環境 5—7 下水道	水資源の有効利用と健全な水循環の推進を連携して進めるとともに、環境に配慮した事業運営を進めます。
5—1 都市整備・景観 5—5 道路 5—7 下水道	道路掘削・復旧に係る連絡調整など、都市基盤整備を連携して進める中で、経年化が進む水道施設や管路の更新・耐震化を推進します。
6—1 防災	地域の防災訓練に協力し、給水活動を行うなど、防災施策の一端を担います。

ルート (基本方向)	5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
まちの イメージ	5-7 下水道施設が計画的に整備され安心安全快適な暮らしができています
	下水道施設の建設・改築・更新や耐震化を計画的に進めることにより、大規模な地震時や大雨に対する安全性が高まり、安心して快適な生活を送っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 下水道施設の老朽化に対して改築・更新・耐震化を計画的に進め、道路陥没などを未然に防止していくことが必要です。
- ◆ 浸水被害を軽減するため、雨水管渠等の雨水施設の整備を計画的に進めていくことが必要です。
- ◆ 河川事業との連携を図りながら、雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の整備を進めていくことが必要です。



出典：平成24年度実施計画調書より

2 重点取組と行政の役割

(1) 老朽化施設の改築・更新・耐震化

- ・下水道施設の適正な維持管理と長寿命化計画を基にした老朽化施設・設備の計画的な改築・更新・耐震化を進め、安心して安全な下水道施設の維持に努めます。

(2) 浸水被害の軽減

- ・下水道未整備地域の解消に努めるとともに、市域南部などにおける浸水対策事業をはじめとした雨水施設の整備を進め、減災に努めます。
- ・雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の設置を進めます。

(3) 再資源化の推進

- ・下水汚泥の資源化などを推進し、循環型社会を支えるための基盤整備に努めます。
- ・高度処理水の利用や、家庭や公共施設等での雨水貯留による雨水利用の推進により、身近な環境への配慮に努めます。

3 市民・事業者の取組

- ①市民との協働による浸水防除（土のうを配布し自助・公助の浸水対策）
- ②市民・事業者などの雨水貯留タンクの利用促進（設置者への助成）
- ③開発に伴う雨水貯留槽や雨水浸透マスへの設置への協力
- ④水循環や環境教育に関するイベントの参加による事業者等との連携、学校・地域における下水道のPR
- ⑤散水や打ち水など処理水の積極的な再利用
- ⑥震災時などに施設が被災した場合の復旧作業協力

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
10 年確率降雨に対応した下水道雨水対策整備率 (約 50 mm/時)	39.9%	50.4%	70%	浸水被害の軽減を図るため、計画面積に対する雨水対策の整備率向上をめざす指標を設定
下水処理水の高度処理普及率	36.1%	45.7%	65%	放流水質の向上のため、計画的な整備を進めている高度処理の人口割合に対する普及率向上をめざす指標を設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次環境基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）
- 安心安全の都市（まち）づくり推進計画（平成 21 年 3 月～終期設定なし）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育	校外学習での施設見学など学校教育と連携を行い環境教育に寄与します。また、下水道事業のPRに役立てます。
4-1 エネルギー 4-2 循環型社会 4-3 生活環境 5-6 水道	下水汚泥の肥料化・建設資材化や散水・打ち水によるヒートアイランドの緩和、雨水浸透により地球へ水を返す水循環の推進など、さまざまな環境施策との連携を図ります。
5-1 都市整備・景観 5-5 道路 5-6 水道	都市基盤整備に係る連携や、道路排水・地下埋設物等に関して連携に努め、施設の老朽化対策や耐震化など共通する課題に対し、効率的に取り組めます。
6-1 防災	防災に向けた取組や施策について、連携を図っていきます。

<基本方向>

ルート6 支え合いと備えで安全に暮らせるまち



ルート
(基本方向)

6 支え合いと備えて安全に暮らせるまち

まちの
イメージ

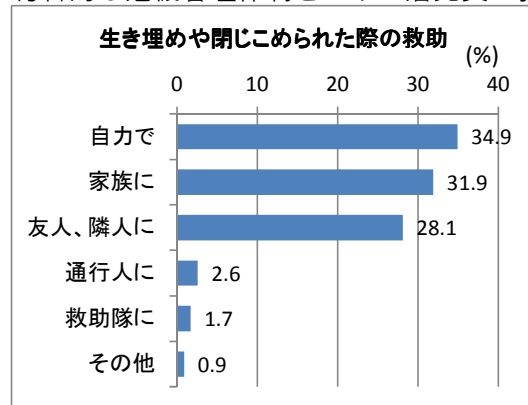
6-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています

防災講座や防災訓練の充実により、市民一人ひとりの防災意識が高まり、地域防災リーダーを中心とした地域の防災力が向上しています。

また、地域防災計画等の見直しなどにより危機管理体制が確立し、安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 自然災害・テロ・新たな疾病等の各種危機に対し、防災・国民保護などの事務をはじめとする確かな危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題となっています。
- ◆ 低地や木造家屋密集地など各地域の実情に応じたきめ細かな対策が必要です。
- ◆ 阪神・淡路大震災において、被災者のうち自力脱出や近隣住民等によって救出された人の割合は90%を超えており、災害時において自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」の取組が重要であり、こうした体制をいかに作っていくかが課題となっています。



出典：(社)日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

2 重点取組と行政の役割

(1) 危機管理体制の充実

- ・危機管理監を筆頭とした防災業務全体又は災害発生時の応急対策を担う組織体制の充実を図ります。
- ・近隣市や警察等の関連機関との連携を強化します。
- ・防災主管課以外の部署が、日常から自らの防災施策について責任を持ち、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策を図るための責任者の設置や研修、訓練の実施により、大規模災害の発生時に迅速に対応できる組織とします。
- ・危機発生時の損害を最小限に抑えつつ、事業の継続を図るためBCP（事業継続計画）の作成に取り組みます。

(2) 協働による防災対策

- ・地域防災計画の見直しにおいては、各地区の特性に応じた防災カルテの作成に取り組み、きめ細かな防災対策に努めるとともに、市民、事業者との協働による防災ハザードマップの作成に取り組みます。

(3) 地域防災力の向上

- ・防災講座や防災訓練等を充実し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・地域防災力の中心となる地域防災リーダーの養成に努め、自主防災組織の活動及び結成を支援します。
- ・災害発生時のボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努めます。
- ・大学や事業所との協定締結など、防災に関する連携を強化します。

3 市民・事業者の取組

- ①自主防災組織の結成、企業との防災協定の締結などによる危機管理体制の確立
- ②地域で行われる防災講座・防災訓練や地域防災リーダー育成講習への参加
- ③地域防災リーダーが中心となった、自主防災組織の活動の活発化

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
災害に備えている市民の割合	21.8%	23.8% (平成 22 年度)	50%	防災の基本である「自分の命は自分で守る」という意識の向上を目的として指標を設定
地震や水害などに対する防災の満足度	50.6 点	51.5 点 (平成 22 年度)	↗	地震や水害などに対する防災の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
地域防災リーダー育成講習受講者数 (累計人数)	—	49 人 (平成 24 年度)	300 人	自主防災組織の中心的な役割を担う人材を増やすことを目的として指標を設定(平成 24 年度から実施)
自主防災組織結成率(連合自治会単位)	17.6%	53%	100%	すべての地域に、自主防災組織が結成されることを目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市地域防災計画 修正版(平成 24 年度～終期設定なし)

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
全 体	防災訓練等により、危機発生時における庁内連携体制の機能をより実践的なものとします。
1-3 男女共同参画	防災分野における女性の参画の拡大を行います。
2-3 地域福祉	災害時要援護者避難支援プランなど災害に備えた取組との連携を行います。
3-3 学校教育	学校における防災教育を推進するための連携を強化します。
5-1 都市整備・景観 5-2 住宅 5-3 みどり 5-5 道路 5-6 水道 5-7 下水道	災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。

ルート
(基本方向)

6 支え合いと備えて安全に暮らせるまち

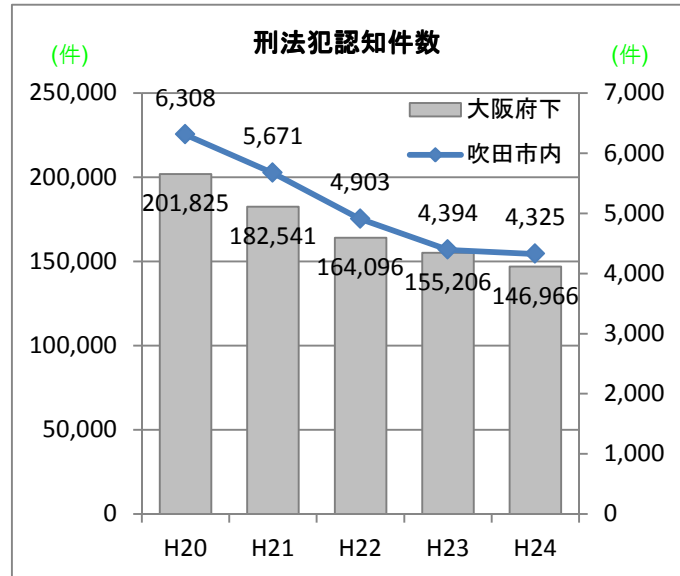
ま ち の
イ メ ー ジ

6-2 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています

防犯講座等の充実により、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、また、市民、事業者、行政が連携・協力して防犯に関する取組を進めることで、犯罪被害が減少し、誰もが不安を感じることなく生活しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 平成20年(2008年)3月に市民、事業者、行政が力をあわせて取り組む、「安心安全の都市づくり宣言」を行いました。市民一人ひとりのつながりの輪を広げ、地域の目が行き届く犯罪抑制に寄与する地域コミュニティの形成や警察をはじめとした関係機関や諸団体との連携を強化した防犯体制の確立が必要です。
- ◆ 安心安全のまちづくりを、市をあげた取り組みとして継続し、幅広い市民の防犯意識を高め、浸透を図る必要があります。



出典：大阪府警察データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 防犯体制の充実

- ・ 地域における自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などのネットワークづくりを支援するとともに、これらの諸団体によるパトロールや通学路における子どもの見守り活動など地域における継続的な防犯活動を促進します。

(2) 防犯環境の整備

- ・ 防犯面に配慮した施設等の整備を進めるとともに、地域における防犯活動の認知度を高め、犯罪が発生しにくい環境整備に努めます。

(3) 防犯意識の高揚

- ・ 警察や防犯協議会との連携を密にし、防犯講座等を通じて情報提供に努め、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。

3 市民・事業者の取組

- ①防犯講座等への積極的な参加
- ②防犯活動のネットワーク化
- ③青色防犯パトロールカーによる防犯活動
- ④地域の防犯活動等への参加・協力

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
治安がよいと感じる市民の割合	33.5%	42% (平成 22 年度)	70%	市民の多くが、不安を感じることなく、生活できる状態とするための指標として設定
防犯対策の満足度	47.6 点	49.6 点 (平成 22 年度)	↗	防犯対策の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
安心安全のまちづくり講習会受講者数(累計人数)	187 人	980 人	2,550 人	市民一人ひとりの防犯意識の向上を目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

—

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1—2 人権	防犯の視点で人権教育と連携を図ります。
3—3 学校教育	児童生徒の防犯意識の高揚施策と連携します。

ルート
(基本方向)

6 支え合いと備えて安全に暮らせるまち

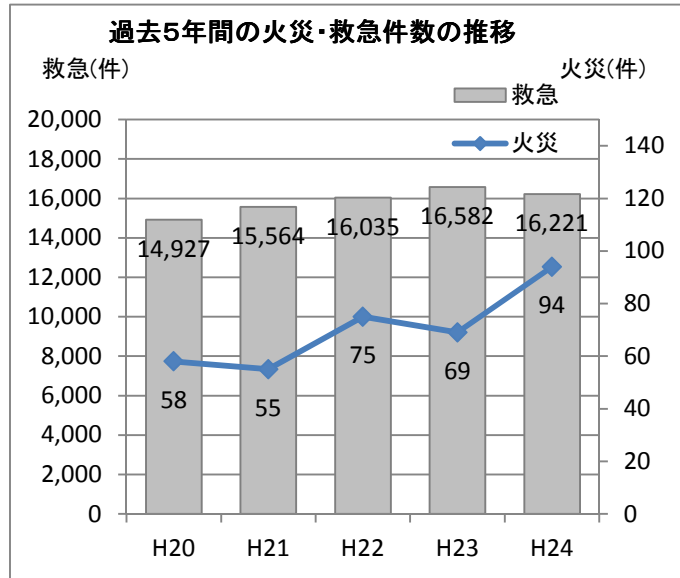
まちの
イメージ

6-3 備えと予防ができており安心できる消防体制が確立しています

大規模複雑化する火災や災害にも対応できる消防力が整備され、市民の防火・防災意識も高まり、消防団を主体とした地域の消防力も高く、また、救急救命体制についても、充実した医療機関との連携により、人々が安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 非常時に備え、市民の信頼と期待に応えられる消防体制の整備・充実が必要です。
- ◆ 超高齢社会に伴う救急需要の増加や、複雑・多様化する救急要請に迅速に対応できる救急救命体制の確立が求められています。
- ◆ 火災や地震等の災害に備え被害を軽減するなど、災害に立ち向かえる地域づくりを推進します。



出典：消防本部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 消防体制の整備充実

- ・ 地域の実情に応じ、消防施設、装備及び消防水利等を計画的に整備します。
- ・ 消防職団員、自主消火組織及び自衛消防隊等の育成に努めます。
- ・ 消防団はじめ消防防災関係機関等との連携を強化し、消防力の整備充実を図ります。

(2) 救急体制の整備充実

- ・ 救急車両、高度救命資器材等を計画的に整備し、救急救命体制の高度化を推進します。
- ・ 医療機関との連携を強化し、メディカルコントロール体制の充実を図ります。
- ・ 普通・上級救命講習会等により応急手当を普及啓発し、救命率の向上を目指します。

(3) 火災予防の推進

- ・ 住宅防火訪問による防火指導、査察等による違反是正のほか、防火管理者及び危険物保安監督者等の指導育成により、地域における火災予防を推進します。
- ・ 幼年消防クラブや家庭防火クラブなど防火協力団体等の結成を促進し、防火に関する知識等の普及啓発を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ①地域の自主消火組織や事業所等による自衛消防組織の活動
- ②自主救護能力の向上と救急車の適正利用
- ③普通・上級救命講習会及び防火管理者講習会等の積極的な受講
- ④防火意識の高揚と自主防火・自主保安体制の確立
- ⑤幼年消防クラブ・家庭防火クラブ等の結成や消防訓練等への参加
- ⑥放火されにくい地域環境の整備

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
人口 1 万人当たりの出火率	1.9 件/万人 (平成 18 年)	1.9 件/万人 (平成 23 年)	1.6 件/万人	消防行政のあらゆる取組みが、火災の減少につながることから、出火率を指標に設定
普通救命講習会等の受講者数	5,587 人 (平成 18 年)	6,937 人 (平成 23 年)	8,000 人	「その場に居合わせた人」による処置が救命率の向上に有効であるため、普通救命講習会等の受講者数を指標として設定

5 関連する分野別計画等

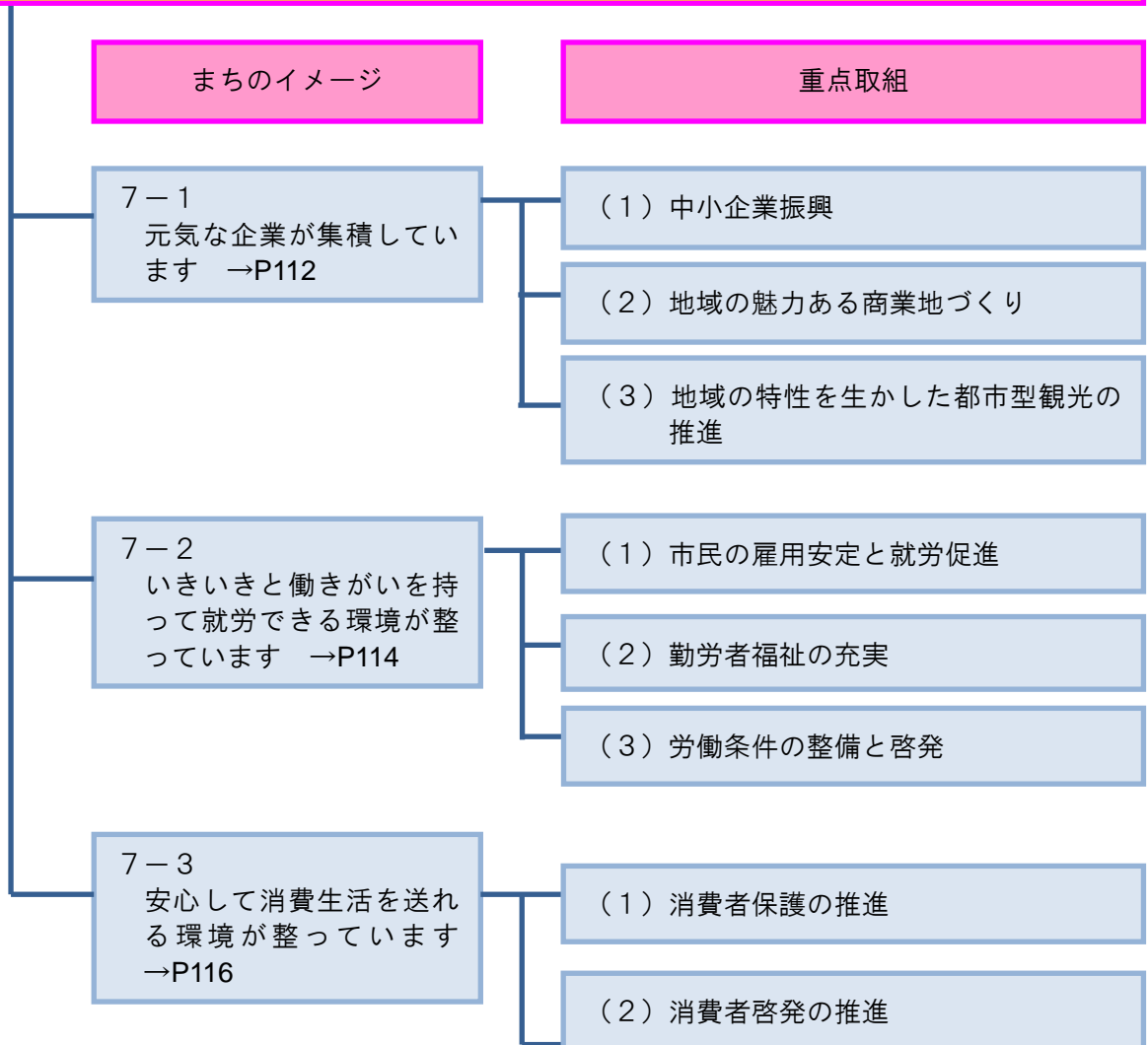
- 吹田市地域防災計画 修正版（平成 24 年度～終期設定なし）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育	避難訓練や救命入門コースの実施など、学校教育との連携を図ります。
5-1 都市整備・景観	火災や地震等の災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。
6-1 防災	地域防災力の向上や住民の防災意識の高揚に向け、防災関係機関との連携を強化します。

<基本方向>

ルート7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち



ルート
(基本方向)

7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

まちの
イメージ

7-1 元気な企業が集積しています

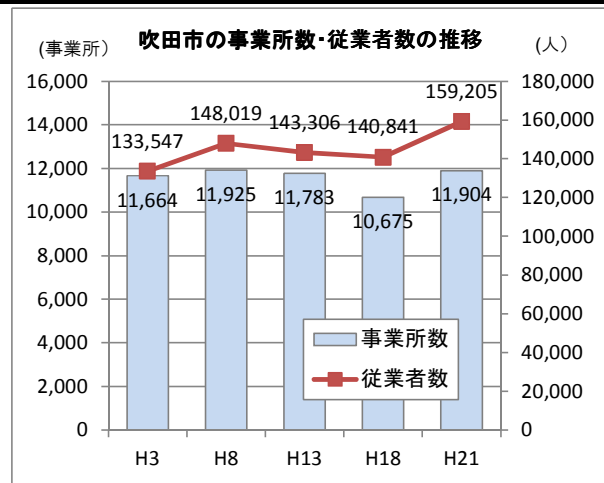
産学官一体となって企業活動を支える施策が充実した本市に、意欲ある優良企業が数多く進出し、地元雇用が創出されています。

開業率が廃業率を上回り、産業都市としての吹田の都市格が向上することにより、さらに企業が集積し、職住近在のまちづくりが進んでいます。

生活利便に優れ、コミュニティの核としての役割を担う地元商店街には人が集い、地元消費も拡大されています。地域経済の循環と活性化が図られ、活気と魅力にあふれたまちに、市内外から人が集まりにぎわっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 事業者の廃業や市外移転などにより事業所数が減少傾向にある中で、既存企業の中でも特に景気動向等の影響を受けやすい中小企業に対しては、事業活動の安定に資する支援を行うことが必要です。起業家支援、企業誘致等により、市内の産業集積を維持、拡大していくことが必要です。
- ◆ 商業地を活性化させるためには、集客力向上につながる、生活利便の向上や、商業地が、地域コミュニティの場となることが欠かせないものとなっています。
- ◆ 市内外からの誘客力の向上に資する戦略的な都市魅力の発信が必要です。



出典：平成3年～18年は事業所・企業統計調査、平成21年は経済センサス

2 重点取組と行政の役割

(1) 中小企業振興

- ・ 商工会議所等経済団体及び大学等との連携・協力関係を深め、中小企業相談ワンストップサービス機能整備など中小企業成長支援施策を拡充し、企業の定着促進を図ります。
- ・ 事業者の実態把握やニーズ把握に努め、販路開拓、人材育成、企業間取引、異業種交流等に対する支援を行います。
- ・ 起業家及び起業後間もない事業者の経営の安定化などに資する支援を行います。
- ・ 住工混在地域における事業者の定着支援を行います。
- ・ 本市の複合都市としての特色を守り育てるため、地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致施策を推進し、産業振興・雇用促進を図ります。

(2) 地域の魅力ある商業地づくり

- ・ 事業者、地域住民との協働により、人が交流し、安心して買物ができ、生活利便性に富んだ、地域コミュニティを支える魅力あふれる商業地づくりを進め、地域のにぎわいを創出します。
- ・ 空き店舗を活用したコミュニティビジネス誘導など、地域課題に対応した商業地づくりを進める商店街等を支援します。
- ・ 人材育成や組織体制の充実に取り組む商店街等を支援します。また、商店街等の組織がない商業地における組織化を支援します。

(3) 地域の特性を生かした都市型観光の推進

- ・ 民間組織との連携を強化し、都市魅力を発信し観光施策の充実を図ります。
- ・ 市民、事業者との協働により、今ある都市魅力資源を磨き輝かせ、また、新たな資源発掘に努めるとともに、その効果的な情報発信により、市外からの誘客を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ①地域社会の発展における産業振興の重要性についての理解
- ②地元企業での就労や消費、地域住民の雇用、地域企業間での取引や交流など、地域経済の循環と活性化に向けた積極的な取組
- ③地域の商店街等の魅力を知り、交流の場として活用する環境づくり
- ④地域にとってかけがえのない魅力ある商業地づくり
- ⑤観光情報など市の魅力の発信

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
吹田市の開業率と廃業率の差 (開業率－廃業率)	－0.1 ポイント ----- 開業率 6.7% 廃業率 6.8%	－4.3 ポイント ----- 開業率 3.4% 廃業率 7.7% (平成 21 年度)	0 ポイント 以上	市内起業者の事業継続率を高め、開業率が廃業率を上回り、事業所数を増加させることを目的として指標を設定
商店街・小売市場における空き店舗率	7.3% (平成 19 年度)	10.1%	7.3% 以下	コミュニティの核となる商店街の活性化をめざして、空き店舗率の低下を目的として指標を設定
観光施設利用者数	3,249,660 人	3,497,809 人 (平成 22 年度)	2,000 万人	市内外からの入込客数の増加を目的として、市内主要施設の利用者数を指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市新商工振興ビジョン（平成 18 年度～平成 27 年度）
- 吹田市観光ビジョン（平成 23 年度～終期設定なし）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
4－1 エネルギー	地域経済活性化の一環として、環境マネジメントシステムの導入促進やグリーン購入、グリーン契約の普及促進など環境施策との連携を図ります。
5－1 都市整備・景観	住工混在地域における事業者の定着支援並びに企業誘致施策推進について、土地利用誘導など都市形成施策との連携を図ります。
7－2 雇用・就労	市内事業所への人材供給や働きやすい職場環境の整備に向けた啓発等において、雇用・就労施策との連携を行います。

ルート
(基本方向)

7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

まちの
イメージ

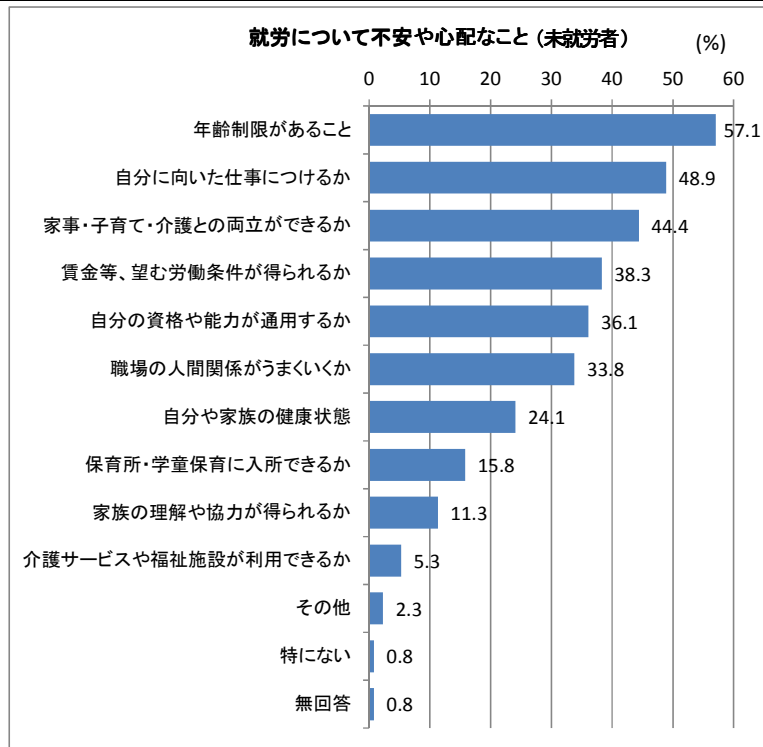
7-2 いきいきと働きがいを持って就労できる環境が整っています

市内事業所の多くを占める中小企業が活性化しています。

従業員の誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を心がけ、能力を発揮しいきいきと働くことができ、安心して働き続けられる環境が整っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 景気の低迷と厳しい雇用情勢が続いている中、労働施策のさらなる充実を図りつつ、市民の就労促進と雇用の安定を図る必要があります。
- ◆ 勤労者が安心して働き続けられる労働条件や職場環境の整備に関する啓発が必要です。
- ◆ 勤労者の福利厚生について、単独では取組が困難な市内事業所の大半を占める中小企業において、従業員に対する福利厚生の充実を図ることが必要です。
- ◆ 経済の循環と産業の振興を考える上では、中小企業の活性化と、そこに働く従業員の雇用の安定と福祉の向上を図ることが不可欠です。



出典：吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
平成 22 年度

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民の雇用安定と就労促進

- ・ 仕事をしたいという市民のさまざまなニーズに応じた就労相談や就職に役立つ講座を実施するなど、きめ細かな支援を行います。
- ・ 市内の求職者と地元企業をつなぐJOBナビすいた、JOBカフェすいたの機能の活用や、地元企業やハローワークなどとの連携を深めることで、市民の就労機会の増大と市内就職者の増加につなげます。

(2) 勤労者福祉の充実

- ・ やりがいを持って働き続けられる環境づくりと福利厚生の充実を図るため、共済制度などを通じ、勤労者の福祉の向上と健康増進を図ります。

(3) 労働条件の整備と啓発

- ・ 勤労者の現状とニーズを把握し、実態に即した政策形成を図ります。
- ・ 勤労者が安心して働ける環境づくりに向け、労働に関する情報提供や相談などの支援を行います。

3 市民・事業者の取組

- ①働きがいのある仕事をする中で能力を発揮することや社会への参加を果たしつつ、仕事と生活のバランスが取れたいきいきとした生活の実現
- ②事業所における安定して雇用できる環境づくり
- ③事業所においては多様な働き方を許容しつつ、従業員が働きがいを持ち続けられる職場環境づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
JOB ナビすいた、JOB カフェすいたを活用した就職者数	—	576 人 (平成 24 年度)	800 人	就職機会の増加を目的として、JOB ナビすいた、JOB カフェすいたを通じて就職した人数を指標に設定
吹田市勤労者福祉共済の被共済者数	2,299 人	2,141 人	3,000 人	市内事業所で働く勤労者の福利厚生 の充実を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

—

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画	性別にかかわらず、労働者が安心して働き続けられる職場の環境づくりとともに、女性が結婚・出産等で退職を余儀なくされることなく、働く意思に応じて、その後も就業を継続できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた啓発等、男女共同参画施策との連携を行います。
7-1 産業振興	市内事業所への人材供給や働きやすい職場環境の整備に向けた啓発等において、産業振興施策との連携を行います。

ルート
(基本方向)

7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

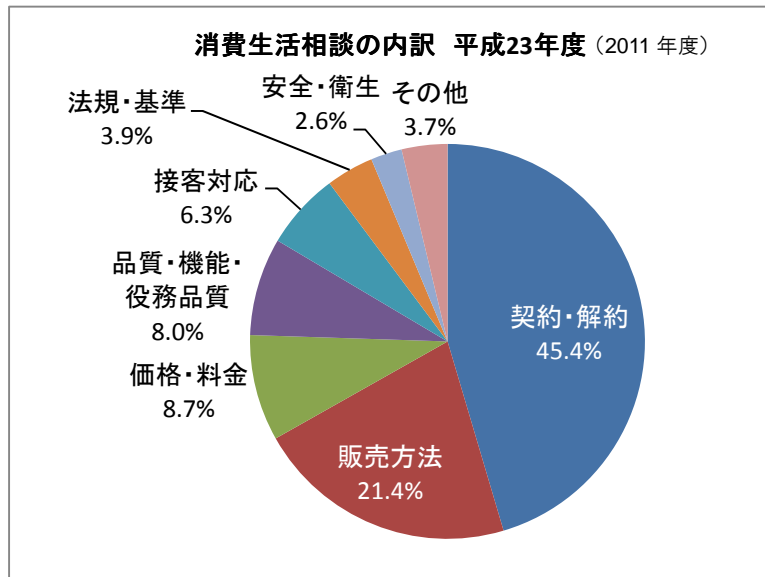
まちの
イメージ

7-3 安心して消費生活を送れる環境が整っています

消費生活に関するさまざまな情報を得て、安心して生活を送っています。また、消費生活上のトラブルに対しては、速やかに問題を解決できる相談体制が整っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 平成 21 年(2009 年)、消費者安全法の施行以後、消費者目線で消費者の立場に立った消費者問題への取組の強化が求められています。
- ◆ 高齢者を狙った詐欺的商法や情報化社会の進展に伴うインターネットによるトラブルの増加など、社会の変化に伴い消費者問題は複雑かつ多様化しています。
- ◆ 今日的な消費者問題に対応するため、時代に即した情報提供を行うとともに、相談者のスキルアップが重要です。



出典：市民生活部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 消費者保護の推進

- ・ 消費者事故など多発している事例について、迅速な情報提供に努めます。
- ・ 消費生活センターにおける相談機能の強化など、消費者相談体制の充実を図ります。

(2) 消費者啓発の推進

- ・ 各種啓発講座やパネル展示などにより、消費生活に関する知識の普及や情報提供に努め、消費者意識の向上を図ります。
- ・ 消費者の自主的な学習活動や消費者団体の活動を支援します。

3 市民・事業者の取組

- ① 各種啓発講座等への参加
- ② 消費生活に関する情報の意欲的な収集

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
消費生活相談件数における解決率	98.6%	97.4% (平成 22 年度)	100%	消費生活問題の解決率の向上を目的として、消費生活センターで受け付けた相談がどれだけ解決したかの率を指標に設定
消費者の利益と安全の確保に関する満足度	—	47.2 点 (平成 22 年度)	↗	消費者の利益と安全の確保に関する満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

5 関連する分野別計画等

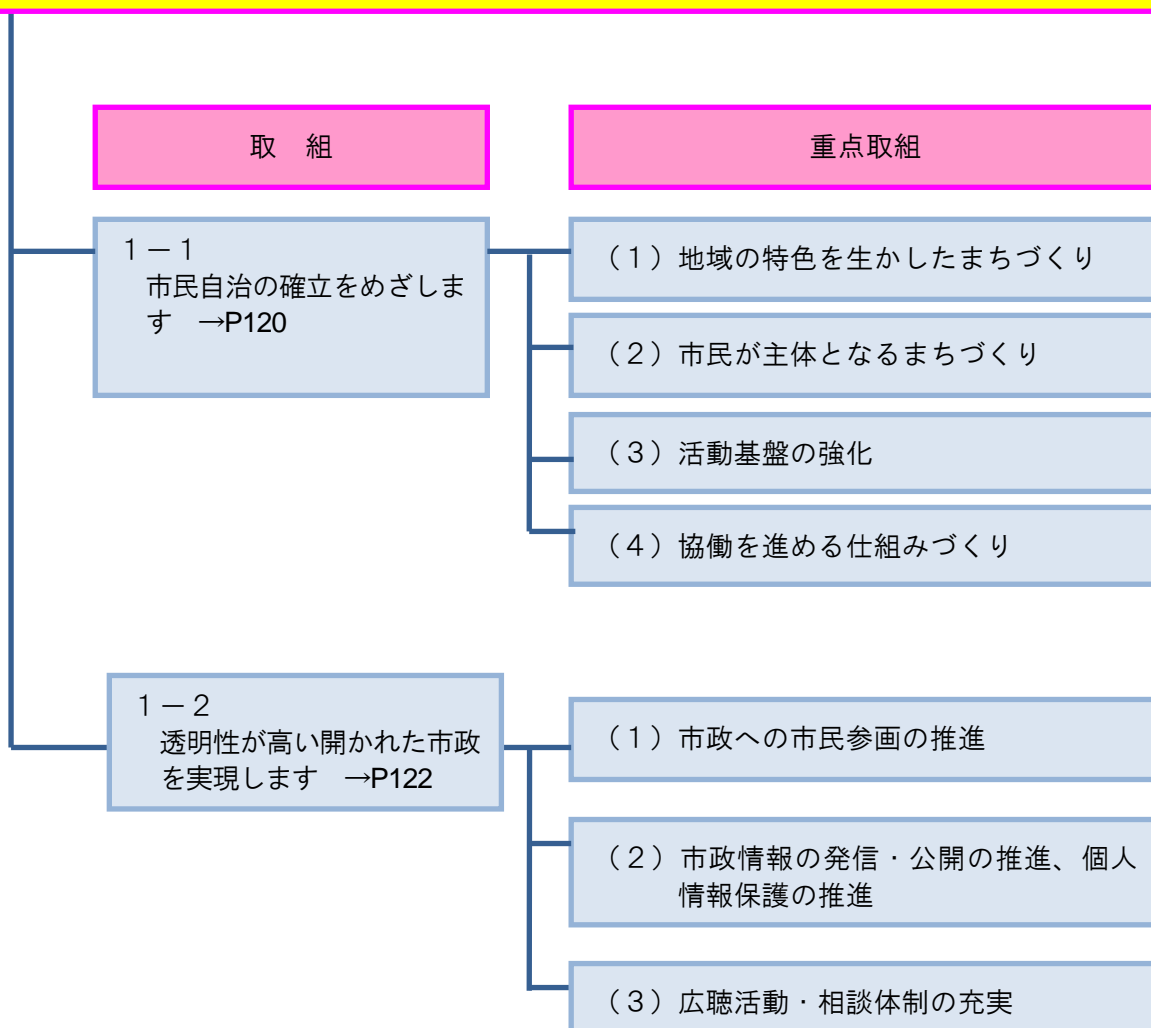
—

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
2-1 高齢福祉	高齢者の消費生活に関する相談や情報提供について連携強化を行います。
3-3 学校教育	若年層への消費生活に関する教育について連携強化を行います。

＜基本姿勢＞

ベース1 市民が主体となるまちづくりを推進します



ベース (基本姿勢) **1 市民が主体となるまちづくりを推進します**

取組 **1-1 市民自治の確立をめざします**
地域課題の解決や地域としての価値を創造していく主体的なまちづくりを進めることにより、地域コミュニティを活性化します。また、市民、事業者、行政など多様な主体が協働する際の基盤となるネットワークの強化を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズが多様化しており、地域性や専門性を必要とする多様なサービスを供給できる仕組みが求められています。
- ◆ 本市は、地域ごとに異なる特色をあわせ持ち、課題もさまざまです。より一層、各地域の魅力を高めるためには、その特色に応じ、市民主体で自立したまちづくりが必要です。
- ◆ 地域活動や市民公益活動の持続的な発展のため、次世代の担い手やリーダーの確保が課題です。
- ◆ 自治会加入率の低下などに伴い、近所付き合いの希薄化などによる地域の互助機能が低下しています。
- ◆ 地域コミュニティ醸成の拠点的役割を担うコミュニティ施設は、老朽化や、利用者の高齢化など将来を見据えつつ、社会的要請も踏まえ必要かつ良好な施設機能を確保していくことが求められます。

2 重点取組と行政の役割

(1) 地域の特徴を生かしたまちづくり

- ・ 市民と行政の協働により、地域のことは地域自らが考え、決めることができる仕組みづくりを検討します。
- ・ 地縁団体をはじめとした諸団体の相互のネットワーク形成や情報提供等の支援を行います。
- ・ 地域のまちづくりに多くの市民の参画を促し、コミュニティの醸成を図り、地域力の向上につなげていきます。

(2) 市民が主体となるまちづくり

- ・ 自治会をはじめ、地縁組織の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。
- ・ 市民公益活動を促進するための交流の場づくりや情報提供、相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 地域活動おける交流を進めるなどコミュニティを醸成する場として、コミュニティ関連施設の良好な施設機能の確保を図ります。

(3) 活動基盤の強化

- ・ 地域活動や市民公益活動の担い手としての人材育成やボランティアコーディネートに取り組みます。
- ・ 地域の課題をビジネスの手法を取り入れて解決に取り組むコミュニティビジネスの相談などに対応できるように中間支援を担う市民公益活動センターの機能の充実を図り、NPO等の運営基盤強化の支援を行います。
- ・ 市民が希望する講座など市民公益活動センターの取組が魅力のあるものになるように努め、施設利用の促進を図ります。

(4) 協働を進める仕組みづくり

- ・ 行政職員への研修など協働意識の醸成を図るとともに、情報の共有をはじめ組織横断的な連携を深め、協働を全庁的に推進していきます。
- ・ 福祉や環境、文化などさまざまな分野での市民の自主的な活動や、身近な地域での自主的なまちづくり活動について、積極的な情報提供、事業への参画を促進し、協働による事業展開の推進を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ①地域の交流を通じたコミュニティの活性化
- ②地域活動や地域のまちづくりへの参加
- ③市民公益活動について知り、理解を深め、自身の自己実現や生きがい、興味関心などから、やってみたいと思う活動への参加
- ④市民公益活動と出会う場として、市民公益活動センターを有効利用
- ⑤市民公益活動団体の運営力強化のノウハウの習得や団体相互の交流などができる市民公益活動センターの有効利用

みんなで取り組みませんか！



指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
2～3年間に自治会・町内会などの活動に参加したことがある市民の割合	—	30.3% (平成 22 年度)	50%	市民の地域活動を促進するため、市民意識調査による地域の諸活動の参加割合を指標として設定
2～3年間にボランティア活動に参加したことがある市民の割合	—	8.8% (平成 22 年度)	15%	市民の地域活動を促進するため、市民意識調査による地域の諸活動の参加割合を指標として設定
コミュニティ施設の利用者数	946,457 人	904,598 人	910,000 人	地域コミュニティの拠点施設として市民の多様な地域活動に利用されているかを測る指標として設定
市民と行政が協働で実施している事業数	—	151 事業	200 事業	協働による事業の推進を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市市民公益活動の促進に関する基本方針

ベース (基本姿勢)	1 市民が主体となるまちづくりを推進します
取組	1-2 透明性が高い開かれた市政を実現します 市政に関するさまざまな情報を発信・公開することにより、透明性の高い行政運営を進め、市民の参画が進む開かれた市政を実現します。

1 まちの現状と課題

- ◆ 社会状況が変化する中で、的確に行政需要を捉えるためには、性別や年齢層等にかかわらず幅広い層の市民参画や、総体としての市民の意向を把握することが必要です。
- ◆ 市民の市政への参画を促進するためには、市民の知る権利を守るとともに、行政の説明責任を果たし、個人情報を配慮した上で、透明性の高い市政運営を確立することが必要不可欠となります。
- ◆ 市民ニーズや各種の相談の内容も複雑、多様化しており、ニーズの把握や、相談支援にあたっては、庁内横断的な連携とともに、関係機関との協力の下で進めることが重要となります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市政への市民参画の推進

- ・性別や年齢層などに関係のない幅広い層の市政への参画が進む仕組みの構築に取り組みます。

(2) 市政情報の発信・公開の推進、個人情報保護の推進

- ・市報、ケーブルテレビ、インターネット等のさまざまな媒体を活用して市政情報を発信します。
- ・透明性の高い開かれた市役所をめざし、市政情報の公開を進めます。
- ・市が保有する個人情報については適正な取扱いの確保に努めるとともに、市民や事業者にも適切な取扱いを広めます。

(3) 広聴活動・相談体制の充実

- ・幅広く市民の意見を聴取することにより、諸課題を把握し、広聴活動の充実を図ります。
- ・他機関と連携し、多種多様な市民の相談に対応できるよう相談業務の充実を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ① 市政に関心を持ち積極的な参加
- ② 個人情報の適正な取扱い



4 取組の目標

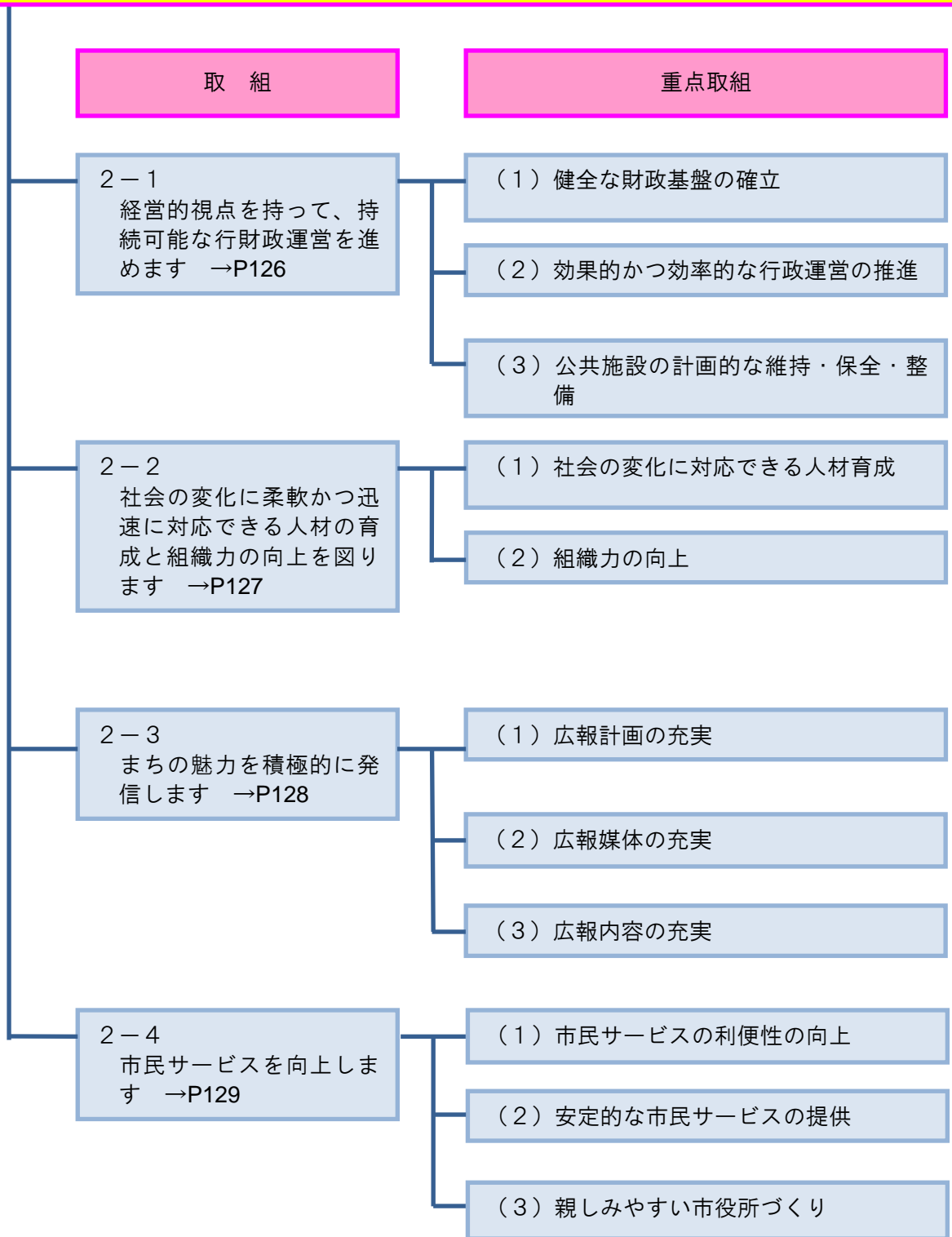
指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	7.6%	4.4% (平成 22 年度)	10%	市政への市民参画の推進状況を測る指標として設定
市政情報に満足している市民の割合	40.9%	34.9% (平成 22 年度)	54%	市が発信する情報の満足度の向上を目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

—

＜基本姿勢＞

ベース2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します



2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します。

取組

2-1 経営的視点を持って、持続可能な行財政運営を進めます

経営的視点を持って行財政改革に取組み、健全な財政運営とともに、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。また、国・府の権限移譲を活用して、身近な基礎自治体としての役割を果たし、市民が豊かさを感じる施策の展開を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 行政需要に応え得る弾力性のある財政構造への転換が必要です。
- ◆ 長期を見据えた安定した財政運営となるように健全な収支構造を確立することが必要です。
- ◆ 少子高齢化に伴う影響など長期的な視点に立った行政運営におけるマネジメントが必要です。
- ◆ 多様化したニーズに応えるためには、市民、事業者、行政の協働が進む組織体制が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 健全な財政基盤の確立

- ・ 次世代に過度な負担を残すことのない収支構造の確立と硬直化する財政構造を改善します。
- ・ 組織横断的な連携の下、市税収入等の自主財源の充実・確保に努めます。

(2) 効果的かつ効率的な行政運営の推進

- ・ 新たな課題に的確に対応できるよう、部門を越えた連携を強化し、限りある経営資源の重点的、効果的な配分を図ります。
- ・ 市民、事業者など多様な主体が持つ技術力や発想力等を活用することで、より有効性の高い取組が可能な分野では、協働による事業展開を図ります。
- ・ 国や府からの権限移譲の積極的な活用とともに、中核市への移行により市民に近いところで迅速に意思決定ができるさらなる体制整備を図ります。
- ・ 行政評価システムや財務諸表等の活用により、アカウンタビリティ（説明責任）を向上させるとともに、PDCAマネジメントサイクルを機能させ、施策の充実を図ります。
- ・ 市民意識調査の活用や市民参加などにより、市民の視点に立った総合計画の評価・点検を行います。

(3) 公共施設の計画的な維持・保全・整備

- ・ 公共施設について、行政需要との適合など全体最適の視点で、ライフサイクルコスト¹の縮減を図りながら、良好な施設機能が提供できるよう計画的な維持・保全・整備を進めます。
- ・ 施設の集約化に伴う余剰資産や未利用地の利活用など公共施設の最適化を図り財源確保に努めます。
- ・ 道路、水道、下水道などのインフラは、長期的視点に立った計画的な維持・保全・整備を図ります。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
全施策の満足度評価の平均評価点の平均値	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	全施策の市民満足度の向上を目的として、全施策の満足度の平均評価点の平均値を指標に設定
経常収支比率	97.3%	102.3%	95%	財政構造の弾力性を測る指標として設定
公共施設の利用しやすさの満足度	50.4 点	51.2 点 (平成 22 年度)	↗	公共施設の利用に関する満足度の向上（安全性を含む）を目的として指標を設定

4 関連する分野別計画等

- 第 2 期財政健全化計画（案）前期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- （仮称）吹田市公共施設最適化計画等（策定予定）

¹ライフサイクルコスト（Life cycle cost）とは、製品や構造物などの費用を、調達・製造・使用・廃棄の段階をトータルして考えたもの。

ベース (基本姿勢)	2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します
取組	2-2 社会の変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成と組織力の向上を図ります 既成概念にとらわれることなく、豊かな感性と柔軟な発想を持ち、粘り強く改善・改革を実践し、行動する職員を育成し、組織力の向上を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 少子高齢化の進行や核家族化、飛躍的な技術進歩による情報化の進展などの社会の変化に柔軟に対応し、改善・改革を継続して進めるために、職員自らが、能力向上を図るとともに、組織力を強化する必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 社会の変化に対応できる人材育成

- ・ 新たな行政課題に職員が主体的に取り組めるよう、研修の充実や学習支援を行います。
- ・ 市民ニーズを的確に捉えるなど、情報収集・分析・活用を行い、既成概念にとらわれることなく、市民の視点に立った政策を形成し、迅速に実行できる人材を育成します。
- ・ 市民や事業者との協働による政策実現に必要な政策の企画・立案能力をはじめ、リーダーシップ、コーディネート、ファシリテーションⁱなどさまざまな能力を備えた人材を育成します。
- ・ 効果的に政策を実現するため、幅広い視野を持つ職員や専門的な知識や技術を持つ職員など、多様な人材の採用・育成・配置を行います。

(2) 組織力の向上

- ・ 一人ひとりが能力を発揮し、主体性を持って行動し、意欲的に仕事に取り組める組織的な仕組みづくりを進めます。
- ・ 簡素で効率的な組織体制のさらなる整備に努めるとともに、組織横断的な連携など柔軟で効果的な組織運営に努めます。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
研修受講回数 (年間1人当たり)	2.5 回	4.3 回	5 回	研修内容の充実と職員のチャレンジ意識の向上を測る指標として設定
住民千人当たりの職員数(普通会計)	7.51 人	6.65 人	5.9 人以下	職員配置の最適化を測る指標として設定

4 関連する分野別計画等

ⁱ ファシリテーションとは、会議などにおいて、議論に対して中立的な立場を保ちながら話し合いに参加し、合意形成に向けて、深い議論がなされるよう調整の役割を担うこと。

ベース (基本姿勢)	2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します
取組	2-3 まちの魅力を積極的に発信します 人・もの・地域・先進的な取組などのまちの魅力を、市民・事業者・市外在住者などの対象に応じた確かつ積極的に発信することで、より多くの人に吹田の魅力を伝える取り組みを推進します。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市政や地域に関する情報の共有化を進め、市政への理解及び参画を促進することが、これまで以上に重要となっています。
- ◆ 本市の人口は、横ばいで推移することが見込まれますが、長期的には減少が確実視され、住民の獲得を目的とした都市間競争の時代が到来することが予想されます。市のさまざまな魅力を市内外に積極的に発信することにより、ふるさと意識の醸成及び定住人口の確保につなぐ必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 広報計画の充実

- ・ 政策の趣旨を多くの市民や事業者と共有できる、計画的な広報に取り組みます。
- ・ 情報発信の目的や、情報を届けたい対象、最適な手段といった、さまざまな要素を意識した広報に取り組みます。

(2) 広報媒体の充実

- ・ 広報誌、各種冊子、ホームページ、マスコミの活用など、既存の広報媒体を強化します。
- ・ SNSⁱ（ソーシャル・ネットワーキングサービス）やマスコットキャラクターなど、新たな広報媒体を活用します。

(3) 広報内容の充実

- ・ シティプロモーションⁱを意識した広報活動に努めます。
- ・ 地域活動やイベント情報など身近なまちの魅力を発信し、地域の活力の向上につなげます。
- ・ 市民や事業者とのネットワークづくりに積極的に取り組み、まちの現状や課題、求められている情報などの把握に努め、情報発信力の向上に取り組みます。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
市ホームページアクセス数	-	15,410,666 件	24,000,000 件	市の情報発信への充実度を測る指標として設定
ふるさと意識 (吹田をふるさとと考える市民の割合)	54.6%	56.2%	65%	ふるさと意識を測る指標として設定

4 関連する分野別計画等

第 2 期情報化推進計画（平成 21 年度～平成 25 年度）

ⁱ ソーシャル・ネットワーキングサービスとは、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことです。

ⁱ シティプロモーションとは、まちの魅力を市内外に積極的に PR し、郷土愛の醸成と市の認知度及びイメージの向上をめざす取組のことです。

ベース
(基本姿勢)

2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

取組

2-4 市民サービスを向上します

多くの市民が利用するサービスについて、身近な場所、都合の良い時間帯でサービスを受けることができる仕組み、安定的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。

1 まちの現状と課題

- ◆ ICTの活用によるさまざまな市民サービスの利便性の向上や業務の効率化への期待が高まっています。
- ◆ 高齢化の進展、多様化する市民のライフスタイルなどに対応できるサービスが求められます。
- ◆ 震災による市役所機能の停止など、危機発生時に行政サービスを継続して遂行するための備えが必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民サービスの利便性の向上

・コンビニエンスストアでの証明書の発行等、自宅パソコンやスマートフォン等インターネット活用により、時間や場所に制約されずサービスを受けることができる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 安定的な市民サービスの提供

・災害時であっても、外部データセンターなどの民間インフラを活用することで、必要な業務を継続できる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 親しみやすい市役所づくり

・市民の目線に立った、市民と行政サービスをつなぐ分かりやすい説明と質の高い接遇を徹底するなど、必要な市民サービスを受けやすい環境づくりに取り組みます。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
市の窓口サービスの満足度	—	—	50 点以上	窓口における市民の満足度の向上を目的として指標を設定した。

4 関連する分野別計画等

- 吹田市第2期情報化推進計画（平成21年度～平成25年度）